

令和7年第4回蟹江町議会定例会会議録

| | | | | |
|-------------|-----------------------|---------|------|---------|
| 招 集 年 月 日 | 令和7年12月11日（木） | | | |
| 招 集 の 場 所 | 蟹江町役場 議事堂 | | | |
| 開 会 （ 開 議 ） | 12月11日 午前9時00分宣告（第2日） | | | |
| 応 招 議 員 | 1 番 | 武 藤 くるみ | 2 番 | 多 田 陽 子 |
| | 3 番 | 志 治 市 義 | 4 番 | 石 原 裕 介 |
| | 5 番 | 山 岸 美登利 | 6 番 | 飯 田 雅 広 |
| | 7 番 | 板 倉 浩 幸 | 8 番 | 水 野 智 見 |
| | 9 番 | 三 浦 知 将 | 10 番 | 吉 田 正 昭 |
| | 11 番 | 冨 田 さとみ | 12 番 | 伊 藤 俊 一 |
| | 13 番 | 安 藤 洋 一 | 14 番 | 佐 藤 茂 |
| 不 応 招 議 員 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

| | | | | | |
|--|-----------------------------------|----------|-------|--------------|-------|
| 地方自治法第 121条の規定 により説明の ため出席した 者の職氏名 | 常特別勤職 | 町長 | 横江 淳一 | 副町長 | 加藤 正人 |
| | 政推進策室 | 室長 | 小島 昌己 | 政策推進課長 | 丹羽 修治 |
| | | ふるさと振興課長 | 浅井 修 | | |
| | 総務部 | 部長 | 鈴木 孝治 | 総務課長 | 藤下 真人 |
| | 民生部 | 部長 | 不破 生美 | 健康推進課長 | 後藤 雅幸 |
| | | こども家庭課長 | 小澤 有加 | 介護福祉課長 | 松井智恵子 |
| | | こども福祉課長 | 飯田 陽亮 | | |
| | 産建設業部 | 部長 | 肥尾建一郎 | 次長兼まちづくり推進課長 | 福谷 光芳 |
| | | 土木農政課長 | 東方 俊樹 | 環境課長 | 太田 圭介 |
| | 上下水道部 | 部長 | 伊藤 和光 | 次長兼水道課長 | 石原 己樹 |
| | 消防本部 | 消防長 | 竹内 豊 | | |
| 教育委員会事務局 | 教育長 | 服部 英生 | 教育部長 | 舘林 久美 | |
| | 教育課長 | 兼岩 英樹 | | | |
| 本会議に職務のため出席した者の職氏名 | 議事務会局 | 局長 | 萩野 み代 | 書記 | 荒木 慎介 |
| 議事日程 | 議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条) | | | | |

日程第1 一般質問

| 番号 | 質問者 | 質問事項 | |
|----|-------|------------------------|-----|
| 1 | 石原裕介 | 野良猫対策と取り組みについて問う | 30 |
| 2 | 安藤洋一 | 町内会と行政の関わりを問う | 35 |
| 3 | 板倉浩幸 | 蟹江町水道事業(料金等)のこれからは | 47 |
| 4 | 富田さとみ | 高齢者支援 配食サービスについて | 60 |
| 5 | 飯田雅広 | ①スタートアップ推進事業への取り組みは | 72 |
| | | ②中日二軍本拠地公募へ応募してはどうか | 79 |
| 6 | 多田陽子 | マイシティレポートの導入を求めて | 83 |
| 7 | 三浦知将 | 物価高騰対策について | 95 |
| 8 | 山岸美登利 | ①誰もが安心して搾乳できる環境づくりについて | 105 |
| | | ②がん患者の尊厳を守る支援拡充について | 107 |
| 9 | 水野智見 | ①教育環境の整備について | 115 |
| | | ②費用対効果は見合っているのか | 119 |
| | | ③舟入斎苑周辺今後の整備について | 123 |

○議長 伊藤俊一君

皆さん、おはようございます。

令和7年第4回蟹江町議会定例会継続会を開催いたしましたところ、定刻までにご参集いただき、誠にありがとうございます。

議員のタブレット及び理事者の皆さんのお手元に、議事日程と本日の一般質問の際の参考資料を配付しておりますので、お願いをいたします。

議員の皆さんにお願いがあります。本日、申請に基づき出席議員へタブレットの持込みを許可しております。利用される議員の皆さんは、傍聴者の方々に誤解を与えない利用形態で使用いただきますようお願いをいたします。

傍聴される皆さんにもお願い申し上げます。議事を円滑に進行するため、通信機器をお持ちの方は電源をお切りいただくか、設定をマナーモードにさせていただくようお願いいたします。

議会広報編集委員長から、広報掲載用の写真撮影をしたい旨の申出がありましたので、一般質問をされる議員の皆さんは、昼の休憩中に本会議場にて写真撮影を行いますので、ご協力をお願いいたします。

また、一般質問をされる議員の皆さん、答弁される理事者の皆さんに、議長と議会広報編集委員長からお願いいたします。一般質問を行った後、議場で読み上げた質問書及び答弁書の原稿の写しを事務局へご提出いただき、広報及び会議録の作成にご協力いただきますようお願いをいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1 「一般質問」を行います。

順次発言を許可いたします。

質問1番 石原裕介君の質問、「野良猫対策と取り組みについて問う」を許可いたします。

石原裕介君、質問席へお着きください。

○4番 石原裕介君

おはようございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従い、野良猫対策と取り組みについて質問をいたします。

質問に入る前に、このたびの青森の地震で被害に遭われた皆様に心よりお見舞い申し上げます。

では、質問に入らせていただきます。

近年、ペットを家族の一員として迎える家族が増えています。特に猫は、散歩の必要がなく、マンションなど限られたスペースでも飼いやすいことから人気が高まっています。コロ

ナ禍のおうち時間の増加も、ペット需要を押し上げた要因の一つです。

ペットの増加は、人々のライフスタイル多様化や心の癒しのニーズの高まりを反映していますが、同時に飼育放棄や繁殖管理の不徹底が、野良猫の増加という新たな社会問題を生み出しています。

飼い主のいない猫の対策を野良猫対策として、ボランティア団体や個人で活動されている人がみえます。野良猫のほとんどが飼い主に捨てられたり、家から出たまま迷い、戻れなくなったり、未手術の飼い猫が自由に野外に出て繁殖し、増えています。

決して餌やりが原因ではありませんが、野良猫の苦情は糞尿被害、ごみ荒らし、鳴き声やけんかによる騒音などと言われていたりますが、当町の飼い主のいない猫問題について伺います。

当町の野良猫の苦情件数と対応について伺います。

○環境課長 太田圭介君

ただいまご質問のありました猫に関する苦情件数とその対応についてお答えをさせていただきます。

当町に寄せられます猫に関する苦情の件数は、令和5年度は9件、令和6年度は10件、今年度は11月末現在で8件となっております。

苦情の内容といたしましては、餌やり行為に起因する近隣トラブル、庭や敷地内における糞尿被害、繁殖による頭数の増加などとなっております。

また、苦情が寄せられた際の対応といたしましては、原因となっている行為や個人が特定できる場合には、職員が現場へ赴き、当人に対して周囲への影響を説明し、自主的な改善を求めています。

しかしながら、大抵一度の対応で改善されることはありませんので、何度も足を運び、根気よく指導を行っているのが現状でございます。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

野良猫問題は、地域の環境問題にもつながっています。

苦情を伝えても引き取ってはもらえず、餌やりをやめると言っても、そう簡単に問題解決はできません。猫が好きな人も、そうでない困っている人も、相談しても即効性のある手段が少なく、また猫は繁殖力が高いのも大きな問題となっております。雌猫は、妊娠期約2か月、1年に2から3回出産し、1回に2匹から8匹の子猫を産み、また雌の子猫は、生後5ないし6か月で発情を迎えると言われ、猫は増え続けています。

それに猫は、動物の愛護及び管理に関する法律により愛護の対象になっているため、役所、保健所での捕獲や収容ができないため、地域の猫対策が必要となっております。

そこで、次の質問に移ります。

当町の雄猫、また雌猫両方の避妊・去勢手術の補助制度、利用件数、また現状効果をお伺いいたします。

○環境課長 太田圭介君

ただいまご質問のありました避妊・去勢手術補助金の制度内容、利用件数及びその効果についてお答えをさせていただきます。

当町では、猫の望まない繁殖を防止するとともに、それら猫による生活環境被害への軽減を目的といたしまして、飼い主のいない猫の避妊・去勢手術に係る経費に対して補助を行っております。

この補助金の過去2年間の実績は、令和5年度は54件、令和6年度は75件となっており、今年度はこれまでに64件に対して交付決定を行っております。

この事業は、効果が短期間で明確に表れるものではなく、地域への流入などもあり、一定の時間を要することが現実的であります。

また当町には、猫の捕獲や管理方法の指導、譲渡会の開催など、保護猫活動に熱心に取り組まれている団体がいらっしゃいます。このような団体とも連携しながら継続的に取り組むことで、長期的には、地域内における猫の総数の減少に寄与するものと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ボランティア団体と連携しながら、猫の総数の減少にこれからも力を入れていただきたいと思っております。

名古屋市は、ふるさと納税寄附金の目的や使い道の中に、「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート寄附金」を入れてみえます。かなりの寄附金が集まっているそうです。当町もふるさと納税寄附金の目的や使い道の中に組み込むお考えはありますか、お聞きいたします。

○環境課長 太田圭介君

ご質問のありましたふるさと納税の使い道に関してお答えをいたします。

議員からご提案のありました一つの事業を寄附金の充当先事業として指定した場合、寄附者の意向がより細やかに反映できるという点で、意義のあるご提案だと受け止めておりますが、事業メニューを細分化いたしますと、寄附者にとりましては、多くの選択肢から1つを選ぶ負担が生じ、いわゆる選択疲れによる寄附意欲の低下を招くおそれや寄附の途中離脱につながるリスクがあると考えております。

一方、現在の当町におけるふるさと納税の使い道は、第5次総合計画に掲げた施策体系の5つの分野から用途を選択できる仕組みを取っており、この方式によれば、個別事業に縛られず、分野全体として、課題に包括的かつ柔軟に取り組むことが可能になると考えております。

よって、寄附者の当町を応援する気持ちをより広範囲に酌み取り、お応えできるよう設定

しておりますが、寄附者の意向がより反映しやすい仕組みとなるよう改善の余地はないか、引き続き検討してまいります。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

名古屋市は、「目指せ殺処分ゼロ！犬猫サポート」に約2億円の寄附金が集まったそうです。当町も、改善の余地はないかご検討をお願いいたします。

稲沢市は毎年、無秩序に増えた飼い主のいない猫がトラブルの原因となる苦情が多く寄せられています。もちろん猫たちに罪はありませんが、こうした状況から猫を嫌う方がいるのも事実です。

そこで稲沢市は、猫が嫌われる事態をできるだけ減らし、不幸な猫を増やさないために、TNR活動を積極的に進めています。

TNRとは、野良猫問題の解決策として、世界中で広く行われている活動の一つです。TNRのTはトラップ、捕獲、野良猫を専用の捕獲機などで安全に捕まえます。Nはニュータ、不妊去勢手術、捕まえた猫に、雄なら去勢手術、雌なら避妊手術を行います。このとき、手術済みの目印として耳先をV字にカット、桜耳にすることが多いです。Rはリターン、元の場所に戻す、手術後、元の場所に猫を戻します。

猫はこれ以上繁殖しなくなり、地域の猫の数が徐々に減っていきます。野良猫の繁殖を防ぎ、数を徐々に減らし、殺処分を減らし、地域の環境や住民とのトラブルを減らし、猫の健康や福祉を守ることがTNR活動です。

稲沢市としては、飼い主のいない猫の避妊手術費用の補助を行い支援しています。補助を継続していくための資金調達として、ふるさと納税クラウドファンディングを実施しています。名古屋市も同様にふるさと納税クラウドファンディングを行ってみえます。

当町もぜひ、ふるさと納税クラウドファンディングを実施してみてもどうですか、お聞きいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、質問いただきましたふるさと納税のクラウドファンディングの実施の可否について答弁させていただきます。

ふるさと納税を活用したクラウドファンディングについて、ふるさと納税の仕組みも関係しておりますので、総務課から答弁させていただきます。

今年度も、様々な角度から歳入の確保に努めており、その中でも、ご提案いただいたクラウドファンディングの活用につきましては、ふるさと納税の推進の一つと捉えております。

明確な時期はまだ申し上げられませんが、ふるさと納税でのクラウドファンディングが可能なポータルサイトの確認や事務取扱の整理などの課題に取り組み、事業課である環境課と内容を検討しながら、事業の実施に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます、前向きなご答弁ありがとうございます。これからもよろしく願いいたします。

猫による被害により、人間同士のトラブルの原因となっています。人に優しい、そして動物にも優しい地域環境をつくるには、猫の好きな人も猫の嫌いな人にとっても安心して住める環境を、共に考えて進めていかなければならないと思います。そのためにも、地域猫活動の推進が必要と考えます。そこでお伺いいたします。

地域猫活動の推進とTNR活動の取組について、当町のお考えをお聞きいたします。

○環境課長 太田圭介君

ただいまのご質問についてお答えをいたします。

地域猫活動やTNR活動につきましては、地域における猫の問題を解決するための有効な手法の一つであると認識しております。

飼い主のいない猫の増加による糞尿被害や生活環境への影響は、地域住民の皆様にとって身近で深刻な課題であり、その課題解決には、行政だけでなく、地域住民やボランティア団体、関係機関などが連携し、合意形成を図りながら進めることが重要であると考えております。

当町といたしましては、地域の実情に応じた形で問題解決に取り組んでいけるよう、相談対応や啓発、避妊・去勢手術に係る経費への補助制度の継続的な実施などを通じて、地域猫活動やTNR活動を支援できるよう、基礎的な環境整備に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

補助制度の継続の実施、またTNR活動の支援を、これからもよろしく願いいたします。

名古屋市、稲沢市など、他の自治体もTNR活動を進めてみえます。公民館や掲示板などに、TNR活動の周知を町として行えませんか、お聞きいたします。

○環境課長 太田圭介君

ご質問のありました件についてお答えをいたします。

当町といたしましては、地域の生活環境の保全や動物愛護の観点から、適切に管理されたTNR活動には一定の効果があるものと認識をしており、その実施には、地域住民の合意形成や餌やりルール、清掃、トイレ対策など、地域での協力と適正な管理が不可欠であると考えております。

しかしながら、TNR活動に対しては、その効果を評価する方と様々な課題を懸念される

方の双方がおられることを承知しております。行政といたしましては、特定の立場に偏ることなく、中立的な姿勢で取り組むことが重要であると考えており、議員ご提案の公民館や掲示板を利用したTNR活動の周知については、慎重に検討する必要があると考えております。以上でございます。

○4番 石原裕介君

名古屋市や稲沢市は、ホームページなどで周知を行っています。当町はどのように周知をお考えですか、お聞きいたします。

○環境課長 太田圭介君

当町といたしましては、TNR活動の内容や期待される効果について、広報誌などを通じて分かりやすく周知し、町民の皆様のご理解を深めていただけるよう努めてまいります。以上でございます。

○4番 石原裕介君

ありがとうございます。

町民の皆様にTNR活動のご理解を深めていただくために、公民館や掲示板を利用した周知の検討をよろしく願いいたします。

地域猫活動としてはこれからも課題だと思います。広く町民に理解を求め、ボランティア団体と行政と一緒に考え、準備、対策を検討していただけますようお願いいたします。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 伊藤俊一君

石原裕介君の質問を終わります。

質問2番 安藤洋一君の質問、「町内会と行政の関わりを問う」を許可いたします。

安藤洋一君、質問席へお着きください。

○13番 安藤洋一君

13番 新風 安藤洋一でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従い、「町内会と行政の関わりを問う」と題しまして質問をさせていただきます。

地域において、町内会と行政は車の両輪であろうと思います。例えば、災害時の避難所運営やその災害時に備えた避難訓練、要支援者の把握や支援等、地域の実質面での運営を受け持つなどなど、町内会は非常に重要な役割を担っていると思います。お互い持ちつ持たれつ、必要不可欠なパートナーではないでしょうか。

そこで、町内会と行政に関する質問をさせていただきます。

なお、名称については、町内会、区会、自治会などいろいろあると思いますが、ここでは町内会という表現を使用させていただきます。

まず初めに、町内会に対して、行政はどのような認識をお持ちなのかお教えてください。漠

然とした質問で申し訳ありませんが、よろしく願いいたします。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ただいま町内会に対する認識についてということで答弁させていただきます。

町内会については、地域に根差した住民自治の組織であり、住民の皆様が、自ら主体的に地域コミュニティをつくり、支え合いの基盤となる極めて重要な団体であると認識しております。

一方で、町内会は、あくまで自主的な任意団体であり、行政がその運営に直接関与するものではなく、その自主性を尊重することが基本であると考えております。

しかしながら、地域の安全・安心、災害時の対応、見守り活動、地域行事など、町内会が担ってこられた役割は多岐にわたり、住みよいまちづくりに大きく貢献していただいております。そのため、行政と町内会は、お互いに支え合い、協力しながら、地域の課題に向き合っていく必要があります。

今後も、町内会の自主性を尊重しつつ、必要な情報提供や相談支援、連携の仕組みづくりなど、行政として可能な支援を引き続き行っていきたいと考えています。

以上です。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

きちっとした、しっかりとした認識を持っておられるということで安心をいたしました。

続きまして、せんだって行われました国勢調査ですね。これの在り方についてお伺いします。

まず、国勢調査においては、町内会にかなりの負担をかけていると思われませんが、その認識はおありでしょうか。

続けて、そもそも国勢調査は要るのかという声を様々な方面から聞くのですが、これについてはいかがお考えでしょうか。

また、マイナンバーカードでは、まだ対応は無理ということでしょうか、お考えをお教えてください。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

それでは、安藤議員のほうからは2点ご質問をいただきました。順番に私のほうから答弁させていただきます。

まず1点目でございます。

町内会に負担をかけているんじゃないかということでございます。

国勢調査につきましては、統計法という法律に基づきまして、行政の基礎となる日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、国内に住んでいる全ての人を対象に実施する国の最も重要な統計調査で、5年に一度行われております。

実地調査に関する事務は、地方自治法に基づき法定受託事務として町が担当し、調査員のほうは、町の推薦に基づき総務大臣が任命し、身分は非常勤の国家公務員となりますが、昨今、プライバシー意識の高まり、ワンルームマンション、オートロックマンション、外国人の増加等により、調査員の負担は大きくなっております。

当町では、約200名の調査員を配置する計画を立てねばならず、調査員の選定に当たっては、まず、登録調査員という者の中から選定をするものとしておりますが、次に、職員を含めた公募による選定、それでも不足する場合につきましては、町内会や民生委員等から推薦により選定をさせていただいております。

調査員の配置決定に当たっては、正確性、信頼性の確保及び安全に実施することはもとより、地域の実情、地域の地理に明るい方を配置し、円滑な実施に努める必要もございます。町内会の高齢化等による人手不足などにより、推薦に当たってはご負担をおかけしておることは承知しておりますが、引き続きご配慮いただきますようお願いをいたします。

2点目の質問でございます。

国勢調査は要るのか、マイナンバーカードではどうだというような質問でございます。

国勢調査につきましては、住民登録など届出に関係なく、10月1日現在、日本に住んでいる全ての人を、その人がふだん住んでいる場所、世帯ごとに調査するもので、人口減少、少子高齢化の最新の状況、就業状態などを地域別に明らかにするなど、町の未来を予想する上で欠くことのできない貴重なデータとなります。

住民基本台帳、マイナンバーカードでは、住居の種類、住宅の建て方等、昼間の人口と夜の人口の違いなど、国勢調査で把握される人口の様々な実態に関する統計情報を得ることができませんので、国勢調査は必要であると考えられます。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

負担をかけておるといふことの認識もおありということなんです、政府、国の法律で定められておるといふ、その大義は分かるんですけども、大義と実務との乖離が、ちょっと大き過ぎるのではないのかなという気はしておるんですね。それが、いろんな、実際にそこに携わった役員の方からの声として聞こえてくるんですけども。

その中で、今回のようななかなか対応してもらえないとか、もう駄目なところは、ポストに投函するだけでいいよとかとなると、本当に正確なものが取れるのか、どこまで精度があるのかという疑問も、調査しながら感じられておるんですね、調査員さんは。

ですので、そういう疑問を持ちながらやってもらわなければいけないというところに問題があると思うんですね。やっぱりやるからには、すっきりとした、こうやりやこういう成果があるんだというようなはっきりとしたものがあってこそ、じゃ、やろうという人間的な気

持ちが湧いてくると思うんで、それがちょっと問題ではないかなと思います。

蟹江町がどうこう言ってもしょうがないと言っちゃしょうがないんですけども、そういう声がたくさん聞こえてきました。

次の質問です。

国勢調査ですが、5年後は、このままの方法では調査員の引受け手がいなくなると思われますが、いかがお考えでしょうか。

今申しあげましたように、国のやることなので地方行政では何とも言えないでは、もう済まされないとこまで来ているような気がするのですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

地方自治体として、現状を踏まえた国への提言等をするつもりはおありではないでしょうか、お答えをお願いいたします。

○ふるさと振興課長 浅井 修君

では、ただいまの質問に対してお答えさせていただきます。

次回の国勢調査、5年後に実施される予定でございますが、その折には、調査員の選定に当たりましては、現在のやり方を基本としつつ、一定割合の調査員を人材派遣会社に依頼して派遣してもらう方法や、調査員の業務負担を少しでも軽減する方法などを検討していきたいと考えております。

また、国においては、オートロックマンションや集合住宅の一部の調査につきまして、管理会社の協力を得て、調査書類を郵送配付する方法が実証的に検証されております。こういった方法や今回の国勢調査の調査員の方々からの意見を踏まえまして、必要に応じて、県を通して国へ伝えさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

本当にそういう先のことを考えると大丈夫かな。今回の相手先の対応なんかをお聞きすると、本当にこれで正確なのかなという気がしますので、まずはそのところから、国もやり方を考えていってほしいなと思いますので、ぜひその提言をお願いしたいなと思っております。

それでは、3番目の質問に入ります。

ごみの集積問題についてお伺いをいたします。

まず、一部の集合住宅のごみ集積の問題については、その関わる町内会において、非常に問題になっていることはご存じでしょうか。

行政指導や条例の有無、新規条例の制定などを、その集合住宅の規模にかかわらず、小さい集合住宅、大きい集合住宅、そういう規模にかかわらず整備する必要があると思っておりますが、

その点についてはいかがお考えでしょうか。

○環境課長 太田圭介君

ただいまご質問のありました集合住宅のごみ集積場の整備についてお答えをいたします。

初めに、集合住宅の規模にかかわらず、入居者専用のごみ集積場を設けることは、ごみ出しマナーの確保や地域の生活環境を適切に維持していく観点から、有効な手段であると認識しております。

当町におきましては、現在、蟹江町宅地開発等に関する指導要綱に基づき、ごみ集積場設置への協力を求めています。全ての集合住宅に対して、一律にその設置を義務づけているものではありません。

また、ごみ集積場の義務化には、既存住宅への対応や建設コストの増加、狭小な敷地での設置スペースの確保など、様々な課題がある中で、特に懸念いたしますのは、ごみ集積場の位置が収集車の走行するコース上にない場合、ごみ収集が困難となり、適切な回収サービスを提供することが困難となるおそれがあることです。

そのため、当面は現行の指導要綱に基づく協力体制に努めながら、安定したごみ収集を確保していくことが適切であると考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

いろいろ本当、ルールづくりが重要だなと思うんですけども、先ほどちょっと課長もおっしゃったようなマナーですね。基本は、やっぱり一人一人のマナーだと思うんですね。それがどうしても欠けてくるというのか、責任感というんですか、それまでの教育だとか育った環境だとかいろいろあるんでしょうけれども、やっぱり非常に難しいというのはよく分かるんですけどもね。

本当にほっておいたら、その地域の町内会の皆さんが、もう本当にぐちゃぐちゃだよというような声をよく聞くんで、これも深刻な問題だろうと思いますので、ぜひとももう一度、またそういうときにちょっと見回りをしてもらって、その真相というか実情をつかんでいただいて、対策を考えていただきたいなと思います。

次に、一般のごみ集積所の問題についてお伺いをいたします。

集積場所の決定、変更についても、実際のところ、町内会にお任せの状況であると思いますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

もう一つ、集積場所の確保ができなければ、戸別収集も行政として考えなければならないと思いますが、この辺はいかがお考えでしょうか、お願いいたします。

○環境課長 太田圭介君

ただいま2点質問をいただきました。

まず1点目、ごみ集積場の運営について、まずお答えをさせていただきます。

ごみ集積場は、日常的に町民の皆様が利用されるものであり、その設置や運営に当たっては、周辺住民のご理解や合意が欠かせないことから、現在は、地域の実情に詳しい町内会のご意見をお伺いしながら進めているものでございます。

ただし、行政としましては、その責任を町内会に全て委ねているものではなく、設置場所の安全性や収集作業への支障の有無などを踏まえ、町内会と協議した上で決定していると、そのような認識でございます。

当町といたしましては、地域住民のご意見と運用上の制約などを踏まえながら、このごみ集積場がいかにか大切な役割を果たすのか、町内会の皆様にご理解がいただけるよう丁寧に説明し、適切なごみ集積場の設置、運用に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、戸別収集の考えについてお答えをさせていただきます。

ご提案をいただきました戸別収集の導入につきましては、排出者にとって、ごみ出しに係る負担軽減に加え、責任感や分別意識の向上が期待できる非常に有益な取組であると認識しております。

一方、課題といたしましては、収集作業員や収集車両の増員、増車などにより、回収経費が増大すること。すなわち、その増加分につきましては、町民の皆様の負担につながる可能性があるということが第一に考えられます。

加えて、ごみ処理施設の受入体制の問題をはじめ、町内を見渡しても、幅員が確保されない狭小な道路があり、収集車の進入が困難な地域があるなど、町全域で安定的に運用することは大変難しいものと考えております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。現実的な話ですね、ありがとうございます。

今の質問に重複しての、関連の質問になります。

通告していませんので、可能な範囲での答弁で結構です。

たしか、名古屋市では戸別収集をしていると思いますが、これから当町においても、どんどん高齢化やその先の独り暮らし化が進んでいくものと思われれます。あちらこちらで、ごみ出しもままならないという状況が見えてきますが、そこを見越しての対応も今のうちに考えておかなければならないと思います。

たまたま先日お聞きした話なんですけれども、足が痛くて知り合いの方にごみ出しをお願いしていたが、その方も同じようにご高齢で、足が痛くなり手伝えなくなりました。もうわやだわというお話でした。

ごみ出し難民が既におられるようです。それについてはいかがお考えでしょうか。

また、参考になる事例などありましたら、分かる範囲でお教えてください。

○環境課長 太田圭介君

ただいまの安藤議員のご質問の趣旨といたしましては、これから当町においても、高齢化や独り暮らし化の進展が見込まれる中で、戸別収集、その他ごみ出しへの対応について、町の考えはというところのご質問の趣旨だと思います。

これにつきましては、先ほどのご答弁のとおり、戸別収集については、財政面、運用面で大きな負担となりますので、現時点での戸別収集の導入は難しいというふうに考えております。が、ごみ収集の配置をはじめ、町民の皆様が、より負担なく快適に過ごせるような環境整備について、引き続き検討を重ねてまいりたいと考えております。

加えまして、参考になる事例はというところでお答えをさせていただきたいと思っております。

まず、神奈川県にありますとある自治体です。人口が約17万2,000人、世帯数としては約7万5,000世帯の自治体でございます。

こちらの自治体では、現在、当町のようなステーション方式から、一部の地域で可燃ごみのみを戸別収集していると、まずは実証実験をしているという自治体でございます。今実証実験をしているんですけども、その結果、この自治体におかれましては、可燃ごみの戸別収集の対象エリアを、来年の4月から市全域に拡大をするというような自治体がございます。戸別収集に切り替えた理由といたしましては、自治体の主導と地域からの要望と聞いております。

肝心の予算でございますけれども、ステーション方式の収集は年間で約2億3,000万円、戸別収集に切り替えると約5億6,000万円ということで、費用的には約2.4倍になっています。車両も作業員もおおよそ2倍、収集時間については1時間半程度増加したというふうに伺っております。

この自治体が抱える課題といたしましては、この先、戸別収集の対象品目を、可燃ごみ以外にも拡大をしていくことを目指しているんですけども、それに係る経費ですとか委託事業者の確保、そして、何より、市民にどのようにご理解をいただくかというところに課題があるというふうに伺っております。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。調査していただきましてありがとうございます。

そうですね、やっぱり費用面で、かなり2.4倍ですかね、かなりのもんですね。やっぱりそういうのを考えると、なかなかうかつにというか、気安く言えるものではないなというのがよく分かるんですけども、現実問題として、そういうのが差し迫っているというのも事実ですので、そこんところ両方バランスを取りながら、ここになってくると、もう町長の判断になってくるんでしょうけれども、遠くない将来の話かなと思いますので、それに向けて準備怠りなくよろしくお願ひしたいと思っております。

続けて、環境美化指導員さん、これも町内会と密接なつながりがあります。

その指導員さんも成り手不足で困っておられまして、町内会にも相談が寄せられているそうであります。例えば、シルバー人材センターに依頼できないかという声もお聞きしていますが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○環境課長 太田圭介君

ご質問のありました件についてお答えをいたします。

初めに、環境美化指導員の皆様には、日々、排出されるごみの分別指導や適正な排出への呼びかけなど、地域の環境を守る上で大変重要な役割を担っていただいております、そのご尽力に深く感謝申し上げます。

一方、議員ご指摘のとおり、近年は町内会での成り手不足が課題となっており、体制の在り方について検討が必要であると認識をしております。

議員からご提案のありましたシルバー人材センターへの委託につきましては、ご提案の趣旨は理解しておりますが、委託する場合には、委託料や活動範囲の設定、地域住民との連携方法など、新たに整理すべき点が多く、現時点では、直ちに導入することは難しい状況となっております。

また、環境美化指導員の活動は、地域の実情をよく把握している町内会との連携が欠かせない部分もあることから、まずは現行制度を基本としつつ、持続可能な運用となるよう、今後の制度改善に向けて研究を重ねてまいります。

以上でございます。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございます。

本当におっしゃるとおりで、やっぱりその地域の実情をよく知った人ならではの役目、お仕事なのかなと思います。単に業務委託だけでは、うまいこといかなのだろうということもよく理解しております。

なかなか難しい問題ばかり申し訳ないんですけども、これも、もうすぐ目の前に迫ってきておる問題だと思っておりますので、こちらのほうの研究もよろしく願いをいたします。

次に、役員の成り手不足についてお伺いいたします。

昨今、町内会だけでなく、あらゆる地域組織の存続が危うい状況であります。それぞれの組織の問題と言ってしまうえばそれまでですが、行き着くところ、地方行政にも大きな影響が直結してくる大問題であろうと思われませんが、いかがお考えでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

それでは、町内会役員の成り手不足についてお答えさせていただきます。

行政としても大きな課題であると認識しております。先ほど述べたように、町内会は住民自治の組織であり、その自主性を尊重することが基本ですが、地域コミュニティを支える重

要な役割を担っていただいている以上、役員の確保が難しくなることは、地域の支え合い機能の低下にもつながり、看過できない問題であると受け止めています。

成り手不足の背景には、少子高齢化や生活様式の多様化、担い手の固定化など、様々な要因があると考えています。こうした中で行政としては、嘱託員や町内会役員の皆様の負担軽減に向けた取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

先ほどの質問とも重なって、非常に行政とのパートナーですので、やっぱり人ごとではないなという気がします。

どんどん最近、そういう問題があちこちから聞こえてきますんで、こちらのほうも、ぜひ直接手は出せないにしても、相談があったら、親身に、真剣に乗ってあげて、解決策を一緒になって考えていただきたいと思います。

では、その次に、役員どころか、町内会会員の減少についてお伺いいたします。

今年、令和7年10月29日の報道で、福井県福井市の町内会と在住町内会退会者との間で、ゴミステーション、この名称は各地域で違うと思うんですけども、これの使用についての裁判が起こされて、名古屋高等裁判所金沢支部で和解が成立しました。

これを前例として、この地域、蟹江町ですね、蟹江町内。この地域でも、町内会未加入者や退会者との間で、ごみ出しの問題が発生した場合の、仮定ですけども、場合の解決策の一つと解釈できるのでしょうか、お教え願います。

○総務課長 藤下真人君

それでは、こちらの裁判、この件につきましては、福井県内の町内会とその地域に住む方との裁判であり、経緯等も含め個別の事案となるため、答弁は控えさせていただきたいと思います。申し訳ありません。

以上です。

○13番 安藤洋一君

まさしくそうですね、答弁しにくいっちゃしにくいんですけどもね。

この裁判の和解の内容を見ると、結構、町内会さん寄りの判決というか、要は、頑張っておる人が報われたなという気がしますので、町内会側として、やっぱりこれはちょっと明るい材料かなという気はしたんでちょっとお伺いしてみました。お答えとしてはしようがない話ですね。

次、行きます。

ある自治体においては、転入者に対して、町内会の存在や連絡を告知、案内などを行っているという話を聞きました。これについてはどのような見解をお持ちでしょうか。

また、続けて、行政において、在住町民や新たな転入者に対して、町内会入会のメリット、デメリットを通知することはできないのでしょうか。それが町内会に入るきっかけとなれば、町内会や行政にとっても幸いでありますし、ひいては、その町民の幸せにもつながると思うのですが、そのことについて蟹江町はいかがお考えでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

それでは、質問いただきました。

まず、転入者に対する町内会の告知、案内についての見解、行政において、在住町民や新たな転入者に対して、町内会入会のメリット、デメリットを通知することはできないのでしょうかというご質問いただきましたので、それについて答弁させていただきます。

町内会の自主性を尊重しながら、住民の皆様が地域と関わるきっかけを得られるよう、行政としてできる支援を検討し進めていけたらと考えております。

まずは、現在、当町においても、転入手続の際に、くらしの便利帳というものを配付しておりますので、必要な情報をそちらに掲載していきたいと考えております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

ありがとうございました。

まるきりないことはないということは、あるということで、そういう手だてが。ですので、ぜひそういうのを有効に使っていただいて、お知らせ願いたいと思います。

ここから繰り返しの質問になりますが、再度、ご答弁をお願いしたいと思います。

町内会に加入するかしないかは、それはそれぞれの選択の自由としましても、転入者にとっては、逆にその存在や情報を知る権利は誰にでもあるのではないかと思います。それによって得られるメリットも、ぜひとも知っていただきたいと思ひますし、そういった組織や活動に興味のある方もおられるかもしれません。

現役の役員さんだけでは、そういった方たちとの出会いやつても限られています。そういった観点からも、ぜひとも知っていただく機会を設けていただきたいと思ひます。その点について、いかがお考えでしょうか。

お手元に、これは長野県岡谷市の作成したものなんですけれども、岡谷市が作成した加入を促すパンフレット、それと「広報おかや」という岡谷市が発行している広報ですね。蟹江町も発行している広報と同じようなものだと思うんですけれども。これで、岡谷市の広報の中で特集記事として自治会の特集記事を組んでいるんですね。中身はちょっと個人情報入っていますんで、テレビに映すのはちょっと控えさせてもらいますけれども、ここでは区長さんですかね。区長会の会長さんとかそういった方のコメントだとか、それからいろんな記事が市の広報として取り上げられています。

つまり、地域の行政が、積極的に町内会の案内や加入を促す活動をして、これを見ると、

何ら差し障りあるものではないということが伺えます。このあたりも鑑みて、ご答弁をお願いしたいと思います。

○総務課長 藤下真人君

それでは、改めてご答弁させていただきます。

貴重な資料、ご提供いただきありがとうございます。

こういったことも含めまして、まず先ほど答弁をさせていただきましたが、新たに蟹江町の住民になられた方について、まず転入手続の際のくらしの便利帳を配付しておりますので、まずそこに必要な情報を掲載していくというところから始めさせていただきたいと思います。以上です。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

そういうことで、ぜひとも取り組んでいただきたいなと思います。

ここから要望です。

他の市町の手法を参考にして、パンフレットやチラシで転入者に告知をしていただき、一方で、広報誌において、町民に小まめにコラム記事などで周知していただくなど、毎月1町内会ずつ紹介しても、蟹江町においてですと2年以上かかる計算になりますので、単発特集記事よりも効果的かと思われます。ぜひとも町民の皆さんに、町内会の活動や意義について積極的に情報を提供していただきますよう、要望をいたします。

それでは、最後に、蟹江町の町内会の事情に精通されている横江町長にお尋ねいたします。

会長の成り手がいない、または見つからない町内会も既に出始めていると聞いております。このような町内会の現状を踏まえ、今後の町内会と行政との関わりなど、総合的な観点から町長のお考えをお教えてください。

○町長 横江淳一君

それでは、安藤議員のご質問にお答えしたいと思います。

総合的な答えというのは非常に難しいんでありまして、蟹江町トップとして、正確な答えなのかどうか、また再質問していただければいいんですけども、地方自治体と町内会の関わりというのは、もう最も重要な関わりだと今でもずっと思っています。

安藤議員もご存じだと思います。いつも僕、挨拶の中で、蟹江町は136年の歴史を持つということは、皆さんに蟹江町の歴史をしっかりと知っていただいて、行政に入ってきていただきたいというのを促すつもりで私はご挨拶をさせていただいております。

明治22年以来、蟹江町の私、第17代になるんですけども、町長として、まだまだ歴史の浅い部分と歴史深い地域と、蟹江町11平方キロと小さな町ではありますけれども、そういう町内会が混在しているのも事実でありますし、比較的、ほかの地域の自治体と比べますと町内会の数が多いんですね、ほかと比べると。

じゃ、町内会の数を一緒にしたらどうだとか、いろんなことを言われる方がありますが、まずは、地域の実情に合った行政をしながら、町内会の皆さんと、もう今は、区長さん、嘱託員さん、町内会長さんは、非常勤公務員じゃありませんけれども、非常勤公務員でありますいろんな方々も、区長さんが任命されたりしておみえになりますので、決して、地位だとか立場で動いてみえるわけではないとは思っています。

そういう考え方の中で、ごみの処理だとか、それからいろんな情報の共有だとか、まずは皆さんが執りやすい環境を、それぞれの町内会で執っていただくということが必要だというふうに思っています。

蟹江町、いろんなイベントをやっております。町主催のイベント、商工会主催のイベント、ボランティアの方の主催のイベント、そういうイベントにまず積極的に出ていっていただく、そんなような広報誌をこれからも出していきたい。町が先導してではなくて、町がサポートをして、そういう会にしっかりまず入っていただいて、こんなコミュニティがあるんだよということを、若い人、それから高齢者の人に、僕が言っていくことが一番必要なのかな。

地道な努力だとは思いますが、まずそれから始めて、それで地方自治に関するところは町がしっかりやらせていただく。地域のことに關しては、協働のまちづくりという一つのコンセプトの中でまちづくりをやるという蟹江町の考え方にのっとって、まずはコミュニティを見ていただく、のぞいていただく、そんな環境をつくっていききたいというふうに思っています。

安藤議員も、八幡という比較的新しい地域に住んでおみえですので、いろんな方がいろんな意見を言われるのは十分承知おきしてございます。そういう意味でいけば、とにかくコミュニティに参加をしてください、出てくださいということを、安藤議員からも促していただければありがたいと思います。

たくさん問題があるのは十分承知をしておりますが、まずは「隗より始めよ」で、そこからやっていければいいのかなというように思っております。

以上です。

○13番 安藤洋一君

どうもありがとうございました。

まさしくそのとおりで、本当に狭い地域でも知らないとか、そういう関わりが全然持てないとかというのが現実に本当に普通にあるものですから、やっぱり今おっしゃったように、まずは関わりを持てるような、そういう行事だとかそういったもので、私も考えているのは、いつも、何とかそういう人たちを引っぱり出せるかなというのは考えておるんですけれども、そういうことで、まずは交流、基本的な基礎的なところの交流が持てるような地域になるといいなというふうに考えておりますので、一緒になってご協力いただきながら進めたいと思っております。

今回の質問は非常にデリケートな問題であり、答弁しにくい質問であったと思いますが、一つ一つに丁寧なご答弁を本当にありがとうございました。

昔の個々人が弱かった時代、組織や団体に物事に当たることが普通であった時代から、少しずつ個人の存在が認められ、個人で問題を解決していく、今はそんな過渡期かもしれません。いや、既にそんな時代になってしまっているかもしれません。

そんな流れの中で、今現在、町内会のみならず、あらゆる団体や組織の多くが、後継者不足や存続の危機に瀕しております。これは即、車の両輪の片方である役場行政の滞りに直結してくると考えられます。

先ほど一例を申しましたとおり、町内会の存在をアピールし、後押ししている自治体も幾つか存在します。蟹江町におきましても、この先、大変な事態に陥る前に、各町内会と協力して、何らかの手を打っていただくことを切に要望いたしまして、私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 伊藤俊一君

以上で安藤洋一君の質問を終わります。

ここで、ふるさと振興課長、環境課長の退席と、上下水道部次長兼水道課長、介護福祉課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。10時15分から再開といたしますのでよろしくお願いいたします。
(午前10時03分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時15分)

○議長 伊藤俊一君

質問3番 板倉浩幸君の質問、「蟹江町水道事業（料金等）のこれからは」を許可いたします。

板倉浩幸君、質問席へお着きください。

○7番 板倉浩幸君

7番 日本共産党 板倉浩幸でございます。

私は、「蟹江町水道事業（料金等）のこれからは」と題して伺っていきます。よろしくお願いいたします。

蟹江町の水道事業は、地区ごとの簡易水道組合を統合し、昭和46年に蟹江町上水道事業として創設されました。これまでの間に、水源の変更や給水量の増強及び人口増加による拡張を行ってきましたが、平成21年からは、愛知県営水道を100%受水することになって今日に至っています。

創設以来60年に至ろうとしている現在、町の創生総合戦略等が進められる中、水道施設の

耐震化や老朽施設の更新など課題は多く、このような背景の下、中長期的な経営の取組や財政支出の見通しを明らかにするため、令和元年に、令和10年度を目標とする蟹江町水道事業経営戦略を策定し、この水道事業経営戦略は、水道法に基づき、将来にわたって安定的に事業を継続するための中長期的な経営計画で、愛知県営水道からの受水を100%とする体制の下、地域の実情に応じた安定供給と経営の健全化を目指し、具体的な戦略内容は、事業計画と水道ビジョンを連携させ、使用料の減少や施設の老朽化といった課題に対応しつつ、水道料金の適正化や施設更新を計画的に進めることが重要となるとしています。

しかしながら、エネルギー関連コストの上昇等による物価高騰、愛知県営水道が令和6年10月に、1立方メートル当たり2円及び令和8年4月に4円の料金の値上げが予定されております。令和6年度に令和16年度を目標とする経営戦略の見直しが行われ、水道料金等について、必要な調査及び審議を行う審議会も開催されています。

初めに、水道事業の経営状況について、3点お伺いをいたします。

まず、蟹江町水道事業での令和6年度及び5年、10年前の決算をお聞きいたします。

純利益、また利益剰余金、いわゆる内部留保、ため込みはどうでしたか、お聞かせをお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

それでは、今ご質問のございました水道事業の決算における純利益、利益剰余金についてお答えさせていただきます。

まず、令和6年度でございますが、純利益としまして1,509万2,467円でございます。利益剰余金のほうが4億1,167万6,213円となっております。5年前の令和元年度でございますが、純利益が5,720万1,528円、利益剰余金が10億2,583万4,032円でございます。10年前の平成26年度でございますが、純利益は9,626万8,610円、利益剰余金が15億6,777万7,081円でございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今、決算を、現在、令和6年度決算終わって、5年前、10年前聞いてきました。

純利益も毎年厳しい状況になってきているのも、あと利益剰余金についても減ってきていることが決算でも分かります。

そこで、私自体、平成29年、ちょっと前ですけれども、決算で、この当時9,000万円の純利益を上げ、利益剰余金も10億円、先ほど10年前でも15億円ということで、10億円を超える額のため込みをしております。給水原価についても、ちょうどこの頃、9円31銭下がったことで、時代に沿った料金体系に努力するならば、格差社会である今、毎年増やしている利益剰余金を使って水道料金に還元すべきだと考えて、この当時、水道事業特別会計だったんですけれども、これに反対をして、理由としては、10億円以上の利益剰余金もあるということ

で反対討論をしています。

では、給水収益や一般会計からの繰入金等の収益で、維持管理費や支払利息の費用をどのように賄っているか、基本的な収支バランスを示す重度の指数である経営収支比率があります。この経営収支比率はどのような状況なのか、過年度分も含めてお聞かせをお願いいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

ご質問ございました経常収支比率ですね。こちらのほうの率でございますが、令和6年度につきましては102.24%、5年前ですと108.91%、10年前ですと117.51%となっております。

こちらは、先ほど議員もおっしゃいましたが、単年度の収支が黒字であることを示す100%以上になるということが重要でございます、現状としては100%を満たしているという状況でございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

現状100%以上あるということで、現在はそこまでは厳しい状況じゃないと言えるのではないかと思います。

では、供給単価、いわゆる販売価格と給水原価、生産原価との関係を見る料金回収率があります。この料金回収率はどのような状況なのか、令和6年度に99%と若干100%を下回っていますが、それ以前は110%前後の年度もあります。これについてお願いをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

それでは、ご質問がございました料金回収率についてお答えさせていただきます。

これは、板倉議員もおっしゃいましたが、供給単価を給水原価で除したものとなっております。これは、水道水を供給するのに要した費用を、給水収益でどの程度回収をしているのというのを示した数字となっております。

令和6年度につきましては99.30%でございます。こちらのほうも100%を下回っているというのが原価割れという状況でございます、令和6年度は原価割れを起こしたという状況でございます。

基本的にこちらのほうも、5年前は108.91%、10年前の平成26年度が110.99%と、基本的には100%を上回っている状況でございます。一部、令和2年度、令和5年度と、特別な対応として、コロナ対策ですとか物価対応の対策をしている時期につきましては100%を下回っているという状況でございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今、経営収支比率と料金回収率、どれとも100%を若干下回っているんですけども、常に110%前後を、ここ数年、10年前もそうですし、そんな状況であります。

では、次です。

水道事業の経営状況の見通しについて、2点ほどお伺いをいたします。これについては、現行の料金体系でお願いをいたします。

まず、料金収入、給水収益はどのように推移しているのか、お願いをいたします。

また、施設の稼働が収益につながっているかを示す有収率があります。これが令和6年度で86%となっており、改善の必要もあると言えますが、この点についてもお願いをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

今ご質問がございました料金収入についての経緯でございます。

こちらのほうですが、給水収益としましては、令和6年度は約6億1,300万円ということになっております。10年前が6億4,600万円ほどでございますので、10年前に比べて約3,300万円ほどの減少となっております。こちらのほうは、給水人口の減少、節水機器の普及等による水利用の減少ということから、今後もこの減少傾向は続くと思われま

す。有収率につきましてでございます。令和5年度、6年度、大体85、6%ということとなっております。大体目標としているのが90%でございますが、こちらは、送水した水量のうち実際に使用され、料金収入に結びついた水量の割合を示す指標でございます。

有収率が低下する主な要因としましては、漏水ですとか、工事後に赤水等が発生しないように洗管作業を行う作業などが考えられます。こちらの老朽化した配管等、計画的な更新、漏水修繕についても迅速な対応など、継続的に対応を行っている状況でございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

料金収入についてお伺いをいたしましたけれども、人口減少と節水のおかげでどんどん減っていくよ。

有収率については、常に決算や何かでも、予算でもお聞きして、どうしても86%ぐらいから改善がなかなか見えないんですよ。90%を目標とするとしているんですけども、なかなか漏水等で有収率下がっているのが現状で、これをやっぱり上げていかな、料金収入にまると影響してきますので、上げていかなければならないと思います。この点については、90%を目指して頑張っていたきたいと思います。

次の質問ですが、見通しで、水道事業の会計の仕組みで、収益的収支と資本的収支の2つに分かれております。

水道事業は、税金ではなく、町民の皆さんから頂いた水道料金で事業を行い、独立採算制で経営を行っており、会計も一般的な行政経費を扱う一般会計から独立をし、水道事業会計として計算を行っています。

水道事業会計は、地方公営企業法に基づき、収益的収支と資本的収支に分けて計算するこ

ととなっております。

収益的収支は、日々の事業を運営するための取引のことで、収入については水道料金など、支出については人件費、動力費、いわゆる水道に送るためのポンプや水道施設を運行するのに必要な電気代や燃料代の維持管理費、また受水費、県営水道から水道水を購入する費用などがあります。

また、資本的収支は、水道施設の整備や更新など、長く使うものの取引のことで、収入には企業債や補助金など、支出には工事請負費、企業債の返還金などがあります。

収益的収支で得た利益を資金とし、水道施設の整備を行っていくというのが水道事業経営の基本的な仕組みであります。

そこで、投資・財政計画において、この収益的収支と資本的収支はどのような見通しなのか、お願いをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

ただいまご質問がございましたが、今後の投資・財政計画の見通しについてお答えさせていただきます。

いわゆる収益的収支でございます。

先ほど議員もおっしゃられましたように、こちら、水道料金の収入を主とするものでございますが、こちらは、給水収益の減少及び県水の値上げ、物価、資材、人件費の増による費用の増加によって、今後は赤字基調となる見通しでございます。

資本的収支でございます。

こちら、いわゆる建設改良費です。老朽管の更新ですとか耐震化、水道施設の更新などが主な支出になりますが、こちらのほうも物価等の高騰により、支出が多くなっていく見通しとなっております。

そのため、収益的収支で発生した余剰資金から補てんする必要がある資本的収支にはあるんですが、これは見通しとしましては、2032年には補填財源の残額が不足するという見通しとなっております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今、収益的収支と資本的収支をお聞きしました。

いろいろ先ほどずっとお話をできて、ここが収益的にも資本的にも厳しい状況になっていくということで、取りあえず令和6年度、令和7年度も多分、そこまでは何とかなるんだけれども、今後5年後を考えると厳しい状況ということでもあります。

そこで、今回の質問で、水道事業経営戦略に、給水収益全体で2026年10月に25%、2031年10月に25%となる料金改定を将来計画に反映とあり、審議会では、このような内容の給水収益で、2026年度中に25%、2031年度中に25%となる料金改定を検討しますとあります。

計画最終年度である2034年度に、補填する財源残額が4億円以上、料金回収が100%以上達成するために、全体でおよそ40%の改定が必要です。一度に40%の改定をすることは、使用者に多大な負担がかかるとして、2回に分けて改定を検討する。そして、また40%改定では、計画期間最後の2035年度には、料金回収率が100%を下回る見込みであるため、その後の事業継続も考慮し、2回目の改定も25%前後を前提に検討しますと、経営戦略でも審議会でもこのような話が出てきております。

この点についての、いわゆる料金改定についてお願いをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

それでは、ご質問がございましたが、経営戦略につきましてご説明をさせていただきます。

経営戦略では、今後の施設の更新や耐震化、人口減少に伴う使用水量の減少を見据えた長期的な経営の安定化を目的としたものでございます。それに伴いまして、料金改定を段階的に実施する方針を示している状況でございます。

その中で、将来、災害発生時におきましては、長期的な断水なども考慮することから、少なくとも半年程度の事業継続のための資金確保が必要と考えております。今後10年間の営業費用、企業債償還1年当たりの平均値を出しまして、約8億円程度であることから、その半分に相当する4億円以上の補填財源の確保、料金回収率の100%以上を目指すという計画となっております。

先ほど議員もおっしゃいましたが、これを達成するには、全体で40%の水道料金の改定が必要となるというシミュレーションになっております。ただし、一度に40%の改定をすることは、使用者に対して多大な負担がかかることから、2回に分けて改定するというのを経営戦略のほうでは検討したところでございます。

一応、経営戦略上では、これですと最終年度的には、総収入が約9.9億円、純利益が約1.1億円まで改善をし、資本的収支につきましても、補填財源の残額も改善するという見通しでございます。

今回、審議会のほうでも、この経営戦略を基に審議を行っているところでございます。この中で、経営戦略では25%、25%の2回ということをやっていますが、この審議会におきましては、このパーセントですね、実際に2回に分けて25%、25%がいいのか、3回にするのとか、そういったようなことも踏まえて検討していく予定でございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

経営戦略に基づいて審議会で、今答弁あったように、これから、まだ第1回目が終わったところみたいですので、これから審議していくということで、値上げはやむを得ないような答弁であります。

では、上下水道部長にもちょっとお聞きをしたいと思っております。

今、課長のほうから答弁がありましたけれども、本当に料金改定が必要なのか、どうして経営状況が厳しくなってきたのか、愛知県営水道が令和6年10月及び令和8年4月に料金改定の値上げの要因が大きいのか、まとめて再度、部長に答弁をお願いいたします。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、私のほうから答弁させていただきます。

近年、物価の高騰や県水の値上げなど、ますます経営が厳しい状況が続いてまいります。また、水道料金収入が減少傾向であるため、現行の料金体系では、そのままでは経営状況、資金不足に陥る見込みでございます。

今後も、安定で安全、安心した水道水を供給するためには、審議会等において料金改定の検討が必要であると考えております。引き続き検討してまいりたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

○7番 板倉浩幸君

今部長からも、今後このままの料金体系で行くと資金不足になる。確かに、赤字では何ともならない現状でありますので、その辺は考慮していかなければならないんですけども、僕も議員になった頃、本当に内部留保、いわゆるため込み、10億円以上あったんですよね。先ほど答弁あったように、コロナの支援金で基本料金の全額免除をやって、水道事業でできたんですよね。その当時は、何とか経営が安定していて出したわけですけども、それが今現状、県水の値上げの原因もあると思いますけれども、厳しい状況だということです。

実際に、答弁しにくいかもしれませんが、今、物価高騰で本当町民の皆さん苦しんでいるんですよね。また、国のほうも、重点支援地方交付金が、蟹江町も今後どうしていくかという議論もあると思いますけれども、そんな状況の中で、生活に欠かせない水道を値上げする。多分、値上げする方向で調整していくんだと思うんですけども、この点について、どう町民にお願いをしていくのか。

町民の、今、物価高騰で、多分、ご存じのとおり、本当疲弊しているのは十分分かっていると思うんですよね。けど、そんな中で水道料金まで値上げかよってなると思います。その点について、答弁できたらお願いをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

今議員のほうからご指摘がございましたが、いわゆる物価高騰でいろいろ生活にお困りの方等、皆さんおみえということは重々承知でございます。

物価高騰対策につきましては、当然、町として総合的に考えて、それは個別で対応していただく必要があるかと思いますが、水道事業としましては、中長期的に見て、今後の経営の状況を見て、経営判断をしていく必要があるかと思っております。

それについて、やはり水道事業の現状というものを、町民の皆様にもきめ細かに説明して、ご理解を得ていく必要があるかと思っております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

長期的に10年後を見据えた料金体系を取っていかなあかんという答弁です。

ぜひとも町民に分かっていただくように、やっぱり努力していただきたいと思います。

では、先ほど水道事業の経営の状況の見通しで、現行の料金体系でお聞きしました。次は、料金改定反映後の経営状態をどう見ているかであります。先ほど言った収益的収支と資本的収支の見通しについてお願いをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

今後の見通しでございますが、料金等につきましても審議会等で審議していただいて、今後の方針を決めていくという状況でございます。

ただ、見通しとしまして、例えば、経営戦略上では先ほど言いましたが、40%料金改定をすれば経営的には改善する見通しということになっておりますので、水道事業としては、今後審議会を通じて慎重なご審議をしていただいて対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

まだ決まったわけじゃないけれども、見通しは持っているんですね。料金改定したらこんな見通し、でなければ経営戦略もできないので、見通しは持っているけれども答弁的にはちょっと控えたいなということですね。

では、9月議会でも、適正な原価を水道料金収入で賄うことを原則とする独立採算制の枠組みの中で、その性質上、水道料金で負担すべきではない費用について、国の補助金等、また県及び町の一般会計が負担すべきもので間違いないかとお聞きをしました。

再度この点について、一般会計からの繰入れについて2点ほど、上下水道部長にお伺いをいたします。

1点目として、基準内繰入れのほか、一般会計からの繰入れは予定していないと経営戦略にもあります。管路をはじめとした水道施設の耐震性の強化は水道事業だけで賄うべきではないと考えますが、水道事業自体の考えをお聞かせお願いいたします。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、ご答弁申し上げます。

現在、本町では、一般会計で負担すべき経費を、総務省通知に基づき、公費負担すべき費用として繰入れして事業運営を行っております。

しかしながら、現在、この公費負担については明確な基準が示されていないのが現状でございます。

日本水道協会のアンケートの中でも、防災対策については、国や都道府県、市町村も負担すべきものではないかと考えられてございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

明確な基準がない、前回の9月議会でもそういう答弁でした。

先ほど部長が言った総務省の通知でも、防災対策、確かに、耐震管の取替え、これを本当に水道事業だけで考えるべきなのかということです。

次ですけれども、水道施設の耐震化。

今言ったとおり、この耐震化は公共性の確保という面からの判断で実施されており、最低限のレベル確保は、まさにコア・サービスであるということからも公費負担ではないか。同じ答弁になるかもしれませんが、再度お願いをいたします。

○上下水道部長 伊藤和光君

それでは、私から答弁させていただきます。

水道水は、人々の健康、衛生、経済活動を支えるコア・サービスのひとつと認識してございます。その中で耐震化は、災害など発生しても被害を最小限に抑え、また早期復旧させるべき重要な事業でございます。

国への要望をしながら、補助要件等に該当するものがあれば活用して事業を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

国への要望、また県への要望も本当に必要だと思います。

蟹江町から、基準がないということで、なかなか入れられない状況でありますけれども、災害対策で耐震化やらなければならない現状を踏まえて、水道事業だけで行うべきものなのか、本当に決めなければいけないと思います。

では、水道料金についてお伺いをしていきます。

水道料金の計算方法は現在どうなっているのか、まずお願いをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

それでは、水道料金の計算方法について、簡単にご説明のほうさせていただきます。

蟹江町では、基本料金と水量からなる水量料金の2部料金制を採用しております。2か月の場合ですと、20立米までは基本料金の2,300円、これは税別でございます。20立米を超えますと、使用水量ごとに超過料金が発生していく形となります。この基本料金と超過料金の合計額に消費税を加えた額が水道料金となります。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

現在、そういう2か月で20立米までということでありまして。あとは、それ以上だと追加料金ということで発生していきます。

前回、平成16年、平成20年に水道料金の見直し、値上げがされましたが、この要因は何か
お願いをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

平成20年度と平成16年度、2回にわたりまして、町が料金改定を行っております。

そのときは、20年度には平均でいうと22.31%の料金改定、16年は16.8%となっております。

こちら主な要因としましては、県水の値上げによるものとなっております。平成12年度から平成15年度にかけて県水のほうが値上げしたことが大きな要因で、料金の改定をした経緯
がございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

前回は県水の値上げが要因で値上げをしたということで、平成16年、平成20年で、大体
40%ぐらい値上げをしたんですよね。

今後、水道料金についてちょっと今後提案ですけれども、今答弁のほうで、基本料金2か
月で、20立米の水量を一律の定額の基本料金で、使用していない水量まで料金収入にしてお
ります。この点について議会等でも質問をしていますけれども、今後の考えをお願いいたし
ます。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

基本水量についてご質問がございました。

現在、蟹江町においては、口径の大きさによらず、2か月で20立米まで基本水量として基
本料金が2,300円、一定という形になっております。

そもそも基本水量という考えが、公衆衛生上の観点から、生活上必要な一定程度の水の使
用を促すということを目的としておりました。水道普及率がほぼ100%に達した現在では、
その目的は達成されているのではないかとこの考えもございますので、この件につきまして
も、審議会等で検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

もう一点、先ほど答弁もあって、蟹江町の水道料金の体系自体、口径別ではなく用途別で
あります。

県内の水道事業者のほとんどが口径別であります。今後、蟹江町の水道事業も口径別を取
り入れていく考えがあるのか、お願いをいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

口径別の料金設定についてご答弁させていただきます。

口径別の料金設定でございますが、こちら、メーターの口径を基準に価格差を設ける料金

体系となります。これは、口径の大きさによりまして流量が変わり、その流量に応じて水道施設の維持管理コストが大きくなることから、口径別に基本料金を設定する料金体制となります。こちら、県内及び全国でも主流の体系となっております。

こちらのほうも、今回の審議会におきまして、口径別の料金体系につきましても審議していただく方針でございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

今、質問した内容については、審議会等でも議論していくということでもあります。

口径別じゃないので、13ミリも20ミリも同じ基本料金ということに、現在、今なっていますし、ゼロから20立米、大体100%水道水が引けたので、この考えも見直していきたいという答弁でした。

では、町長にお伺いをいたします。

水道は命に係わる重要なインフラであり、安全、安価な水道水の確保、供給は町の責務であります。国や県への整備費用への大幅な補助金等の要請とともに、町としても一般会計からの繰入れで対応すべきこともあるのではないのでしょうか。この点について町長の考えをお願いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、板倉議員のご質問にお答えをしたいと思います。答弁漏れ等々ございましたら、またご指摘をいただければありがたいと思います。

水道料金の件であります。るる今の収支状況をご説明させていただきました。大変厳しい状況がこれからも続くであろうということは、お察しはいただけるというふうに思います。重要なライフラインでありますので、未来永劫しっかりと整備をしていかなきゃいけないということは十分考えてございます。

資本的収支、収益的収支も含めて、大変厳しい状況がもう数年先にはやってまいりますので、我々としても、県水の値上げの際、ちょうど町村会の会長をやってございまして、近隣の首長さんと、県水の値上げはもう何とかならないのかということをお願いに行った経緯もございしますが、やっぱり厳しい状況の中でお願いをしたいということで、今こういう状況になっているのも事実であります。

ただ、今議員言われましたように、一般会計からの安易な繰入れというのは、僕は、企業会計、特別会計でございまして、それはまず避けるべきだと。

ただし、今防災の観点で、老朽管がどんどん破裂して、水道水が、インフラ整備が今本当に頂点に来ている。古い導水管が破裂をしているということを考えますと、やっぱりこれは、一般会計でというのは分かりますよ。私もそれは理解できますし、これからしっかりと要望していかなきゃいけない問題だと思っております。

ただ、今、例えば国保の問題、ちょっと問題が違いますけれども、特別会計の中で、法定繰入以外に蟹江町も実はやっています。額は少ないです、いつも指摘をされますけれども。それでも急激な保険料の値上げを避けたいということで独自でやらせていただいておりますが、水道料金につきましては、やっぱり僕は安易にやるべきではないと思っています。

ただ、審議会の中でしっかりとご審議をいただいて答申をいただくことになっております。12月も、あと1回審議会があるということで、私もそれを受けて、また皆さんにご説明するときがあるかと思いますが、ライフラインしっかりと守っていきたいと思いますし、水道料金についても有収率も下がっています。ペットボトルを飲むんでしょうかね、あまり水道料金が上がらないのか、ちょっとそこ分かりませんが、ただ、下水道の工事とともにパイプを替えておりますので、それでやっぱりたくさん水を出しちゃっていることもあって、有収率が低いというのも一つ促せる原因なのかなと、先ほどの質問の中で思っていました。

何はともあれ、水道料金のことにつきましては、真摯に向かって、また結果を出させていたいただきたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○7番 板倉浩幸君

国保の例を例えて町長言ってくれたんだけど、やっぱりライフラインで、災害対策で、水道事業だけでやらないといけないのかというのは、本当に考えなければいけないのかなと思います。

決して、町もそこまで裕福がある財政じゃないと思いますけれども、ライフラインとしてしっかりやっていただきたいと思います。

今、県内の水道事業者自体も値上げが結構、津島でも来年とか言われていますし、名古屋市も値上げをされております。本当、その原因が県営水道、先ほど町長の答弁でも、県営水道の値上げが要因の一つなんですよね。そういうことで、水道利用者の負担だけでなく、国や県、また町の一般会計からも考えていただきたいと思います。

では、最後に、蟹江町議会で開催したあなたの意見を聴く会で質問がありました。

三明神社の今川東公園北側に、今使われていない浄水ポンプがあり、質問された方のそのまま使っていますので、若干違うかもしれませんが、「浄水ポンプがあり、フェンスもあるので心配はないが、道路際にあるので災害時に心配で仕方がない」と不安な声もあります。これはどのような施設なのか、今後の予定はどうなのか、お願ひをいたします。

写真がありますので、これが現地の写真であります。この施設がどのようなものなのか、今後の予定をお願ひいたします。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

では、ご質問がございました三明神社、今川東公園の北側にある揚水ポンプですが、こちらは今川東浄水場でございます。かつての水源の一つでございました。現在は、これは休止

状態となっております。所在地としましては、今川東108番地1で、敷地面積としては約400平米ぐらいとなっております。

現在は休止中ということで、水源としては使っていない状態でございます。現在は倉庫として使用している状態ですが、ふだんは無人のため、フェンスで囲いまして施錠がしてあるという状態でございます。

一応、写真にもございましたが、建物としましては、残っているのが旧のポンプ、ポンプが入っている、いわゆる建屋があるという状態でございます。写真を見まして、タンクですね。それがかつての急速ろ過機とか配水用のタンクになりますが、こちらのほうは、基礎のほうに嚴重に固定されてある状態でございますので、ご不安な面もあるかと思いますが、適切に管理をされている状況だと考えております。

こちらの今後につきましては、将来的には、災害用の貯水槽などを設置できればというようなことを検討しておるところではございます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

写真見ても、タンク自体がもうさびて、このタンクなんですけれども、昔使っていたということなんですけれども、実際に倒れてきたり、災害来たときに、倒れてきたら、もう壊しちゃうのかもしれないけれども、本当に大丈夫ですか。町民の方は、通ればちょうど道路際にあるので、本当心配でならないということでしたけれども、この辺どうでしょうか。

○上下水道部次長兼水道課長 石原己樹君

こちら、基礎のほうに嚴重に固定はされておるので問題はないとは考えておりますが、再度また点検のほうをさせていただいて、もし問題があるならば適切な対応を考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○7番 板倉浩幸君

水道事業自体に、まだ剰余金等もあれば、壊していきたいんだと思うんですけれども、壊すか、災害用のタンクにしたいという答弁もあったんですけれども、ぜひ何らかの手を打っていただきたいと思えます。

今回、水道料金等のことで審議会の内容も含めて質問をしてきました。ちょっと時間あるので、令和6年度の県営水道の決算を見たんですけれども、実質、県営水道の令和6年度の決算では、水道料金収入5億円増えています。年間の給水量は4億立方メートルで、半年間で2円分の値上げに相当します。一方で支出、当初の値上げの原因が電気代、物価等の影響でということでしたけれども、動力については微増にとどまり、その結果、経常利益は前年比2億円増の6.5億円、利益剰余金6億円増の40億円まで跳ね上がっている決算であります。

この点について、本当に県営水道を上げる必要があったのか。我が党の県会議員も反対討

論をしましたけれども、質問等もして、上げるべきではなかったんじゃないかと質問をしています。

できれば、来年の値上げはまだされていけませんので、4円の値上げを食い止める、町長も先ほど、やっぱり県水の問題があるということでしたので、ぜひ中止できるものはしてもらいながら、蟹江町の水道事業の安定化も考えてやっていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○議長 伊藤俊一君

板倉浩幸君の質問を終わります。

質問4番 富田さとみさんの質問、「高齢者支援 配食サービスについて」を許可いたします。

富田さとみさん、質問席へお着きください。

○11番 富田さとみ君

11番 新生クラブ 富田さとみでございます。

議長に許可をいただき、通告書に沿って「高齢者支援 配食サービスについて」質問させていただきます。よろしくお願いいたします。

今回の質問は表題のとおりでございますが、今まで介護認定を受けたときに、食事の提供について、地域包括支援センターのケアマネジャーからの紹介、民生委員からの紹介で利用している方のお話を伺うことがありました。マンション内でも、配食の際、対面できず、連絡を取れず、やむなく警察に連絡したことなど聞いたことがありました。

高齢者の方への支援の一つとして取り組まれていることは伺っております。また、利用者の方から今回ご意見を伺う機会があり、では、実態や現状はどうなっているのか教えていただきたい、この場での質問とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

まず初めに、高齢者配食サービスのシステムや内容について、まとめて幾つか質問いたします。

まず初めに、このサービスですが、いつ頃から取り組まれている事業でしょうか。

次に、事業の目的についてお教えてください。

民生委員の方や地域包括支援センター、ケアマネジャー、介護認定を受ける際に紹介されてサービスを受けるようになったお話も聞きましたが、ホームページには介護福祉課とあります。窓口についても教えていただきたいです。

次に、手続はどのような手順になるのでしょうか。

このサービスを受けられる対象はどのような方々になりますか。

お弁当のカロリーを含めたメニューや回数などの配食内容や金額などについてもお尋ねいたします。よろしくお願いいたします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいま、議員のほうから合わせて6つの質問をいただきましたので、順番にお答えをさせていただきます。

初めに、いつ頃からのサービスかについてですが、配食サービスの基となる給食サービスが始まったのが、平成4年11月であったと、当時の蟹江町社会福祉協議会の広報誌に記録をされております。それによると、給食の回数は月1回で、事業者ではなく、ボランティア団体が協力して実施したようでございます。

次に、事業の目的でございますが、高齢者の安否確認と健康的な食生活を確保することでございます。

窓口は、町から事業を委託しております蟹江町社会福祉協議会となります。

手続きにつきまして、利用される場合の手続きでございますけれども、先ほどの窓口である社会福祉協議会へ利用申請書と個人情報提供に関する同意書を提出いただきます。また、申請内容に変更があった場合も同様に、窓口のほうで届出書をご提出いただきます。

続きまして、利用の対象となる方につきましては、65歳以上のおひとり暮らしの方、65歳以上の方のみで構成される世帯に属する方でございます。

最後に、配食内容、金額についてお答えをさせていただきます。

普通食の場合、1食がおおむね600キロカロリー以下に計算された弁当を、平日の昼食としてご自宅へ届けています。配食事業者へお支払いする弁当代は1食当たり620円で、そのうち利用者の自己負担額は350円、残りの270円を町が補助しております。

また、普通食以外にも、糖尿病、腎臓病等に対応した医療食や、ご飯の柔らかさを選べるものもあります。利用者の自己負担額はそれぞれ異なりますけれども、町は普通食と同様に1食当たり270円を補助しております。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

平成4年から、今と少し形態は違い、ボランティアで行っていたのが、お弁当の業者が入り、安否確認も兼ねた今現在の見守り型の配食サービスに至っているわけですね。平成4年といいますと、介護保険制度以前からの事業であり、蟹江町の取組は、ほかに比べとても早いなと思っております。

メニューの中に硬さの好みも反映されている点や、糖尿病をはじめ医療食などと、心を尽くされていることに感心いたしました。ただ、1日1回のみ配食とお聞きし、夕食などについてはご自身で考えていただくんだなということが分かりました。

再度お聞きしたい点がございまして、本人が直接手続きに赴かなくてもいいのでしょうか。例えば、民生委員の方やご近所の方など、第三者の方が申し込むということはできるのか、お教えてください。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまご質問がありました本人が窓口で手続をしないといけないかについてお答えをさせていただきます。

配食サービスをお申込みされる方の中には、外出が難しい方が多くいらっしゃるため、代理の方でも手続をしていただけます。特に、地域包括支援センターの職員が手続されるケースが多いと伺っております。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

代理での申込みもできるということで、本人が行けない状況でも申込みができるということ、理解できました。

では、次に、このサービスについて、告知方法についてお尋ねいたします。

このようなサービスがあることについても知らない方も多くあり、教えていただきたいです。お願いいたします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

社会福祉協議会の委託内容ということでよろしいでしょうか。

○11番 富田さとみ君

ちょっともう一度繰り返します。

先ほど、再度お聞きしたのが、手続に赴かなくてもいいかとお伺いいたしました。

今6番目が終わりましたので、7番目のこのサービスについての告知方法についてお尋ねしているところでございます。知らないという方もございますので、申し訳ございませんがお教えください。

○介護福祉課長 松井智恵子君

すみません、大変失礼いたしました。

配食サービスのお知らせ方法について、改めてご回答をさせていただきます。

町と蟹江町社会福祉協議会のホームページに掲載すること、また、社会福祉協議会の広報誌へは年に1回4月に掲載しているほか、地域包括支援センターの職員やケアマネジャー、民生委員児童委員等、高齢者との関わりが深い方へ事業の説明を行い、配食サービスが必要な方へ情報が届くようにしております。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

必要な方へのお知らせということですが、限られた中で、知るすべが少ないのではないかと感じております。必要だけれども知らずに過ごしていらっしゃる方もあるかと思ひますの

で、その点ご丁寧によろしくお願いいたします。

では、次、8番目の質問にまいります。

先ほどのご答弁にもございましたが、社会福祉協議会への委託とありました。このサービスに対する補助はどのような形態で行われているのでしょうか。一括で支払われているのかお教えてください。よろしくお願いいたします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ご質問いただきました社会福祉協議会への委託、補助内容についてお答えをさせていただきます。

社会福祉協議会への委託内容は、配食サービスの利用申請書等の受付、利用者や配食事業者等の連絡調整、配食事業者への料金の支払い、配食事業者の選定、利用者の安否確認等、配食サービスを実施するための事業を委託しております。

補助内容としては、弁当1食当たり270円を町から社会福祉協議会へお支払いしまして、社会福祉協議会から各配食事業者へお支払いをしております。このほか、社会福祉協議会へ事務費として、1食当たり30円をお支払いしております。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございます。

毎月確認をして支払いがなされているということ、数字も含め全て把握されていることを知りました。また、社会福祉協議会の手数料ですが、決して高くないと感じました。業者、利用者、1食の割合についてもよく分かりました。ありがとうございます。

では、次に、利用者が申請をされてから、お弁当が届くまでの流れについてお教えいただけます。お願いいたします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました申込みからお弁当が届くまでの流れについてお答えをさせていただきます。

窓口へ利用申請書等を提出されますと、社会福祉協議会から町へ事業の対象者であるか確認をすると同時に、配食事業者へ連絡調整を行い、利用の可否が決定されます。申請者へは、利用申請書の提出から1週間ほどでご通知をさせていただいております。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

申請者の確認も含めた手順を踏み、お弁当が届くのが1週間後くらいということ。本人や家族の状況を確認することが重要だと思います。

では、10番目の質問になります。

現在、配食サービスを行っている事業所はどのくらいあるのでしょうか。また、今後増やすご予定はいかがでございますか。選定条件なども教えていただければと思います。お願いいたします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

現在の配食事業者数は4事業者でございます。

配食を実施できる事業者から申出がありましたら、利用者の選択肢を増やすことや適切な数を確保するために追加をしていきたいと考えております。

配食していただく事業者の条件といたしましては、海部地区または近隣の市町村に本社、営業所があること、弁当配達の実績があり、年間を通じて安定したサービスの提供が可能であること。町の配食サービスは、弁当を利用者に直接手渡しで行うことにより安否確認をし、緊急時は連絡ができることとしており、これらの条件の満たす事業者を社会福祉協議会が選定しております。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

安定したサービスを継続していただけるのが一番重要なことだと思います。また、声かけなど見守りも兼ねているサービス提供の一翼を担っていただいていることは、大変ありがたいと思います。ほかの業者でも補助があると、高齢者の方によいかと思い尋ねさせていただきました。

ここまでシステムや手続などについてお尋ねしてきましたが、次にお尋ねしますのは、配食サービスの対象者は65歳以上のお独り住まい、65歳以上のご家庭とあります。蟹江町の高齢者などの把握はされているのでしょうか。先ほどのご答弁の中にも、毎月の支払いということで利用数の把握はされていると思いますが、状況なども把握はされていますか。

介護認定を受けないとサービスを受けられないと思われる節もあります。再度確認させていただきますが、介護認定を受けられていない方でもサービスを利用できますか。よろしく願いいたします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました高齢者家庭の把握等についてお答えをさせていただきます。

配食サービスをご利用されている高齢者家庭の把握は町でも行っております。

利用者数につきましては、毎月社会福祉協議会から実績報告があり、補助金をお支払いしておりますので、事業者ごとの利用者数と述べ利用食数を把握しております。令和7年10月の実績では、全事業者合わせて利用者数は203人、延べ利用食数が3,126食でした。

介護認定以外の方のご利用につきましては、介護認定がご利用の必要条件とはしておりま

せん。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

介護認定を受けていなくても受けられるというサービス。足腰が弱くなって買物に行きづらくなった方、奥様を亡くされ、料理をしたことのない独居の男性の方など、様々な方が申込むことが可能だということですね。

実際の利用数ですが、約3,000食、約200人という数字ですが、9,000人を超す高齢者人口にあって、利用数は少ないのかなというふうに感じました。

では、次の質問にまいります。

この配食サービスは高齢者が対象となっています。このサービスには該当しないが、病気や障害がある方への食事提供などの支援はあるのでしょうか。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまご質問にお答えをさせていただきます。

先ほどご答弁させていただきましたとおり、町の配食サービスの対象は65歳以上のおひとり暮らしの方、65歳以上の方のみで構成される世帯に属する方ですので、年齢が65歳に達していない方につきましては対象外となります。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

では、次に、この配食サービスは社会福祉協議会が委託されている事業ですが、お弁当の内容やメニューなどについて把握はされているでしょうか。

また、利用者やお弁当を提供していただいている業者からの意見を聞かれる機会はあるのでしょうか。意見を聞かれ改善した点などございましたらお教えてください。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきましたお弁当の内容などの把握や意見を聞く機会等についてお答えをさせていただきます。

窓口である社会福祉協議会では、実際のお弁当を検食して、品質や内容について確認を行っております。町の担当課であります介護福祉課の職員につきましても、実際に配食されている弁当を自費で試食するなどして内容を把握しております。

また、意見を聞く機会や改善点でございますが、利用者からは、利用している配食事業者を変更される場合や利用を中止される際にお伺いできたご意見は、窓口である社会福祉協議会から町や配食事業者に共有され、内容の改善につなげていただいております。配食事業者へは、社会福祉協議会から必要に応じてご意見を伺い、町へ共有されます。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

メニュー、栄養面も考慮されている点や業者の変更も可能ということで、極力利用者の声を聞かれていることも分かりました。また、ご試食もされたそうで、ありがとうございます。

メニューに対し不満を感じているご意見もございましたけれども、全て満足のいくことがなかなかできないと思いますが、これからも耳を傾けていただきたい項目です。よろしく願いいたします。

では、この配食サービスは、安否確認を兼ねた見守りも目的ですが、直接のお弁当の受渡しをするようになっております。会えない場合や連絡がつかない場合、またアクシデントが起きた場合はどのように対応されているのでしょうか、町のほうにも連絡が入るのでしょうか。

また、もし、倒れていた場合などどうされるのか、どうされたのかも教えてください。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました対面での受渡しができない場合等の対応についてお答えをさせていただきます。

直接対面での受渡しができず、利用者の安否が確認できない場合は、配食事業者、社会福祉協議会が連携して、利用申請書に記載いただいております緊急連絡先へ連絡し、利用者本人と連絡がつかないことをお伝えさせていただきます。緊急連絡先や社会福祉協議会職員や町の職員でご自宅への訪問や、状況に応じて警察への通報等を実施しております。

町へは、安否確認ができない時点で、社会福祉協議会から情報提供がされます。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

いろいろな対応をされていることを改めて知りました。連絡がつかない場合に、職員の方が訪問したり、親族への連絡などを対応されていること、お聞きできました。

では、次にまいります。

物価がどんどん上がる昨今ですが、配食サービスを担っている業者も、人件費、食材費に係る金額は抑えられないものと考えられます。そのような中でも安定したサービス継続のため、ご苦勞されているのではないのでしょうか。

業者の負担軽減のためと安定した栄養価とサービス継続のためにも、補助額の増額を検討していただければと存じますが、いかがでございましょうか。

また、お正月やクリスマス、そして、お誕生日に合わせた特別メニューなどはあるのでしょうか、お願いいたします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました補助増額の件と、また特別メニューについてお答えをさせていただきます。

配食事業者へのご意見を伺い、令和6年度から、弁当1食につき120円の値上げとなる改定を行いました。

議員がおっしゃるとおり、サービスを継続していくために、引き続き配食事業者からの意見を伺いながら事業を進めてまいりたいと考えております。

特別メニューにつきましては、事業者ごとに異なりますが、季節の行事に合わせた献立や、月に一度、「ご馳走の日」と称して特別メニューを提供している事業者もございます。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

来年4月からの、1食当たり120円の補助を上乗せ（P69で内容の訂正あり）していただけること、既にご検討いただいていることを伺い安心いたしました。変わらぬサービス充実につなげていただきますよう、お願いいたします。

また、特別なメニューを提供されている業者もあるとお伺いして、細やかな気持ちで食事を提供していただけることに感心しております。無理強いはできませんが、ほかの業者でも、無理のない程度でできるだけの支援はお願いいたします。きっと利用される方々も喜ばれるのではないのでしょうか。

では、今までは、蟹江町の配食サービスについてお伺いいたしました。では、ほかの業者などのサービスなどについて利用されている場合、支援、援助、補助はないのでしょうか。お願いいたします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

町の配食サービス以外をご利用いただいている方への配食に関する支援はございません。以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

そうですね。蟹江町のサービスに限られているというわけです。

冷凍で1食分が届き、その都度、電子レンジで温めるものを選ばれたり、蟹江町以外の業者を利用されている方もあるので、お聞きいたしました。同じようなサービスを利用しているのであれば、蟹江町の配食サービスを選んでいただきたいものです。

また、私の知り合いのお母様は、同じ業者だと飽きるので、違う業者に変えて、メニューや味の違いを楽しんでいるそうです。業者が増えてもいいのかなと思っております。

では、次にまいります。

先ほどの質問にも通じますが、利用者を増やす工夫はされているのでしょうか。必要とされる方へお届けするためと伺いましたが、町のサービスを利用した場合、メリットもあれば広く周知してよいかと思います。いかがでしょう。

ホームページでは、あまり内容が伝わらないと感じました。定期的な応募や周知させることも必要かと考えます。また、町公式ホームページでは、社会福祉協議会のホームページに飛びます。内容が書かれておりますが、町の事業であることがもっと分かりやすいとよいかと感じました。

新聞のチラシやCMなどで、取ってみたい、おいしそうと目移りすることは多いことですが、公共ではなかなか無理かと思いますが、工夫も必要かと思っておりますのでお聞きいたします。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまご質問いただきました件についてお答えをさせていただきます。

配食サービスの住民への周知ですが、先ほどご答弁させていただいたとおり、議員もおっしゃったとおり、ホームページや広報誌へ掲載しているほか、高齢者との関わりが深い方への事業の説明を行い、配食サービスが必要な方へ情報が届くようにしております。

今後、町の広報誌にも定期的に掲載し、広く周知をしてまいります。

町の配食サービスを利用された際のメリットといたしましては、安否確認ができる点や、町が弁当代を一部負担していることから利用しやすい価格になっている点が挙げられます。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

毎月発行の広報かにえでも取り上げていただけること、皆様に広く知っていただけそうです。

介護認定を受けていない方にも利用できるサービスと理解していただき、困っている方が利用しやすくなるのではないかと期待いたします。また、ほかのサービス利用者も興味を示していただけるかもしれません。サービス内容、医療食を含めたメニューの紹介など、画像などもあれば頼む人も把握しやすく、いろいろな伝達手段をご検討願います。

では、最後に、利用者の状況を把握できていることから、災害時にその情報を活用することを検討できないでしょうか。

対象が高齢者ということは、災害時には要支援者・要配慮者になることが考えられます。平時でも安否確認されていること、災害時でも安否確認や救援やいち早くできるようになるのではと考えます。

個人情報優先されるでしょうが、多くの配食利用者情報を、ほかと共有するネットワークとして利用できないでしょうか。これがサービスを選ぶ選択肢になればと思いますが、いかがでしょう。

○介護福祉課長 松井智恵子君

ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

配食サービスの対象者は、65歳以上のおひとり暮らしの方、65歳以上の方のみの世帯です。で、議員がおっしゃるとおり、災害時には要支援者となる方が多くいらっしゃると思われま

す。今後、防災担当部局と常時意見交換を行う等、連絡方法について考えてまいりたいと思っ

ております。先ほど、ごめんなさい。答弁の修正をさせていただきたいと思いますので、お時間をいた

だきたいと思います。少し前にご質問いただきました補助増額の内容についてのお答えでございますけれども、令和6年度から、1食につき120円の値上げとなる改定を行ったというのは、こちらはお弁当の額の改定でございまして、補助額の増額ではございませんので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

そうですね。やはり個人情報には外に出さない約束の下、皆様が利用されているので別になるということ。災害後のサービス再開の有無を確認まではしていただけるとのこと。もしものときには、ぜひいち早く支援が届くようお願いいたします。

申し訳ございません。もう一度、ちょっと先ほどの、聞こえづらいところがありましたので、よろしいですか。

○介護福祉課長 松井智恵子君

補助増額のご質問いただいた際のご答弁について訂正をさせていただきます。

配食事業者に意見を伺って、弁当1食につき120円の値上げとなる改定を行いましたけれども、こちら令和6年度から改定をしております、補助の増額ではございませんで、お弁当1食につき全体の金額を120円値上げさせていただく改定でございますので、訂正をさせていただきます。

以上でございます。

○民生部長 不破生美君

補足で、私のほうからご説明させていただきたいと思います。

令和6年度から、先ほど来、課長のほうが申し上げております120円の値上げをさせていただいたというのは、自己負担のほうを120円値上げさせていただいたという形になります。

ですので、令和6年度のときに値上げをさせていただいて、今後いろいろと検討などはさせていただきますけれども、令和8年度につきまして値上げをするということは、まだ今の

ところ検討はしてございません。申し訳ございません。

○11番 富田さとみ君

ありがとうございました。

前回、お話を聞いたときにそのように伺ったと思ったので、申し訳ございません、こちらの勘違いだったかと思えますけれども。

では、まだそういった値上げとか、まだ上げたばかりなのでなかなか無理ということなんでしょうね、分かりました。ちょっと先ほどの私の言ったのも、はい、分かりました。ありがとうございます。

では、少し私自身勘違いのところありましたけれども、やはり続けていただくためにはご検討もいただければと思いますので、よろしく願いいたします。

では、最後に、町長にお伺いしたいと思います。

先日、青森で地震もあり、被害も出ております。

この配食サービスの日常的な見守りが、災害時に大きな助けにつながることであり、健康状態や利用者はもとより、周辺環境や状況を知ることになるのではと考えます。こうした取組が、配食サービスを選ぶときの選択肢の一つでもよいのではと思っております。

今後、横の連携で、災害時に迅速な支援、救援につなげることができると考えます。大規模災害時の食料支援を目的に、弁当宅配サービス業者と防災協定を締結している都市もあり、これにより、迅速な食料調達や配送を可能にすることを目指しております。災害時には、被災して食料確保が困難な高齢者へ、配食サービスが有効な手段となり得ます。

当町でも、参考に、ネットワークの一環としてご検討していただくことはいかがでしょうか、お考えをお聞かせいただきますようお願い申し上げます。

○町長 横江淳一君

それでは、富田議員のご質問にお答えしたいと思います。

通告がなかったんで、今一生懸命考えさせていただいてしゃべらせていただきます。

蟹江町の高齢者率、今もう25%を超えました。65歳以上の方が9,700人以上、今蟹江町におみえになりますし、過日、独居老人さんの会食会、毎月1回あるんですけれども、必ず私も参加をさせていただいております。

そんな中で、この配食サービス、大変歴史があるサービスでありまして、非常に最初は、ちょっとあまり評判がよなくて、いろいろ町当局も苦労されたというふうに思いますし、今業者の皆さん方に、本当に安価で続けていただいているというのは感謝に堪えないわけがありますけれども。

特に防災についての今ご質問をいただきました。まさに富田議員おっしゃるとおりでありまして、そういう方、要援護者の方にはほぼイコールすると思います。個人情報扱い方もいろいろ問題がありますが、コミュニティの中で、町内会の最低限の情報としてお持ちいただ

ければありがたいと思いますし、町が全ての情報を知るということはなかなか難しいわけですが、それでも地域で配食サービスを受けてみえる方、延べでたくさんおみえになりますので、そういう方の情報を絶えずランダムに聞きながら、町としてもやっていければというふうに思っております。

包括協定を結ぶということも中にありましようし、その前に、利用者さんとちょっとお話をしながらどんな方法が一番いいのか、始めてやっていきたいなと今ここで思いました。またご協力をいただければありがたいと思います。よろしく申し上げます。

○11番 富田さとみ君

町長、どうもありがとうございました。

こうしたサービスが、平常時、災害時間問わず継続され、住民の安心・安全につながっていただければと存じます。

先ほど町長もおっしゃいましたが、個人情報が一番の制約になっていて、踏み切れないところ、多い一つだと思っております。災害時には命が最優先だと思っております。利用していただくときに、災害時での情報の共有を伝えておくことも後々のトラブル回避になると考えます。

介護保険制度がまだない頃からの事業です。支援の範囲を広げるためにもよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、今回、高齢者配食サービスについてお尋ねさせていただきましたが、過去を遡ると、30年以上高齢者に寄り添い、細やかなすばらしい取組であると感じました。

町公式ホームページを拝見しますと、社会福祉協議会のホームページに移行され、町から全てをお任せされていると感じることもありますが、職員の方々が、連絡のつかない方へ連絡や訪問など行い、毎月の人数や状況把握に努められていることや、栄養面やカロリーなど、実際に食し、確認されていることもお聞きできました。何かあったときには、すぐ動かれて確認されていることも、住民の皆様にも知っていただきたい機会となりました。今回の質問をきっかけでしたが、利用者の声のメニューについても不安がありました。毎日健康で過ごしていただける内容、メニューが増えればと思っております。

業者の皆様も少しでも負担が軽くなるよう、期待しております。また、このサービスの安定化と充実化、そして、長く継続していただけますよう、これからもお願ひしたいと思ひます。

今以上を求めたとき、予算のことや今現在の業者だけでは足りなくなるなど、課題も出てくるかと思われますが、どうぞ一つずつ一つずつ取り除いていただきますよう、併せてお願ひ申し上げます。

また、社会福祉協議会と共に、よりニーズに合った高齢者支援としての事業を拡大していただければとお願ひ申し上げます。

最後の質問で申しましたが、このような配食サービスのシステムを、ぜひ災害時に役立てていただきたいと、活用できる環境を整えていただきますようお願い申し上げ、私からの質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 伊藤俊一君

以上で富田さとみさんの質問を終わります。

ここで、上下水道部次長兼水道課長、介護福祉課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、政策推進課長の入場を許可いたします。

ここで少し早いのですけれども暫時休憩といたします。午後1時から再開といたします。

(午前11時45分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時00分)

○議長 伊藤俊一君

質問5番 飯田雅広君の質問、「スタートアップ推進事業への取り組みは」と「中日二軍本拠地公募へ応募してはどうか」を許可をいたします。

飯田雅広君、質問席へお着きください。

○6番 飯田雅広君

6番 立憲民主党 飯田雅広です。

それでは、議長の許可をいただきましたので、大項目1「スタートアップ推進事業への取り組みは」の一般質問を行います。

スタートアップ企業とは、革新的な技術やビジネスモデルを基に、短期間での急成長を目指す新しい企業を指します。単なる新規事業とは異なり、IPOやM&Aといった出口戦略を前提に急速な成長とイノベーションを起こすことを目的としています。

日本政府は、スタートアップこそが課題解決と経済成長を担うキープレイヤーであるとの考えの下、2022年をスタートアップ創出元年と定め、同年11月、今後5年間のうちに日本国内のスタートアップへの投資を増やすことを目的としたスタートアップ育成5か年計画を策定しました。

その計画は、スタートアップ創出に向けた人材ネットワークの構築、スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化、オープンイノベーションの推進、この3本柱の取組を一体として推進していくことを宣言しています。

愛知県では、愛知県が競争力を維持し、日本、世界をリードしていくため、スタートアップを起爆剤としてイノベーション誘発の土壌となるスタートアップ・エコシステムの形成、充実を目的に、2018年10月にA i c h i - S t a r t u p戦略を策定しました。そして、昨年10月に名古屋市鶴舞に国内最大級のオープンイノベーション拠点、S T A T I O N A i

が開業されました。STATION Ai オープン後は、STATION Ai を中核としてスタートアップ支援の取組を一層強化し、スタートアップの創出、展開、育成、誘致を推進し、愛知県独自のスタートアップ・エコシステムの形成の促進を目指しています。

エコシステムとは、本来は生態系を意味するもので、経済分野においては、地域資源が有機的に結びつき循環する中で自立的に成長、発展していく成り立ちを意味します。

Aichi-Startup戦略において起業希望者に対し企業や弁護士等の専門家、地域資源など有機的に結びつき循環させながら、スタートアップの創出を地域で戦略的にバックアップしていく仕組みのこととなります。

そこで、蟹江町のスタートアップへの考え方、地域課題解決に向けた協働の考え方をお伺いしていきます。

まず初めに、副町長にお聞きをいたします。

STATION Ai ができたことより、自治体側から仕掛ける動きが出てきています。県内8自治体の担当者がスタートアップ企業を対象にプレゼンテーションをし、地域の課題解決に向けた連携を模索し始めました。採用されれば、最大で1,000万円の実証支援金を交付するという条件もあり、8自治体に対し延べ121社から提案があったそうです。

愛知県が今これだけ力を入れて取り組んでいるスタートアップ推進事業です。県内の幾つかの自治体も地域の課題解決に向けた連携を模索している中で、愛知県のスタートアップ推進事業に対する副町長の考えをお伺いいたします。

○副町長 加藤正人君

それでは、私からご答弁申し上げます。

愛知県のスタートアップ支援でございますが、数年前から大村知事が先頭に立って県政の最重点課題の一つとして取り組んできた、推進してきた取組でございます。私も町長も折に触れてSTATION Ai はじめ様々な情報はお聞きをしてきたところでございます。

当初は、民間の企業や研究機関の連携とか、あるいは海外の大学やスタートアップ機関との連携などの情報が中心でございます。正直、地域行政との関わりが実感できなかったところもございましたが、今年度、自治体の地域課題の解決やまちづくりの支援へと裾野が広がったことは、大きな意義があるのかなというふうに思っているところでございます。

ただ、スタートアップは俗に千三つ、千に三つとも言われますように、事業化や継続が難しいとも聞いてございます。

ご指摘のあった愛知県のスタートアップ推進事業につきましては、町が現在抱える課題解決に資するものであれば、しっかり検討していきたいと思っているところでございます。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

当初は、スタートアップ支援を創業支援と捉えているというような向きもあったかと思ひ

ます。しかし、それはそういう側面もあるかと思うんですけれども、やはりスタートアップの特徴として、小さい組織が多くて、機能的、柔軟的に対応できる、そして新しい技術、サービスの市場への導入を促進する、地域で生まれる様々な課題にスピード感を持って対応できる、経営の安定性は社力のある企業と比べると劣る面があるというマイナスもありますし、営業力が不十分な場合やペーパーワークへの対応が苦手な場合があるというものもありますけれども、やはりスタートアップの特徴を理解して連携することによって、新たな行政サービスの展開、事業の効率化、社会課題の解決を図ることが期待でき、そこを支援して相互に生かしていくという視点が、今の国や愛知県が行っているスタートアップ推進事業だと私は認識をしております。

また、ここで申し上げておきたいんですけれども、スタートアップを起爆剤に愛知県独自のエコシステムを形成することに関する愛知県の担当課は、経済産業局革新事業創造部のスタートアップ推進課ですけれども、スタートアップを活用して市町村のまちづくりを支援することに関する愛知県の担当課は、都市・交通局都市総務課になっているという点にあります。スタートアップ推進課が窓口だと思っていたので疑問に思っていたんですけれども、愛知県が市町村に期待するのは、スタートアップを活用したまちづくりをしてほしいということのようです。

それでは、次の質問にいきます。

行政がスタートアップと連携することの意義は、地域での課題解決に寄与するという期待です。実際に連携し活用されている自治体は、地域課題を把握し、スタートアップとマッチングし、課題解決へとつながっています。県の支援も、まずは地域の課題を整理し、深堀りし、それを基にガバメントピッチすることを想定しています。

地域課題の整理と深堀りをどのように行うのでしょうか、お伺いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、ご質問のありました地域課題の整理と深堀りをどのように行うのかについてお答えさせていただきます。

当町では、各種個別計画を策定する際に、アンケート調査などを実施して課題の整理を行っております。蟹江町総合計画においても、まちづくりの主要課題とともに、福祉、教育、環境など分野ごとに現状と課題を整理しております。

現在策定中であります第5次蟹江町総合計画後期基本計画についても、各種アンケート調査を実施して、分野ごとに現状と課題の見直しを行っているところです。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

地域課題の理解と深堀りに関しましては、いろいろやっている協働の団体から得られるものもありますし、地域から得られるものもぜひ参考にさせていただきたいと思います。

課題解決は、町民への効果がなければなりません。町民が日頃感じている困り事や不便だと感じていること、もっとこうなったらいいなという課題とつながっていることが必要です。

町民からのニーズをどのように把握するのでしょうか、お伺いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました町民からのニーズをどのように把握するのかについてお答えさせていただきます。

各課の窓口はもとより、町公式ホームページの問合せより、町民からの要望やご意見をいただいております。

また、今回の総合計画後期基本計画の策定に当たっても、町民、団体の協働参加を重視し、町民3,000人を対象に住民アンケート調査を、そのほか蟹江中学校、蟹江北中学校の全生徒を対象としたアンケート調査、団体アンケート、イベント会場でのインタビュー調査を実施して、町民のニーズの把握に努めているところでございます。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

町民からのニーズ把握は、スタートアップ支援ということにとらわれなくても、地域の課題の把握、整理、深掘りは各種施策や事業を行う上で必要なことだと思いますので、しっかりと行っていただきたいと思います。

役場内の課題も地域課題となり得ます。コストや人員の効率化や新たな視点での新事業、スピードやコミュニケーションの向上など、役場内での課題の抽出とその解決方法をお伺いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました役場内の課題の抽出とその解決方法についてお答えさせていただきます。

役場内の課題の抽出、解決方法につきましては、横断的に取り組む体制を基本とし、組織全体で一体的に推進する方針としております。課題は、現場の声やデータに基づき的確に洗い出し、住民への影響度、実現性、費用対効果などを総合的に検討して優先度を決定いたします。その上で、国や県の動向、近隣市町村などを参考に、実現可能な解決策を具体化して実行に移していきます。

住民サービスの向上と行政の効率化を同時に図ることを目指しております。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

課題があれば、報告しやすい体制であったり、雰囲気であったりをつくっていただきたいと思います。その報告していただいたものというのは、やはり役場の財産でもありますので、しっかりとご対応いただくか、課題として整理をしていただきたいと思います。

それでは、次の質問にいきます。

民間活力の活用という観点では、今でもPFIという手法があります。かつては、給食センターを建てる時もPFIを使ったと思います。前の安藤議員の向こう側のウォーターパークの質問のところで、町長使ったとご答弁ありましたが、使っていない。また、おっしゃってください。

民間活力の活用、今でもPFIという手法がありました。

では、そのPFIの仕組みや導入による効果をお聞きいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありましたPFIの仕組みや導入による効果についてお答えさせていただきます。

PFIとは、公共施設の整備、維持管理、運営を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して進める手法になります。あくまでも自治体が発注者となり、公共事業として行うものになりますので、公共施設は自治体が所有し、民間には設計、建設、資金調達、運営、保守などの業務を包括的に委託する形になります。

PFIの導入効果としては、民間のノウハウや資金を活用することで運営の効率化やサービスの向上が期待されます。また、民間事業者にとっては、公共サービスという分野で新たな収益や長期的なビジネスの機会が得られることになります。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

PFI法に基づく民間提案制度というものがありますが、では、この民間提案というのはあったのでしょうか。また、あった場合は、その対応はどのようにされたのか、お伺いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありましたPFI法に基づく民間提案はあるのかについてお答えさせていただきます。

PFI法に基づく民間提案は、現時点でございません。

PFIは、公共施設の建設、維持管理、運営を民間の資金、経営能力を活用して進める手法になります。仮に民間事業者から提案があれば、当該公共施設を所管する部局において、施設の性質や規模、現状課題、財政影響、サービス水準の向上余地などを精査しながら、PFI導入の可否を判断することになります。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

今まではないということでしたけれども、PFI法第6条に基づく民間事業者からの提案を受け付けた場合には、公共は当該提案について検討を加えて、遅滞なくその結果を当該民間事業者に通告しなければならないこととされており、もしあれば、法律に基づく

対応をお願いします。

それでは、スタートアップに話を戻します。

スタートアップの機運が高まっている中ではありますが、スタートアップとの交流機会はあるのでしょうか。

また、その機会についてはどのようにお考えでしょうか、お伺いをいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありましたスタートアップとの交流機会はあるのかについてお答えさせていただきます。

県において地域課題解決にスタートアップと連携する取組が進められている中、当町では地域の課題を官民連携によるイノベーションで解決するこの取組について理解を深めるため、県イノベーション企画課が実施する官民連携事業の創出に向けた研修、ワークショップに積極的に参加しております。

こうした研修やワークショップに参加することで、他の地域エリアで取り組まれている共創事例を学ぶとともに、スタートアップと交流する機会につなげていければと考えております。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

例えば三菱UFJ銀行は、社会課題解決のためにスタートアップが意欲的に挑戦できる環境づくりを積極的に支援しているそうです。以前、名古屋市で行われた国内最大級のスタートアップのイベントにも、最大級のダイヤモンドスポンサーとして参画されていきました。こうした既にスタートアップの推進に取り組まれている民間企業などとのつながりを持つなどして、ぜひ積極的に様々な交流機会をつくっていただきたいと思います。

STATION Aiは、日本最大のスタートアップ支援拠点であり、ここに拠点を構える自治体も増えています。

期待される効果としては、高い技術力や柔軟なサービスを展開する入居企業と地元企業を結びつけたり、行政課題、地域課題を解決したりすることで地域の新産業創出や活性化につなげていきたいとの思いがあるのだそうです。経験の乏しい取組に難しさを感じつつも、多くの企業との交流から気づくことが多かったり、スタートアップに友好的な自治体とのアピールにもなっているようで、蟹江町内への企業誘致にもつながることも期待されています。

STATION Aiへの入居の考えをお伺いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありましたSTATION Aiへの入居の考えについてお答えさせていただきます。

県内でも幾つかの自治体が入居していると聞いておりますが、年間費等も含めると入居

費用が年70万円程度必要となりますので、STATION Aiの入居は現在考えておりません。

ただし、今後当町の課題解決に取り組むスタートアップ企業が現れたりして、町内にスタートアップ企業が事業展開するなど、入居費用に対する事業効果が期待できる状況になれば、検討していきたいと思います。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

なかなかのコストもかかるということで、現状でいきなりSTATION Aiに入居することは、費用対効果のことも考慮して難しいということは理解をしました。早く効果が出るような、そういった企業が出てきたりすることも期待しながら、いろんな状況に対応していただきたいというふうに思います。

それでは、最後に、町長にお伺いをいたします。

愛知県では、Aichi-Startup戦略に沿ってスタートアップ・エコシステムの形成を図っており、この取組の一環として地域課題解決に向けてスタートアップと共に主体的に取り組む事業共創プログラムAICHI CO-CREATION STARTUP PROGRAMというものが開催されています。愛知県内の自治体を含む地域パートナーによる地域ネットワークを活用した仮説検証の支援やメンターによるビジネスアイデアのブラッシュアップ等の支援を行っています。知事自ら各首長にトップセールスで、このプログラムに入ってくださいと案内をしているともお聞きをしました。こちらへの参加は、特に費用がかかるものでもございません。

今後スタートアップの研究調査であったり、情報収集を進めていくに当たっては、活用していくべきであると考えますし、こちらを活用することで地域の課題への気づき、発見、深掘りもできていくものだと考えます。

最後に、ぜひ、町長、このプログラムへの参加を検討されないでしょうか、お伺いいたします。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えしたいと思います。多岐にわたるご質問であります。冒頭、副町長が申しあげました考え方に沿ってお話をさせていただきます。

担当課長も申しあげましたが、我々もこのスタートアップのAichi-Startup戦略2018年10月、十分心得ておりますし、愛知県の町村会こそって、STATION Aiの見学にも行かさせていただきました。

マッチングがうまくいっている企業さん、これはいろいろありますので、個人情報ですの言えませんけれども、ただ非常に難しいというところもありまして、我々地方自治体がどういう形で入っていくのかなというのは、もうちょっとやっぱり深い考えがいるのじゃない

かなというふうに思っています。

私自身、先ほどちょっとメモったんですけれども、やっぱりスタートアップ企業というのは、革新的なビジネスモデルというのは、やっぱり前面に立ちますよね。ベンチャー企業というのは、従来あった企業にイノベーションが加わって、ちょっと時間はかかるんですけども、広がりとしては一番あれかなという。それにプラス、このスタートアップ企業というのが加われば、やはり今までにない新たな発想、それからビジネスモデルができるということで、我々も本当に期待をしておるわけであります。

ただ、この小さな自治体で、先ほど言いましたように入居するというのもちょっとなかなか難しい。あと、A I C H I CO-CREATION STARTUP PROGRAM、舌かみそうな長いあれですけども、このことについて知事から愛知県の町村会の集まりのときにお話は実はございました。ですから、12、13の自治体は、ひょっとしたら入っているんじゃないかなと。それちょっと名前は伏せますけれども、またそういう話を我々も県の町村会を通じてしっかりと伝授をいただいて、今我々のやっております総合計画も含めて、プラスになればというふうに思っています。

いずれにいたしましても、新たな試みとして我々もしっかりと大村知事の考え方、我々も大賛成でありますので、フォローしてやっていきたいというふうに思っています。

以上です。

○6番 飯田雅広君

本当に県がスタートアップに力を入れているんですけども、地域的に見ると、どうしても海部地区がやはりほかの地域と比べると遅れているという側面は、やっぱりどうしても目立つところになります。ぜひ蟹江町、この海部地区の先頭を切ってスタートアップに取り組んでいただきたいなというふうに思います。

このSTATION A iは、愛知県が総工費約156億円をかけて建設した施設になっています。大村知事は、STATION A i開業1年を迎えて、成果を着実に積み重ね、我が国のイノベーション創設の総本山としてまい進していくとコメントをしています。「ものづくり王国・愛知を日本のシリコンバレーに」をスローガンに走り出しています。蟹江町も乗り遅れないように、地域課題解決のスタートアップ連携を進める県が実施する市町村参画型のプログラムA I C H I CO-CREATION STARTUP PROGRAMなどに積極的に参画することをお願いして、私の大項目1の質問を終わります。

○議長 伊藤俊一君

続いて、お願いします。

○6番 飯田雅広君

それでは、大項目2つ目の「中日二軍本拠地公募へ応募してはどうか」を質問いたします。地域の活性化やにぎわいづくりの観点から、お聞きをいたします。

11月27日に中日二軍の本拠地名古屋球場の移転について、中日新聞社と中日球団、名古屋ドームの三者は、東海地方の地方自治体を対象に公募すると発表いたしました。2030年代前半の移転を目指すとのことで、詳細な募集条件は今年度前半に公表する予定とのことです。各自治体からの提案を受けて選ぶそうで、現時点での条件は次のとおりになります。

1つ目、メイン球場、サブ球場、屋内練習場、選手寮、クラブハウス、駐車場などを整備するための十分な有効面積が確保でき、利用しやすい土地形状となっていること。参考土地面積として、6万平方メートル以上とのことです。2つ目、一軍本拠地のバンテリンドームナゴヤから原則車で1時間以内の距離、かつ来場者が公共交通機関で無理なくアクセスできる場所。3つ目、中長期的に安定したファーム拠点運営をするため、当該地方公共団体などから効果的な支援や協力を得られること。

公募開始は、2026年度前半を予定しており、さらに詳しい条件なども併せて発表される見通しです。

ぜひ蟹江町にも応募していただきたいと考えております。

そこで、質問いたします。

ソフト面、ハード面でお聞きをいたします。

まず、ソフト面ですけれども、ナゴヤ球場移転の公募は大変魅力的なトピックスだと考えます。もし中日二軍の本拠地が蟹江町にあったらと思うとわくわくしますけれども、ナゴヤ球場が蟹江町に移転したと仮定した場合にどのようなインパクトがあるとお考えか、お答えください。

また、ハード面ですけれども、参考土地面積が6万平方メートル以上とありますが、少し足りないんですけれども、例えば日光川ウォーターパーク、もしくは希望の丘の活用を含め土地区画整理事業を進めている富吉南地区など、あるいはその他の地区で候補地になりそうな場所はあるか。また、交通アクセスの条件も含めて、ご答弁をお願いいたします。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、ご質問のありましたナゴヤ球場が移転した場合の影響についてお答えさせていただきます。自分のほうからは、ソフト面のほうでお答えさせていただきます。

2030年前半をめどにナゴヤ球場を移転するため、その候補地を東海地方の地方自治体を対象に公募すると中日新聞社などから発表がありました。当町へナゴヤ球場が移転した場合の影響としては、今後示される募集条件にもよりますが、地域のスポーツ振興や地域のにぎわいづくりへの期待と長期の財政負担や生活環境への影響が考えられます。

以上でございます。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、私のほうからはハード面についてお答えをさせていただきます。

まず、蟹江インターから高速道路を利用すれば、ナゴヤドームまでは車で1時間以内とい

う距離でもありますし、町内には3つの鉄道駅がございますので、公共交通機関からのアクセスと利便性という条件には当てはまるのではないかと思います。

一方で、敷地面積につきましては、今、飯田議員のほうからもお話がありましたが、日光川ウォーターパーク、希望の丘ともに6万平方メートル以上という条件を満たしておりませんので、条件を満たすためには近接する地権者の方々のご理解、ご協力が必要になるのではないかと思います。

以上でございます。

○6番 飯田雅広君

条件として交通のアクセスは問題なさそうな感じですが、なかなか場所ということに関しては、日光川ウォーターパークは広がらないので難しいかなというふうに思いますが、今区画整理中である富吉南地区ですと、もしかするといろいろ考えていけばできるんじゃないかなというふうに思いますので、ぜひまちづくり推進課には、ぜひできるようなやり方、方法を考えていただきたいなというふうに思います。

町長にお聞きをいたします。

私は、今年1月でしたかね、ナゴヤ球場が移転するというニュースを見ましたので、ナゴヤ球場へ行けなくなるのかなと思ったので、初めてナゴヤ球場に二軍戦を数試合、今年見にいきました。自家用車で現地に行きましたけれども、やはり試合開始前には近隣のコインパーキングは満車になっていました。また、帰りには、ナゴヤ球場近くのたまに行くスイーツのお店があるので、そこに寄ったりして帰りました。

やはり定期的にこの蟹江町外から人が集まる施設があるというのは、例えばもし希望の丘辺りにできた場合に、近隣の方がコインパーキングを運営したりですとか、また、道中の蟹江町内のいろんな店舗に寄るといったようなことも考えられます。本当に蟹江町の地域経済にも大きなプラスの影響があると思います。

ぜひ招致できれば、さらなる蟹江町の発展につながると考えますので、ぜひ公募へ応募していただきたいと思いますが、町長のお考えはいかがでしょうか。

○町長 横江淳一君

それでは、飯田議員のご質問にお答えしたいと思います。

私もこの記事を見まして第一印象は、すごいなという第一印象がありました。

ただ、まだ確定的なことじゃございませんし、実際2030年、第5次総合計画の終了する年です。新たな第6次総合計画をその前に計画をしなければいけない。今は第5次の後半の見直しをやっている最中ですので、そんな中にももしもこういう話ができれば組み込んでいってもいいのかなと。ただ、現実的に今ざっとしか書いてありませんけれども、練習場、屋内練習場云々と書いてあります。

一つ、この話を聞いてください。

今、蟹江町と沖縄県読谷村と経済包括協定を結んでおりますよね。蟹江町の子供たちが読谷村へ行って平和教育を実際受けております。

そんな中で球団関係者の方ともお話をする機会もありましたし、首長さん、村長さんともお話をした中で、中日ドラゴンズさんの二軍の球場が実はございます。屋内練習場ももちろんございます。キャンプ地として今利用されているわけでありましてけれども、あそこは中日ドラゴンズだけではなくて、阪神、広島二軍の選手も実は使っています。それから、サッカー選手も使っておりますし、女子サッカーも使っているということで、ちょっと下世話な話ですけども、年間で費用対効果どれぐらいですかということ、去年、おとしだったと思います、ちょっと聞いたことがありました。その当時、大体3億円ぐらいかなと。

ただ、費用対効果としてはプラスになるんですけども、維持管理が大変であるのが1つ。それから、シーズンになると非常に混雑をして、ごみの問題だとか、いろんな問題でいろんなアクシデントが起きているという話、去年、おとしの話ですけども、最新の話ではございません。

そういったいろんな場所的な理由もありますので、はい、分かりましたと言ってもろ手を挙げて今この時点でできるかということ、それは別に後ろ向きになっているわけではありませんが、しっかりとやっぱり考えながら進めていきたいなというふうに思っております。

場所的にも、先ほど次長が申しあげましたとおり、これだけの6町歩の土地があるかということ、なかなか難しいということもあります。近隣の地域の地権者ともしっかりとお話をしていかなければいけない。

それから、区画整理事業のことに関しては、ちょっとまた話を別にしておいていただかないと、いろんなまだ今折衝中のところもございますので、いろんなことを考えますと難しい問題はありますが、前向きに相談して、できる方向が仮に見つかれば、積極的に手を挙げていくことも選択肢の一つではないのかなと。

ただ、本当にその前にやるべきことがたくさんハードルがありますので、またご相談差し上げて、前向きな考え方で今はもっていききたいなというふうに思っております。

以上です。

○6番 飯田雅広君

本当にメリット、デメリットはやっぱりあると思いますし、まだ、しっかりとした条件も出ているわけではありませんので、なかなか今どうのというのも難しいと思います。

ただ、やはりここにこういった施設がある、年間のうち半分はやっぱり動いていると思いますし、例えば寮があって、ドラフトが終わって新しく入ってこられる選手がいるときに、やはり蟹江町にドラゴンズの寮があって、ニュースで流れると思います。そこに蟹江町という名前が入ってくるだけでも、やはり宣伝効果というのは高いと思いますし、できるだけ前向きに検討していただきたいなと思っております。

本当に球界では、このファームの本拠地の移転が進んでいます。進行中の計画としては、ヤクルトが埼玉県戸田市から茨城県守谷市、ロッテが埼玉県浦和市から千葉県君津市、日本ハムが千葉県鎌ヶ谷市から北海道の札幌の圏内、合わせて4球団の動きがあります。また、阪神の二軍は、今期から兵庫県の尼崎市に移りました。ソフトバンク、オリックス、西武、巨人、DeNAも、既にファーム施設の移転や拡充を行っています。

ナゴヤ球場は、私も子供の頃から行っておりますので、本当に思い出がある場所です。今のナゴヤ球場ですね、2003年に独身寮の昇竜館ができて、室内練習場が併設されております。本当に子供の頃、小学生の頃は、よく外野に行って、たまに中日の選手としゃべることができたりですとか、私、近鉄ファンでしたので、5月にいつもナゴヤ球場で近鉄3連戦やっているので、よく近鉄戦を見にいきました。本当に思い出のあるナゴヤ球場ですけれども、いよいよ古くなりましたので移転へ動き出します。

公募に関しましては、いろいろ先ほど町長も言われたとおり問題があると思います。ぜひ、大項目1つ目でも質問したスタートアップ企業と連携をして、いろんな課題解決をして、応募していただきたいと思います。そうすれば、大項目1で起こったイノベーションというのが、蟹江町にも起こる可能性があると思っております。このスタートアップとナゴヤ球場、全然絡んでないような感じもするんですけれども、ぜひ連携をして、ぜひ積極的に参加していただいて、蟹江町にぜひナゴヤ球場が移転してもらえるように検討していただきたくお願いして、私の一般質問を終わります。ありがとうございます。

○議長 伊藤俊一君

飯田雅広君の質問が終わりました。

ここで、土木農政課長、環境課長の入場を許可いたします。

暫時休憩をいたします。

(午後1時39分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後1時40分)

○議長 伊藤俊一君

質問6番 多田陽子さんの質問「マイシティレポートの導入を求めて」を許可いたします。

多田陽子さん、質問席へお着きください。

○2番 多田陽子君

2番 多田陽子です。

議長のお許しをいただきましたので、通告書に従って「マイシティレポートの導入を求めて」質問いたします。

まずは、住民と行政が共にまちを守り、まちの魅力と安全を高めるためのデジタル通報シ

システムマイシティレポートについて紹介をいたします。

モニターに映しました。

マイシティレポートとは、千葉市の地域の情報を収集する仕組み、ちばレポを前身としたもので、現在はマイシティレポート for Citizensとして全国展開されているスマートフォンのアプリです。市民がスマートフォンを使って道路の損傷や公園の不具合といった地域の課題を自治体に報告できる、次世代型市民協働という特徴があります。住民が写真や位置情報つきでその不具合を投稿することで、自治体は効率的に課題を把握し、対応を進めることができます。

マイシティレポートは、自治体におけるインフラ管理の課題を解決するための有効なツールとして国土交通省から正式に認められ、国土交通省の民間提案型官民連携モデリング事業のシーズ提案の一つとして紹介されています。その導入、普及が支援されているシステムで、東京都や愛知県ではみよし市が導入しております。

以下、頭文字を取ってMCRと略称で表現いたします。

まず最初に、現状、道路の破損等の住民からの通報はどのような方法を取っているのか、お訪ねします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、住民からの通報の方法についてお答えさせていただきます。

こちらは、道路に不具合等があった場合の通報方法としまして、町内会長や住民等からの電話や直接窓口による通報、2つ目は、町ホームページ内の問合せフォームからの通報、あと、国土交通省が運営します道路緊急ダイヤルにLINEや電話により通報されて町に情報共有がされるというところの、3つが方法としてはございます。

以上です。

○2番 多田陽子君

ありがとうございます。

では、これらの方法で不便さを感じることはありますか。

○土木農政課長 東方俊樹君

不便さに関しましては、特に感じることはないんですが、ただし、あえて挙げさせていただくとすれば、電話等で場所の確認もさせていただくんですが、その道路損傷箇所の特定に時間を要するという事例がございました。

以上です。

○2番 多田陽子君

恐らく電話が一番多いのかなと思うんですけども、まとめてみますと、写真がないので伝わりにくいか、位置情報が正確に共有できない、長く通話時間がかかる、通報状況を手作業で記録しなければいけないと課題がたくさんあるのではないかと。アナログ中心の仕組

みでは、簡潔に言うと、通報した側も受けた側も大変だと思われま

具体例を紹介します。

先月、蟹江小学校の通学路点検の報告会の中にあつた話ですが、蟹江中央児童公園の近くの側溝の蓋と蓋の間、子供が足を引っかけた転んでけがをした。随分前に役場に電話をしていたが、まだ直っていないという意見がありました。私は、この話を聞いてすぐに思ったのは、口頭の説明では位置情報が正確に共有できていなくて、現場で探し出せなかったのではないかということです。ですが、担当に聞いてみますと修繕をしたとのことでしたので、この意見からも課題が幾つか見えてきました。

まず、場所の問題です。通報と違う場所を修繕したのではないか、もしくは、修繕したものの、すぐにまた蓋が外れてしまったのではないか。だから、対応したことが通報者さんに伝わらなかったのかもしれない。その場合、匿名での通報では、レスポンスに限界があるのも無理はありません。

しかし、位置情報のある写真付きの通報でさえあれば、現地でもすぐに発見できますし、また、現地に向かう前にパソコンの前で緊急度のめどをつけることもできます。

また、対応の状態を知るシステムがあれば、このような対応をしてもらっていないということを感じさせることがなかったのにと残念に思います。

何らかのシステムを導入すればの利点が多く考えられるのですが、では、これまでにデジタル通報システムを導入しなかった理由を教えてください。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えさせていただきます。

近隣市町村の通報システム導入状況を確認しながら財政面など有効な運用方法を検討しておりましたが、導入まで至らなかったというところでございます。

以上です。

○2番 多田陽子君

では、町としてデジタル化の優先順位とか、何か制約があつてのことでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありましたデジタル化の優先順位や制約についてお答えさせていただきます。

現在、デジタル化の優先順位や制約などを規定した指針はございませんが、情報格差を減らしつつデジタル化の効果を最大化にするため、デジタル化に当たりましては、多くの住民の生活に結びつきが強い各種行政手続を中心にオンライン申請の充実を進めております。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

では、費用面の答弁がありましたけれども、優先順位とかは特にはないけれども、公平性というところがあえて言うなら挙げられると理解しました。

利用者の幅が広い公平性というのももちろん重要なのですが、私はデジタル化を進めるに当たり、若い年代が利用者となる分野を優先すべきだと考えています。具体的には、教育、子育て、若い世代の生活に直結する行政手続、この3つの分野かなと考えました。

その理由は3点あります。理由1、デジタル機器に慣れ、すぐに定着する世代である。2、教育・子育て現場は業務量が多く、デジタル化による効果が非常に大きい。3、若い世代への投資は、人口維持にもつながる。

1つ目のデジタル機器に慣れ、すぐに定着する世代であることについて、現在の子育て世代はスマホによる各種手続に抵抗がありません。紙で配付されていた学校からの連絡の電子化、欠席連絡が、連絡帳を届けたり電話連絡でなく、ようやくスマホから行えるようになったことは、保護者からの評判はとてもよいです。学校からのお知らせは、紙での配付をやめて、基本的にアプリ、メール配信、希望者のみ紙で配付という形になり、置き換えができたと言えるでしょう。この年代は、デジタルサービスを導入すれば、即座に利用が広がり普及までの時間が短いことや、アナログとの併用でなく、切替えが行いやすいのも魅力です。

2つ目、教育・子育ての現場は業務量が多く、デジタル化による効果が非常に大きい。近々、町内の保育園でも同様のICT化ができるよう今取り組んでいると聞きました。紙中心の業務は膨大だと聞きます。これらがオンライン化されれば、職員の事務負担の軽減、保護者の負担も軽減、聞いた聞いていないなど情報伝達のミスも減るなど、効果が極めて大きいと考えます。また、保育園の先生や学校の先生は、特に人の足りていない分野であり、若い人材を一人でも多く確保したいところです。

学生時代にレポートなどをほとんどパソコンでこなしてきたその年代にとって、業務にデジタル化が進んでいないというのは大きなマイナス要素とも言え、それは3つ目の理由にも通ずるところがあります。

3つ目、若い世代への投資は、人口維持にもつながる。逆の方向から考えて、デジタル化の進んでいないまちや職場は、若い世代から敬遠されてしまうおそれがあります。手続が手書きなまち、電話連絡なまち、並んで順番を取るまちというイメージは、子育て世代がそのまちを離れる理由の一つになるのではないのでしょうか。

だからこそ、デジタル化は、教育・子育て・若い世代の生活に直結する行政手続、この3つの分野から優先すべきと考えます。国の方針があるのは重々承知ですが、今後ぜひご検討ください。

ということで、話を戻しまして、通報システム分野でのデジタル化は、働く世代、子育て世代にとってもとても有効であることを改めて強調します。道路の破損、公園の危険箇所、街灯の不点灯、こうした問題に気づいても、若い年代が役場の開庁時間内に電話をかけることは難しいものです。また、蟹江に就労しにきている町民以外ですとなおのこと、役場への電話連絡もそうですが、先ほど答弁にもありましたように地区の町内会長に連絡するなど、

まずあり得ないことでしょう。結果として通報が遅れる、または行われぬままとなります。そもそも地域の困り事を通報する先が分からず不便を感じているという声は、どの分野においても聞かれる話です。

しかし、若い年代だけではなく幅広い年代で、気づいた瞬間にスマホで写真を撮るという行動様式は、大分身についているように体感します。だからこそ、スマホで写真を撮り、地図上でピンを置いたり、送信ボタンを押すだけならば、どの世代でも気軽にできて、まちづくりに参加する入り口となるのではないのでしょうか。

重ねて言いますと、通報システムのデジタル化は、まちづくりへの関心を高める上で極めて大きな効果があると考えます。

以上、私の考えるデジタル化の必要性を述べましたが、では、こちらの分野でのデジタル化に向けての現在の検討具合はどのような状況か、改めてお尋ねします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

近隣市町村の導入状況を確認したところ、LINEに関連づけた道路損傷等を通報できるシステムというのを構築している海部管内の市町村というのは、4市1町あるという現状がございます。LINEを活用した通報システムの課題としましては、国道や県道の管理外の通報に対する担当部署への情報提供やその対応についての進捗管理、また、通報受付後の対応状況の公表方法や時期、あと、原則平日対応となるための土日祝日の対応、工事要望等の対応などが挙げられると思われま。

メリットとしましては、位置情報や現況写真を添付していただくことで状況の把握がしやすいこと、町民から気軽に情報提供を受けることができまして、認知度の高いLINEを活用することで、特に若年層からの情報提供が得やすいということが考えられると思います。

これらを踏まえまして、当町としましても通報ツールに新たな一つの選択肢として、LINEを活用した通報システムの導入に向けた検討をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番 多田陽子君

横江町長の所信表明にも公式LINEの導入とありましたが、情報発信のみと読み取っております。その中に通報システムを組み込みたいということですね。

では、導入に向けてデジタル田園都市国家構想交付金といいますか、国や県の何かしらの交付金等が使用できるのかをお伺いします。

また、この交付金は、蟹江町は今までどのように利用してきたのか、産業建設部で使用してきたことがあるのか、実績も併せて教えてください。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、ご質問のありましたデジタル技術の活用の際に交付金など利用できるかについてお答えさせていただきます。

現在、国のほうにあります新しい地方経済・生活環境創生交付金のデジタル実装型と言われる交付金につきましては、デジタルを活用した地域の課題解決や魅力向上の実現に向けた取組を支援するために使われる交付金となります。既にこのデジタル実装型の交付金を活用しまして、住民のスマートフォンから道路の破損状況等を受け付けて管理する道路維持管理システムを導入した自治体もございます。この事例のように、通報システムとデジタル技術を活用した地域の課題解決やそれが魅力向上に資する取組だと国のほうが認めた場合、新しい地方経済・生活環境創生交付金のデジタル実装型が交付される、そういった交付金の活用も可能となります。

また、実際に交付金の実績についてお答えさせていただきます。

デジタル田園都市国家構想推進交付金の実績としましては、デジタル実装TYPE1として、令和4年度に住民課のコンビニ交付事業を行っております。また、令和6年度には、産業建設部土木農政課の水門遠隔監視制御設備整備事業を取り組んでおります。そのほか、地方創生推進タイプとして、令和4年度に地域振興の発展に向けた観光・産業人材育成プロジェクト、令和5年度からは地域の魅力向上と地域消費の活性化に向けたデジタル技術活用普及事業を取り組んでおります。令和7年度は、新しい地方経済・生活環境交付金として、引き続き地域の魅力向上と地域の消費の活性化に向けたデジタル技術活用普及事業、そして、新たに組み込んでおります人を呼び込み、つながり、暮らす地域の魅力あふれるなりわいづくり事業を交付金を活用して取り組んでおります。

引き続きこうした交付金を活用しながら、デジタル化への取組を進めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

では、産業建設部でも水門の関連で使われたということで、はい、分かりました。丁寧ありがとうございます。

では、公式LINEを導入するに当たっても、国や県か、とにかくベストな補助金を申請したいという思いがあるということでしょうか。はい、分かりました。

では、そこに枠や限度とございますか、つまり名前が変わるんですね、新しい地方経済・生活環境創生交付金、第2世代交付金も含め、何かにMCR導入も申請をすることは可能と理解してもよろしいでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

マイシティレポートのほうが活用できるかというご質問でよろしかったですかね。

マイシティレポート導入に交付金を活用できるかですが、先ほどお伝えしました新しい地

方経済・生活環境創生交付金のほうなんです、第2世代交付金とデジタル実装型があります。こちらのデジタル実装型のほうであれば、活用できるのかなと考えております。

また、国以外にも県の交付金等もありますので、それら交付金のどれが一番適しているのかを考えながら、デジタル化実装の際には、交付金の活用を積極的に考えていきたいと思えます。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

どうもありがとうございます。

公式LINEの導入は、とても前向きに検討されているということですが、その導入は大きな一歩だと感じています。ですが、それに加えてMCRの併用ができれば、これからの蟹江町にとってよりよい効果を生み出すと私は考えています。

両者を幾つかの点で比べてみますと、普及率や知名度においてはLINEが圧勝でしょう。MCRは、ほとんど知名度がまだ足りないのかなと思いますし、アプリをインストールしなければいけません。通報情報については、どちらも写真とテキストを送信できますが、MCRは位置情報の精度が高いそうです。LINEの位置情報は、自治体の設定次第らしいので、導入の際はぜひお気をつけください。職員側の管理画面について、LINEは手動で入力していくそうですが、MCRは、通報、受付、対応、完了報告まで一本化されています。つまり、公式LINEの強みとしては、住民の普及率が圧倒的に高く、通報の入り口としては最も手軽で、住民参加を促すには非常に適していることだと思います。

では、モニターをご覧ください。

こちらは、お隣の弥富市の公式LINEのページですが、ごみやハザードマップなど行政のほかの機能と一本化を図りやすいことも明らかです。

一方のMCRの強みは、道路、公園、インフラ通報に特化した業務の効率化が最大の強みであり、写真と位置情報が自動的に整理されるなど、職員がデータとして情報共有しやすく、対応漏れ、二重対応を防ぎやすいことが挙げられます。

それに加えて私がMCRを推している一番の理由、住民の協働意識が高まる点を次に紹介させていただきます。

例えば、先ほど紹介したような道路の側溝の蓋がずれている事案を発見したとしましょう。公式LINEですと、弥富市ではこのようにまず案内がされます。文字のところです。まず、それを発見した人が写真を撮影して送ります。次に、受信した担当者が担当課につながります。対応が終わると、記録をまとめ、毎月になるか、何件かたまったらになるか、このように定期的にホームページ上で報告を行って終了となります。

これは、弥富市のホームページより引用させていただきました。

一方、MCRのアプリには、作成画面からこのように進んでいきます。ここに入力し、確

認すると押していくと地図が表示されます。この地図には、中央児童公園と名前が出てきません。電話での通報ですと、特に新人職員は中央児童公園ってどこだから始まるかもしれませんし、その先の詳細な場所探しはさらに大変です。

さて、このMCRがどのようにアプリに表示されるかといいますと、どうぞご覧ください。

この例はミラーの報告ですが、12月5日金曜日に通報があり、同日中に受理の連絡が入っています。写真を見ますと、確かに曇っていて見にくくはなっていますが、見えなくはない状態です。そして、週明けの8日に、対応完了の知らせが写真つきでアップされています。

さて、このMCRの大きな特徴の一つに、こういった通報を見た住民が、私が直してあげようかなと対応することができることです。ミラーを一般住民が触ってよいのかは知りませんが、住民が対応してこのミラーの例と同じように結果をまたアプリで送信すると、アプリには対応済みと出ます。つまり、LINEでは行政と1対1のやり取りですが、MCRですと1事案に対して住民同士で力を合わせて対応することができる点がすばらしいと思いました。

ぜひ蟹江町でも取り入れていただきたいと提案させていただきました。

MCRができることのもう一つに、テーマレポートという機能があります。自治体がテーマを決め、それに合う投稿を集める機能です。これは、観光、防災、環境保全などに活用できます。例えば桜の開花状況、大雨時の冠水状況、クビアカツヤカミキリムシの目撃情報など、テーマごとに住民からの情報を集めることができます。

そこで、今全国的に問題になっている桜の木を食い荒らすクビアカツヤカミキリムシについても絡めて考えていきたいと思います。

では、まず、クビアカツヤカミキリムシについて、町内の桜の木の被害状況はどのようになっているのでしょうか。それに関する通報内容や件数なども教えてください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、桜の木の被害状況についてということで、まずお答えをさせていただきます。

まちづくり推進課において管理をしております公園や街路の桜につきましては、今年の7月下旬に実際職員のほうで調査を行っております。調査結果としましては、都市公園、地域公園を併せた公園では、141本のうち115本で約8割が、街路では500本のうち289本ということで全体の6割以上、全体で言っても7割近くというところの被害を受けているということが分かりました。

造園業者に確認をしたところ、クビアカツヤカミキリムシは桜や梅、桃などのバラ科の種類を好み、桜の中ではソメイヨシノが最も寄生しやすいということのようでございます。

今回の調査では、八重桜などソメイヨシノ以外の品種も存在しておりますので、ソメイヨシノに限って言いますと、近年に植え替えをしたもの以外はほとんどが被害に遭っているのではないかと考えられます。

以上でございます。

○環境課長 太田圭介君

私のほうからは、クビアカツヤカミキリに関する通報内容と件数についてお答えをさせていただきます。

先ほどまちづくり推進課長からのご答弁にもありましたように、近年クビアカツヤカミキリに関しては、町内の複数箇所において成虫の発見例が相次いでおり、深刻な問題であると受け止めております。

町民の皆様から寄せられる問合せや相談の内容につきましては、成虫を発見したときの対処方法ですとか、フラスと呼ばれます幼虫が木の中から排出するふんと木くずの混合物、これフラスと呼びますけれども、このフラスを確認した旨の連絡が主な内容となっております。

件数につきましては、日々町民の皆様から電話などでお寄せいただいた正確な件数については把握しておりませんが、農林水産省所管の国立研究開発法人、こちらは農業・食品産業技術総合研究機構という機構になります。この機構は、我が国の農業、食料、環境に関する課題について研究開発から成果の社会還元までを一体的に推進する機関でございます。この法人が作成をする外来カミキリムシアンケートによれば、当町で確認、通報されたクビアカツヤカミキリの被害件数は、令和5年度で13件、令和6年度は21件、今年度は32件となっております。近年増加傾向にあると認識しております。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

もうそこまで被害が広がってしまいますと、通報の意味も大分なくなってしまうのかなと思わなくもないのですが、やはりデータ化するというのは大事なんだなとも感じます。

また、ここにいるよという通報がMCRに入れば、虫取りをしたい子供たちとニーズがマッチするのではないかとも思うわけで、近年あのサイズの虫はなかなかお目にかかることができませんし、案外動きも鈍いので私でも簡単に捕まえることができました。

そのように個人が駆除するのはもちろんですが、今後のクビアカツヤカミキリムシ対策はどのように考えているのか、町としての対策を伺います。

○環境課長 太田圭介君

ただいまご質問のありましたクビアカツヤカミキリの対策についてお答えをさせていただきます。

初めに、クビアカツヤカミキリは、平成30年に特定外来生物に指定されておりますので、捕獲、移動、飼育などが禁止されております。町民の皆様におかれましては、成虫を発見した際には、持ち運びはせず、その場での駆除にご協力をお願いいたします。

次に、町の対策についてでございます。クビアカツヤカミキリによる被害拡大を防止するためには、早期発見、早期防除が重要であると捉えております。そこで、現在町のホームペ

ージでは、外来生物のページを設けまして、クビアカツヤカミキリの特徴や被害の見つけ方、防除方法などの周知を行っております。

町といたしましては、引き続きこれら留意点について適切な情報発信と注意喚起を行うとともに、被害状況を把握するための巡視を強化し、倒木のおそれのある樹木については、伐採、処分を行うなど、町民の安全確保に努めてまいります。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

はい、分かりました。引き続きよろしく願いいたします。子供の方向からも大事かと思っておりますので、よろしく願いします。

今まで質問したのは、温泉通りの桜並木について気になっているわけで、6月に補正で組まれましたが、温泉通りに再び桜を植樹する方針ですので、今のこのような状況で本当に桜を植樹してよいのか、温泉通りに植樹する種類をなぜ桜にしたのか、その理由を改めてお聞かせください。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

皆様もご承知のとおり、温泉通りは以前は見事な桜並木となっており、桜の季節には桜まつりも開催をされておりました。

しかし、現在のような状況になって以降では、きれいな桜がなくなって寂しいといった地域の方からの意見もいただいております。

また、温泉通りにつきましては、平成29年度に県の補助金を活用しましてソメイヨシノを当時も植え替えを行っておりましたので、これらについては枯れていないということもありますので、伐採をせず、残す予定でございます。景観的なことも考慮して、植え替えをする植樹も桜とさせていただいた理由となります。

ただ、今回植樹するものは、開花時期と花の特徴がソメイヨシノに類似しているジンダイアケボノという品種で、成長した場合の樹高がソメイヨシノよりは低いが、街路樹として適していると考えられております。また、ソメイヨシノよりも病気に強いとされており、県内では名古屋市の山崎川ですとか岩倉の五条川など、桜の名所においてもソメイヨシノからジンダイアケボノへの植え替えが進められているようでございます。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

平成29年からということですので、病気に強い、かつ今度植えるのが若い木なのかなと思うのですが、どれぐらいの大きさのものを植樹する予定でしょうか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

今回植え替えを予定しておるものは、3.5メートルほどの樹高のもので、太さが直径15セ

ンチほどの若木のを予定しております。

以上でございます。

○2番 多田陽子君

15センチって思っていたよりも大分細いなと思うんですけども、これから成長していくのをみんなで守っていかなければいけないんだなと感じました。桜は花だけではなくて、夏の葉の青々と茂った様子や秋の紅葉も楽しめます。桜の木を守るために、私も頑張っって虫取りに励もうかなと思います。

私のこの夏の体験談なんですけど、子供と10匹以上頑張っって捕まえたはいいんですけども、やはりあの大きさの虫をつぶすのはかなり抵抗がありまして、どうしようかなと考えていたんです。でも、とにかく暑いし、取りあえずアイスクリームでもその辺で食べようかなと虫かごを外においてお店の中に入って、戻りましたら虫が全滅していました。恐らく暑さにやられたとは思うんですけども、太陽の光で退治できました。まるで鬼滅の刃みたいだなと感じたんです。だから、子供たちに、さあ虫退治の時間だとか言って、来年の夏は一緒に虫取りをしてみようかなと思いました。

さて、子供たちと言え、もう一つ、現在検討されている公式LINEについて気になっていることがあるので聞いてください。

海外のSNSの流れ、昨日オーストラリアで16歳未満のソーシャルメディアの利用の禁止が始まりました。LINEは今のところ含まれてはいませんが、各国が今後どのような対応を検討するのかに注目しております。利用制限の実情から見ても、公式LINEは主に大人向けの仕組みにならざるを得ません。学校で1人1台配付されているタブレットにLINEを入れようと提案すると、恐らく教育委員会から鼻で笑われる様子が目に浮かびます。つまり、公式LINEは、子供たちが主体的に参加することが難しいと私は考えています。

一方、タブレットにマイシティレポートを入れることならばどうでしょうか。子供たちが日常の中で気づいた小さな課題を直接行政に届けることが可能になります。例えば校庭の設備不良、通学路の危険箇所、公園の遊戯の破損などは、大人の目では気づきにくく、子供の目の高さだからこそ発見できる問題も多々潜んでいるはずなんです。それらを収集、可視化することは、町の安全性や利便性の全体的な向上になります。

さらに、こうした仕組みは単なる通報システムにとどまらず、自分たちのまちは自分たちでよくしていくという意識を育て、将来の主権者教育や子供たちが社会の一員として主体的に行動できる力を育てる教育、シチズンシップ教育にもつながります。自分もまちや社会をつくる一人なんだと理解し、課題を見つけ、考え、行動できる力を育てるきっかけとなる。だからこそ、公式LINEだけに頼るのではなく、MCRの併用導入を強く提案します。

また、今週も東北地方で大きな地震がありました。一日でも早く日常生活に戻れますことを、心よりお祈り申し上げます。

東日本大震災のような大災害でみんなが力を合わせて復興するほどではなく、何とか日常生活を送れる規模の災害の場合は、行政に通報が行き、全てを行政でリカバリーすることになり、現実的に相当大変なことになると思います。だからこそ、蟹江の地域力を上げるための提案です。

町長には、協働まちづくりを基本理念に町民の皆様と一緒にあってよりよいまちの未来のために頑張るという強い思いがおありですので、最後に、今申し上げました地域力の向上などを踏まえMCR導入についてなど、町長のお考えを聞かせてください。

○町長 横江淳一君

それでは、多田議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、MCRについて、私もちょっと前に話を聞いたんですけども、おっしゃったとおりみよし市が多分やめると思いますが、導入はしておりますけれども、諸事情でそういう状況になると思っています。

私も詳しく調べたわけではありませんが、まずは公式LINE、大変遅くなりましたけれども、蟹江町、導入をさせていただきます。その中にどんなアイテムを入れるかということについては、しっかりと今内部で話を決めながら、住民とのいろんな意思の通じ合い等も含めてやっていきたいというふうに思っています。

決してMCRを全否定しているわけじゃありませんので、しっかりちょっと勉強させていただければありがたいと思います。もう少し導入が愛知県でいっているのかなと僕は思ったんですが、ちょっとそこところが拍子抜けだったんですね。何かあるのかなと思ってもいますので、一遍それは調べさせていただけるとありがたいと思います。

それから、例のカミキリにつきましては特定外来種になっておりますので、虫かごの中に入れて移動するというのだけは、すみません、やめていただければと思いますし、その場で踏みつぶして殺すというのもどうかと思いますので、見つけた場合は、まさに通報していただいて町の職員で処分させていただく。一応カミキリ歯を持っていますから、子供が触って、動きが幾ら鈍いといっても病原菌を持っていますので、できればおやめになられたほうがいいのではないのかなと、こんなことを思っています。

また、協働まちづくりの中で町なかをしっかりとチェックをしていただく町民の皆さんの存在は、ありがたいというふうに思っております。私も中学生とのタウンミーティングの中で、最初の質問は主に学校の質問だったんですけども、今は学校周辺のインフラの質問に実は変わりました。そして、蟹江町のこの自治体の将来の形、そこまで話がどんどん大きくなってきて非常にうれしいなということと、協働まちづくりの一つの考え方を共有したような気持ちで、本当にわくわくしています。

そういう意味で、パーツとして、ツールとしてMCRをしっかり勉強させていただいて、また、議員にもお話を聞きながらやっていければなというふうに今思っております、即来

年度予算にということについては、ちょっとまだ時間をいただければありがたいというふうに思っております。

以上です。

○2番 多田陽子君

まず、虫取りについてのご指導、ありがとうございます。気をつけてまいります。

町長おっしゃるように、町の安全はやはり行政だけでは守れませんし、住民だけでも守れませんし、お互いが協力し合っこそ、よりよい蟹江町をつくっていきけるものなんだろうなと、蟹江が強く美しいまちになっていくために必要なことかと思っております。それにとって必要なツール、とても有効なツールかなと思っておりますので、そんなすぐの導入は求めておりませんが、勉強してくださるという前向きな答弁、ありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願いいたします。

以上をもちまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長 伊藤俊一君

以上で多田陽子さんの質問を終わります。

ここで、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、環境課長の退席を許可をいたします。

暫時休憩といたします。

(午後2時21分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後2時21分)

○議長 伊藤俊一君

質問7番 三浦知将君の質問、「物価高騰対策について」を許可いたします。

三浦知将君、質問席へお着きください。

○9番 三浦知将君

9番 新政会の三浦知将でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告書に従って「物価高騰対策について」一般質問をさせていただきます。

現在の物価高は一自治体の課題にとどまらず、日本全体が直面している構造的な問題であります。そして、物価高騰対策についてお聞きしていきます。

まず、質問です。

物価高騰対策について、国から蟹江町への交付金はありますでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

それでは、ご質問のありました国から蟹江町への交付金についてお答えさせていただきます。

す。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金として蟹江町に交付される交付金の限度額は、令和5年度は3億9,503万1,000円、令和6年度は6億4,450万4,000円、また、さらに令和7年5月27日に推奨事業メニュー分として1,317万6,000円、国から限度額の追加がございました。

また、令和7年11月21日閣議決定されました「強い経済を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」においても、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために、重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたところでございます。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

ありがとうございます。2年前から始まった交付金なんですけれども、エネルギーとか原材料、食品、人件費など幅広い分野で今価格上昇が続いている中、国は地方自治体を支えるためこのような臨時交付金を創設するなど全国的な対策を講じています。

その中で蟹江町としてどのように住民生活と地域経済を支え、限られた交付金をどのような方向で活用していくか、その点から質問を進めていきます。

そこで、また質問させていただきます。

先ほどもありましたが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金とはどのような制度なのかを教えていただきたいです。

○政策推進課長 丹羽修治君

質問のありました物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金についてお答えいたします。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、エネルギー、食料品価格の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を通じた地方創生を図るため、2023年に国において創設された交付金になります。

当町では、本交付金を活用し、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援に関する事業を行っております。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

この物価高騰、まあ交付金ですね、についていろいろなメニューがあると思いますが、全国的に生活支援とか経済対策とか福祉支援など多様な活用が進む中、蟹江町として代表的な事業とその効果を住民の皆様に分かりやすく示していただきたいと思います。

そこで、また質問させていただきます。

当該交付金を活用した事業はどのようなものがあるか、具体的に教えていただきたいです。

○政策推進課長 丹羽修治君

質問のありました交付金を活用した事業についてお答えいたします。

低所得者世帯支援給付事業、定額減税補足給付金事業、水道料金負担軽減事業、保育所給食費等支援特別給付金、学校給食費負担軽減事業、学校給食費物価高騰対策支援事業などに本交付金を活用して、物価高騰の影響を受けました方々への支援を行ってまいりました。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

今言われたとおり、これまで本町では国の交付金を活用した様々な事業が実施され、こちらでも詳しく詳細はホームページでも紹介されております。

同じ交付金を受けている全国の自治体に目を向けますと、地域の課題や住民構成、産業状況の違いから、支援策の方向性や重点分野の違いが見られます。つまり、交付金をどの分野にどの程度活用していくかは自治体の政策判断が強く問われる部分があり、そこには住民ニーズの把握や財政影響の分析が欠かせないと考えます。

本町では、どのように住民ニーズや財政の影響を捉え、交付金活用の際に優先順位づけを行っているのか、その考え方や仕組みについて教えていただきたいと思います。

そこで、また質問させていただきます。

交付金を活用する事業は、どのような手法、基準で決めているのでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

質問のありました重点支援地方交付金を活用する事業の決定についてお答えさせていただきます。

重点支援地方交付金は、物価高騰対応により重点的、効果的に活用されるよう、国として効果的と考えられる推奨事業メニューが示されており、基本的にはその趣旨にのっとり活用していくことが大前提となっております。

当町も、重点支援地方交付金を有効に活用するため、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民や事業者の皆様にとって有効な支援となる推奨事業メニューの事業を全庁的に検討しております。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

ありがとうございました。国の推奨事業メニューというのがありまして、この国の制度趣旨を踏まえつつも、やはり地域の実情に合わせた取捨選択や事業設計が本町にも求められると考えます。

しかしながら、町民生活に直結する事業であればこそ、どのような基準やプロセスで採択されるのかを明確にすることは、住民から行政の信頼につながり、優先順位づけの妥当性を示す上でも重要であると考えます。

また、事業を実施した結果、住民がその結果を実感できたのかどうかを見える化すること

は、次の事業選定や政策の改善につながる大切な視点だと考えます。

今後、認知度や満足度を計る仕組み、効果検証の方向性についてもお伺いしたいと思います。

そこで、質問いたします。

活用した事業について、効果検証は行っていますか。どのような検証、評価を行っているのか、教えていただきたいです。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました重点支援地方交付金を活用した事業の効果検証についてお答えさせていただきます。

重点支援地方交付金は、物価高騰対応に、より重点的、効果的に活用されるよう、国として効果的と考えられる推奨事業メニューが示されております。

当町もその趣旨にのっとり、国が効果的と示す推奨事業メニューの事業を実施しております。

そのため、個別アンケートや外部による評価は行っておりません。

しかし、事業ごとに事業内容、目的、効果など実施効果を国に報告するとともに、町の公式ホームページで公表をしております。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

ありがとうございました。やはり国の推奨事業メニューに従っているということで、個別のアンケートは取っていないということなので、そのほかでいろいろ効果検証は行っていただきたいと思います。

一つ例として挙げるんですが、令和5年度に実施された水道料金負担軽減事業ですね、こちらの事業を挙げたいと思います。

暮らしに直結する水という部分への支援は、多くの家庭、企業へ寄り添う何か温かい取組だというふうには思っております。これは、交付金を住民の生活に直結する形で活用した大変価値ある施策だと思います。

ただ一方で、何か知らなかったとか、そういう声も耳にしました。全国でも実施した施策が認知されていないとか、効果が見えにくいという課題が指摘され、蟹江町でも同様の声があると感じています。

この事業に限らない話ですが、せっかくいい取組があっても、知ってもらえなければ効果が十分に発揮されない可能性もあります。施策を実施することと同じように、それを住民に届け切ることも行政の大切な役割だと思っています。

例えば水道事業においては、水道検針票への同封とか小中学校を通じて家庭配付とか自治会回覧など、生活動線で自然に目に触れる工夫があれば、もっと多くの方に届いていたかも

しれません。

自治体による生活支援や地域消費喚起策としてプレミアム商品券やお米券、電子クーポン、エネルギー補助など、地域の実情に合わせた施策が展開されています。

一方で、支援策の効果には自治体間で差があり、事業設計によっては住民の実感を得られにくい、あるいは事業の波及が限定的であった例も見受けられます。

蟹江町においても、住民の生活実感に寄り添いながら町内の消費や地域経済の活性化、さらには将来の施策効果につながるような事業設計が求められると考えます。

そこで、質問をさせていただきます。

今後、蟹江町として交付金を活用した事業はどのように進めていくお考えでしょうか、具体的にあれば教えていただきたいです。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました今後、重点支援地方交付金を活用した事業はどのように進めていくのかについてお答えさせていただきます。

先ほど申しました令和7年11月21日に閣議決定されました国の強い経済を実現する総合経済対策においても、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金について引き続き支援するために拡充する旨が盛り込まれたところでございます。

現時点では、今般の経済対策を前提とした準備となりますが、引き続きこの重点支援地方交付金は物価高対策を支援するため国において効果的と考えられる推奨事業メニューが示されると思いますので、当町としましてもその趣旨にのっとり、エネルギー、食料品価格等の物価高騰の影響を受けた町民や事業者の皆様にとって有効な支援となる推奨事業メニューの事業を全庁的に検討してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

それでは、引き続きいろいろなメニューによって事業を考えていただきたいと思えます。

今個人や企業の方の物価高に対しての影響について申し上げましたが、こちら全国的にも地方自治体においても同じような影響があると思えます。人件費を含む行政コストの上昇は避けられない状況でもあり、蟹江町も例外ではないと思えます。町民生活に身近な行政サービスは物価高騰の影響を直接受けやすく、行政がどのように財源調整を図り、住民福祉を維持するのが問われます。

こうした状況を踏まえると、物価高騰の影響がどの程度町の財政を圧迫しているのか、そして、そのコスト増加が今後町政にどのように影響を及ぼすか把握することが重要であると考えます。

そこで、質問をさせていただきます。

所信表明にも記載があるように、物価高騰、人件費の増加等により経常経費の増大と記載

されていますが、実際にどのぐらい増えたのでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

それでは、ご質問いただきました経常経費の増大について実際の額について答弁させていただきます。

まず初めに、経常的経費とは、人件費、公債費、管理運営に要するもの、または恒常的事業費である物件費や維持補修費、扶助費などがあります。

令和6年度から令和7年度にかけては、当初予算額ベースで経常的経費が約5.5億円増加しております。

以上です。

○9番 三浦知将君

5.5億円増加というのは、かなりの額だと思います。やはり日常的な行政コストが高くなるということは、これまでと同じ行政サービスを維持するために追加の財源や工夫が必要になるということもあります。

そして、また、ここで質問をさせていただきます。

今後財政を圧迫する最大の要因は何であるかと分析していますでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

財政を圧迫する最大の要因について答弁させていただきます。

市町村において財政を圧迫している主な要因としては、少子化及び超高齢化などに伴う扶助費の増加が考えられます。最近では、円安などによる物価高騰や人件費の増加も財政を圧迫する要因となっています。

また、公共施設やインフラの老朽化、人口減による税収減など、財政を圧迫する要因には様々なものがあると考えております。

以上です。

○9番 三浦知将君

ありがとうございます。いろいろな要因でこれから財政は圧迫されていくと思いますが、扶助費の増大とか人件費、物価高、本当にたくさんあると思います。いつまで物価高も続くか分からない状況でもありますが、その中で地方自治体の財政環境は一層厳しさを増していくと思います。

そこで、まず、本町の財政を取り巻く課題は、全国的な傾向と比較し、どのような地域特性や町固有の要因を抱えているのか考えなければなりません。蟹江町として、今後どのように対応し、かじ取りしていくかが問われていきます。

そこで、また質問させていただきます。

今後さらに財源不足が見込まれる場合、基金活用、ふるさと納税の強化、歳出削減計画など、どのような対策を検討していますでしょうか。

○総務課長 藤下真人君

今後の対策についての検討について答弁させていただきます。

予算を編成する場合、様々な歳入を意識しながら、各課において知恵を絞り財源の確保を念頭に置きながら、基金も活用し、予算編成に取り組んでおります。

しかしながら、物価高騰や人件費の増加により歳出予算も大幅に増えている状況です。

ふるさと納税の推進や国の補助金等の活用など、歳入確保の強化方策の検討を引き続き行っていくとともに、スクラップ・アンド・ビルドを基本とした事務事業の見直しに継続的に取り組んでいく必要があると考えております。

以上です。

○9番 三浦知将君

ありがとうございます。やはり本町として、何をやめ、どこに集中していくかという視点は避けて通れないと思います。今後さらに財源不足が見込まれる場合には、より具体的な財政運営戦略が必要だと思えます。

また、第5次総合計画の今策定作業が進められる中で町長の所信表明にも、計画づくりに当たり住民の意見を反映することも触れられていました。総合計画は、町の将来像や重点施策を定める重要な指針であることから、町民の生活実感や声が適切に反映されているかどうかは、計画の実効性を左右するに極めて重要な要素であると考えます。

その意味で、住民意識調査等のアンケートがどのように設計され、どのような視点やテーマが盛り込まれたのか把握することは、行政の視点や住民参画の在り方を確認する上で大切であると考えております。

そこで、また質問させていただきます。

住民意識調査等のアンケート調査は、どのような内容で実施されたのでしょうか。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました総合計画後期基本計画の住民意識調査の内容についてお答えさせていただきます。

令和3年度からスタートした第5次蟹江町総合計画を見直すに当たり、無作為に抽出した町民3,000人を対象に蟹江町の住みやすさや定住移行、施策項目ごとの評価などを尋ねるアンケート調査を実施いたしました。

具体的なアンケート内容ですが、まず、アンケート記入者自身のことについてお尋ねをし、蟹江町の暮らしの満足度について、健康・福祉のまちづくり、生涯教育・文化、生活環境、都市基盤の整備、産業、行政運営について施策項目ごとに45項目を、そして、蟹江町のまちづくりについて、こどもまんなか社会の実現について、地域コミュニティ活動やボランティア活動について、最後に、これからの蟹江町についてをお尋ねしております。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

では、アンケート調査内容は分かりました。

このアンケート調査の内容を後期の総合計画に反映されるのであれば、十分に内容を検討しなければならないと思いますが、やはり前期と後期を照らし合わせる必要もありますので、第6次総合計画を策定する際には、また住民にどのような質問をして住民の意見を吸い上げ、どのような手段で回収率を上げるとか、考えていただきたいと思います。

第5次総合計画は、やはり蟹江町の進むべき方向性と施策の優先順位を示す、言わばまちの羅針盤となる極めて重要な計画です。その後期基本計画の策定に当たっては、町民一人一人の生活実感や将来の期待を踏まえた政策づくりが求められております。

近年、自治体経営において住民参画、協働、共創といった考え方が重視され、計画段階から住民意見を取り入れることが行政の信頼や施策の実効性につながると言われております。

本町においても、総合計画の策定過程でタウンミーティング、アンケート調査、ワークショップなどの取組が行われてきたと承知はしておりますが、住民の声をどのように計画へ反映し、町政に生かしていくのかが問われる局面だと思っております。

そこで、また質問させていただきます。

住民の声をどのように第5次総合計画後期基本計画に反映させていくのでしょうか。どのような意見、回答があったのか、具体的にあれば教えていただきたいです。

○政策推進課長 丹羽修治君

ご質問のありました住民の声をどのように反映するのかについてお答えさせていただきます。

第5次蟹江町総合計画後期基本計画の策定におきましても、住民意識調査等のアンケートは計画づくりの根拠となる重要な情報源であり、アンケートの結果を多方面で分析し地域課題や町民が求めるサービスの傾向を把握した上で、町長の諮問機関であります総合計画審議会を中心として、各種会議、ワーキングやパブリックコメントを開催、実施し、町民の皆様や協働の団体、学識経験者等の様々な視点からご意見をいただき、計画に反映できるよう取り組んでおります。

住民意識調査等のアンケートからは、暮らしの満足度では、公共交通機関や子育てしやすい学校教育や地域の教育環境などの項目が重要度も満足度も高く、また、川や用水路の水質環境や生活道路の整備、防災対策などは、重要度が高く満足度が低い傾向がアンケート結果から見て取れました。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

ご答弁ありがとうございました。やはり住民の声、意見というのは、住民にとっては自分たちの意見が確かに生かされているということの実感が持てるかどうかで、行政の信頼とか

参画意識に大きく影響すると考えています。

今後は、どのような声がどの施策に結びついたのか、住民に視覚化して伝えることも必要ではないかと思います。住民が、あの意見がこういう形になったんだと感じられることが、次の意見提出とか協働のきっかけになるはずだと思います。

最後に、質問させていただきます。

2040年頃を見据えた蟹江町の将来像をどのように描いていますでしょうか。

また、その実現のために今この時点で最も力を入れるべき政策分野は何でしょうか。

○副町長 加藤正人君

それでは、ご答弁申し上げます。

まず初めに、先ほどの財源不足対策につきまして、私からも補足をさせていただきます。

昨年の今頃の時期でございますが、令和7年度当初予算の編成におきましては、人件費の増大、それから物価高騰の影響から要求段階で大幅な歳出の超過になっておりまして、歳入と歳出のそのギャップを埋めるのに大変苦勞をしたところでございます。

このため、今年4月に、内部的な取組ではございますけれども、財政健全化緊急取組方針を策定をいたしまして、事務事業の見直し、歳入の確保、それから施設の見直しなどに現在全庁的に取り組んでいるところでございます。

例えば、そのうち事務事業の見直しでは、事業開始のときから環境が変化するなどして必要性が薄れた事業はないか、あるいはコストや時間、手間を縮小できる事業はないか、あるいは目的に対して効果が薄い事業とか、あるいは逆にもう既に目的を達成した事業などについて、廃止や縮小、改善等の見直しを検討しているところでございます。

その結果につきましては、可能なものは令和8年度の予算に反映をしていきたいと思っておりますし、また、関係者との調整などさらに検討が必要なものについては、今後も継続して取り組んでまいりたいというふうに思っているところでございます。

これは、また地道な取組でございまして、直ちに大きな歳出削減につながるというものではありませんけれども、常日頃からやはり効果、効率をしっかりと考えて工夫、改善に取り組むやっばり姿勢というのが、組織全体に定着すればいいのかなというふうに思っているところでございます。

続いて、先ほどの2040年頃を見据えた蟹江町の将来像についてご答弁を申し上げます。

国や県の総合的な計画で2040年の姿を示したものは、まだないのではないかというふうに承知をしておりますし、町でも現時点で2040年の将来像を展望するのは、なかなか困難だとは思っております。

ただ、その中で一つ確実に言えますのは、人口減少と高齢化が一層進行するということでございます。2040年というところとちょうどいわゆる団塊ジュニアの世代が全員高齢者になるという、そういう年でもございます。最新の試算では、2040年の蟹江町の人口は約3万4,000

人、高齢化率は32.6%と予測をされているところでございます。

そうした中でやはり社会の活力を維持をしていくためには、やはり増加する高齢者の方がいかに長く健康で仕事でも地域活動でも引き続き活躍できるかどうか、一つはかかっているのかなというふうに思っております。以前もご答弁申し上げましたが、健康長寿のまちづくり、あるいは生涯活躍のまちづくりが重要な課題になってくるのかなというふうに思っております。

このほか、プラスの面といたしましては、リニア新幹線が開通をして、そのインパクトが蟹江町に及んでいる可能性もございまして、一方、逆に、南海トラフ巨大地震が発生をしておりますと、大きな被害が起きているという可能性も考える必要があるわけでございます。

いずれにいたしましても、次の第6次の総合計画においてしっかり議論すべき問題だというふうに考えておまして、まずは第5次総合計画の後半5年間につきまして、現在策定中の後期計画に基づいてしっかりと取り組んでまいりたいと思っております。

以上でございます。

○9番 三浦知将君

いろいろご答弁ありがとうございました。これからもやはり人口構造が変化したりとか、社会保障費が増大したり、財政の負担は増え続けるだろうという予想もされております。コミュニティも変容していくという課題も重なっていきます。だからこそ、行政、住民、議会が共に未来を描く、歩む時代が来ているのかなと思います。その課題解決に向けて、今後いろいろな施策、政策に力を入れていただきたいと思っております。尽力していただくようお願いして、質問を終わります。

○議長 伊藤俊一君

以上で三浦知将君の質問を終わります。

ここで、政策推進課長の退席と、健康推進課長、こども家庭課長の入場を許可いたします。暫時休憩といたします。

(午後2時53分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後3時10分)

○議長 伊藤俊一君

質問8番 山岸美登利さんの質問、「誰もが安心して搾乳できる環境づくりについて」、「がん患者の尊厳を守る支援拡充について」を許可をいたします。

山岸美登利さん、質問席へお着きください。

○5番 山岸美登利君

5番 公明党 山岸美登利でございます。

議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして2問質問をさせていただきます。

大項目1、「誰もが安心して搾乳できる環境づくり」について。

少子化に伴い、1990年代後半から共働き世帯が増えてきました。その働く親、特に母親が出産後も安心して母乳育児を継続できるような社会を構築するための重要な課題が、搾乳できる環境づくりです。母乳育児は、赤ちゃんの健康のみならず、母親の健康にもよい影響をもたらします。

しかし、職場や公共施設において適切な搾乳環境が整備されていないケースが多く、これが母乳育児の継続を困難にしている現状があり、多くの職場では搾乳室の設置が義務づけられていないため、母親たちはトイレや倉庫などで搾乳を行わざるを得ない状況が見受けられます。

また、公共施設や商業施設においても搾乳専用スペースが不足しており、母親が外出時に安心して搾乳できる場所が限られているのが実情です。

このような環境の不備は、母親の精神的、身体的負担を増大させるとともに、結果として母乳育児の早期終了につながる可能性があります。

さらに、企業の職場環境が搾乳を許容しない場合、育休からの復帰が難しくなるケースも考えられます。

そこで、以下2点伺います。

1点目に、自治体として公共施設における搾乳スペースの設置状況を把握しているか。

2点目に、企業に対して搾乳室の設置を働きかける取組を検討しているか。

また、働く母親が母乳育児を続けやすい環境をつくるため、現在進めている施策はあるか、お伺いいたします。

○こども家庭課長 小澤有加君

ご質問のありました3点についてお答えをさせていただきます。

まず、初めの2点のところですが、当町といたしましては、現段階におきまして公共施設における搾乳スペースの設置状況は把握をしておりません。

また、企業への搾乳室設置の働きかけにつきましては、具体的に検討はしておりません。

さらにですが、働く母親が母乳育児を続けやすい環境整備への取組についてお答えをさせていただきます。

出産後早期に職場復帰される女性がいることなども踏まえまして、誰もが安心して子供を産み、育てられる環境を実現する上でも、環境整備はとても重要であると認識をしております。

こども家庭センターといたしましては、妊娠期から出産、子育てまでの切れ目ない包括的な継続的な支援を実施しております。その中で職場復帰の際の母乳育児などの相談等にも取り組んでおります。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

現在多くの人を利用する施設には、赤ちゃんにミルクをあげることなどができる授乳室の設置が進んでいますが、授乳室で搾乳もできることについては、まだ一般の理解が進んでいません。

例えば入院中の赤ちゃんに母乳を届けるために自分で定期的に母乳を絞る必要のある母親が、1人で授乳室を利用して搾乳していた際に、赤ちゃんが一緒にいないのに一人で一体何をしているんだと、さも目的外利用をしているかのような心ない言葉を投げつけられた事例があるそうです。

また、産後に職場復帰する女性にとっても、職場で安心して搾乳できる場所の確保や周囲の理解などが課題となっています。

赤ちゃんに授乳しない場合でも母体では母乳が作られるため、母乳がたまった状態を放置すると痛みが生じたり乳腺炎等を発症するおそれがあり、数時間毎に搾乳する必要があります。

しかし、職場に女性用の休憩室等がなかったり、周囲に搾乳に関する知識や理解がないため、トイレで便器に向かって搾乳し母乳を捨てたことがあるといった話も伺いました。

WHOは、2歳まで母乳育児を続けることを推奨しており、国際労働機関による母性保護勧告では、各国に職場で搾乳する環境を整えるなどのルールをつくるよう求めています。

海外では企業に対して、従業員に搾乳のための時間と場所を提供するよう定めた法律もあり、企業の担当者も女性の復帰を支援することは大いにメリットがあると考え、積極的に投資を行っています。

しかし、国内においては、授乳室と搾乳室を併記した表記にしている行政施設や大型商業施設なども存在しますが、まだまだその数は少ないのが現状です。

昨年12月16日の参議院予算委員会で公明党の佐々木さやか参議院議員が、国土交通省のバリアフリーガイドラインに授乳室での搾乳が可能であることについて記載するよう求めたところ、ガイドラインの記載を充実させ、子育てバリアフリーの推進を図る旨の答弁があり、こども家庭庁からも国交省と連携した周知、啓発の検討が示されました。

女性が出産後、安心して社会参画ができ健康に活動するためにも、社会全体が出産後の女性の健康管理について正しく理解し、公共施設や職場、商業施設において安心して搾乳ができる環境を整えることは重要ではないでしょうか。

そこで、出産や子育てへの支援を充実するため、授乳室でも搾乳しやすい工夫や職場における搾乳室など、必要な方が安心して搾乳できる環境づくりに取り組むべきと考えますが、ご所見を伺います。

○こども家庭課長 小澤有加君

ご質問のありました安心して搾乳できる環境づくりへの取組についてお答えさせていただきます。

繰り返しになりますが、働く母親が母乳育児を続けやすい環境整備への取組につきましては、出産後早期に職場復帰をされる女性がいることなども踏まえまして、誰もが安心して子供を産み、育てられる環境を実現する上でも重要であると認識をしております。

議員からもございましたが、国土交通省にて策定されましたバリアフリー整備ガイドラインは、令和7年9月に授乳・搾乳室の環境整備等について内容を追記、変更されました。授乳及び搾乳のための場所であることを表示することや、男性の哺乳瓶による授乳等にも配慮し男女の入室可否等を分かりやすく表示すること、また、授乳室等の状況をホームページ等で情報提供することが望ましいとされました。

当町においては、授乳のお申出をいただき、空いているスペースを活用して対応させていただいておりますが、搾乳についても気兼ねなくお申出いただくことができるよう、表示の工夫やホームページ等、機会を捉えて周知をまいります。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

どうぞよろしくお願いたします。

母乳育児を継続しやすい環境づくりは、単なる育児支援にとどまらず、働く親の環境や社会全体の子育て支援に貢献する重要な取組です。本町が率先してこの課題に取り組むことで、多くの母親が安心して子育てと仕事を両立できる社会を築くことができると考えております。該当する施設が少ないかもしれませんが、商業施設や企業への働きかけとともに、誰もが安心して搾乳できる積極的な環境づくりをお願いをいたしまして、次の大項目2の質問にいきたいと思っております。

大項目2で「がん患者の尊厳を守る支援拡充について」、まず、アピアランスケア事業について質問をいたします。

令和3年9月議会本会議で、女性特有のがん対策推進について、がん患者のアピアランス事業補助制度の創設について一般質問させていただき、翌年事業を開始していただきました。

改めて、アピアランスケアとは、がんやその治療に伴う外見の変化によって生じる身体的、心理的、社会的な困難に対し、患者さんが自分らしく生活できるよう支援するケアです。

医学的、整容的、心理社会的支援を用いて、外観の変化に起因するがん患者の苦痛を軽減するケアと定義され、現在はがん医療の進歩により、治療を継続しながら社会生活を送る方が増加しています。がんの治療と学業や仕事などの両立を可能とし、治療後も同様の生活を維持する上で、治療に伴う外見変化に対するサポートが大変重要と認識されています。

また、がん治療の副作用で眼球や頬、鼻、耳などを欠損した際、医療器具として体表、体の表面につける人工物のことをエピテーゼと言います。このエピテーゼは、人体の部位欠損

により心理的コンプレックスを抱いている人に、精神的負担を緩和する目的などで使用されています。がん治療されている方が前向きに治療に向かい、安心して社会生活を送るためには、外見の印象も重要な要素と考えます。

そこで、当町で令和4年8月から導入されたアピアランス支援補助事業の利用状況、実績について、申請件数含めてお伺いをいたします。

○健康推進課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、助成事業の現在の状況、内容なんですけれども、がん治療による外見の変貌を補完するウィッグ、または乳房補正具の購入費用の2分の1を助成させていただいており、上限額は2万円までの事業となっております。

また、利用状況でございますが、令和4年度の申請件数は13件で、助成金の交付額は24万845円、令和5年度の申請件数が17件で、助成金の交付額は30万1,718円、令和6年度の申請件数は21件で、助成金の交付額は35万9,503円でございます。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

ただいまのご答弁から利用状況と申請件数を伺いましたが、年々増加傾向にあることが分かりました。

では、当初から見込んでいた件数以上の申請があった場合でもこの補助制度は利用できるのか、また、利用申請される年齢層、性別はどのようなか、お聞かせください。

○健康推進課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

助成金の性質上、予算の範囲内での交付となりますが、助成金の申請書の提出期限は、対象補装具を購入した日の翌日から1年以内に申請いただくことができますので、予算を超える申請が見込まれる場合は、翌年度の4月以降に申請いただくようにご案内をさせていただきます。

また、申請される年齢層、性別でございますが、今までに申請いただいた方は全て女性の方でございます。

また、年齢層でございますが、令和4年度から令和6年度までの平均した年代別の割合でございますが、20代以下の方は申請はございません。30代の方の割合が4%、40代の方の割合が20%、50代の方の利用が21%、60代の方の利用が33%、70代の方の利用が18%、80代の方の利用が4%という状況となっております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

他自治体では男性も利用されているということもお聞きしましたが、当町では女性

の方が占めているということをお聞きしました。

見込み件数を超える申請があった場合でも、購入日より1年以内でしたら補助制度が活用できるということで、安心をいたしました。

それでは、がん患者の外見の変化による心理的、社会的影響に対する認識について伺います。

○健康推進課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

がんやがん治療に伴う外見の変化は、周囲の人から自分がどのように思われているかに大きく影響するものであるため、外見が変化することは、心理的、社会的に大きな苦痛になるものであると認識をしております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

次に、相談支援体制について伺います。

がん患者の方の相談支援については、多様化、複雑化するニーズに対応できる質の高い体制が必要と考えます。相談があれば、傾聴するとともに、がん情報サービスサポートセンターやがん相談ホットライン等、ニーズに応じた適切な相談窓口が紹介されています。

このような制度の周知などは、当事者にとっては大変重要な情報提供です。相談されるのは、実際は病院なのかもしれませんが、保健センターはもちろん町役場でも、このようなピアランスケアのご相談等のほかお体のことや社会復帰についてなど様々なご心配事などに対応される場合もあるかと思えます。

そこで、がん患者の方々に寄り添った現在の相談支援体制についてお伺いいたします。

○健康推進課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

がん患者の方々に限定した相談支援は行っておりませんが、相談の希望があれば、健康推進課で随時受付をしております。

また、相談を受けた際に情報提供として、質の高いがん医療が受けられるがん診療連携拠点病院やがん患者やご家族の方のがんについての理解を助けたり療養についての相談に応じしてくれるがん相談支援センターを案内させていただいております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

再質問いたします。

ただいまご答弁にありましたがん診療連携拠点病院は、近隣ではどのような病院がありますか。

○健康推進課長 後藤雅幸君

がん診療連携拠点病院でございますが、愛知県のホームページにも愛知県内のがん診療連携拠点病院の一覧が掲載されておりますけれども、病院の一例といたしまして、愛知県がんセンター、名古屋医療センター、名古屋掖済会病院、近隣ですと海南病院などがございます。以上でございます。

○5番 山岸美登利君

次に、アピアランスケア事業の補助内容の拡充について質問いたします。

がん治療に伴う外見の変化は、患者の心理的負担を大きくし、社会復帰の障壁となることがあります。冒頭で申し上げましたエピテーゼは、義手や義足と異なり、体に取り付け、簡単に取り外し可能な人工ボディパーツのことで、目や耳や鼻、爪や指、そして乳房などといった体の一部分を人体そっくりに再現し、事故や病気、手術などによって体の一部を失ってしまった人の見た目を補うことで、外見だけでなくその方の心をもケアすることが可能な医療用具です。

人間の皮膚の質感は人それぞれで、その一人一人違う肌質に限りなく近づけていくエピテーゼは、シリコンの特性を生かして指先の指紋や爪の質感、しわ、浮き出た血管の色など、その方の肌や質感までも忠実に再現されます。

特に乳がん手術後の乳房欠損や顔面の変形などに対する補完的な医療用具として注目されるエピテーゼは、患者の外見を自然に再現し、精神的な安心感を提供する重要な役割を果たします。エピテーゼの需要で多いものの一つが乳房だと言います。乳がんの手術で乳房を摘出した場合、自家組織やインプラントによる再建という選択肢はありますが、完全に元通りになるわけではありません。手術には費用だけではなく心身の負担が伴うため、再建しないことを選択する人も多く、専用の補正用パットや下着は、様々なタイプが発売されています。

ただ、着衣のときはカバーできていても、温泉や公共施設での入浴、子供や孫との入浴のときにエピテーゼが欲しいという声が高まりを見せています。エピテーゼは、専用接着剤で装着するので、入浴可能な上、安全です。当事者の方々には、なくてはならない必需品になります。

現在ほとんどの自治体で導入されているがん患者アピアランスケア支援事業は、愛知県の補助事業を活用して医療用ウィッグ、乳房補正具の購入費用の補助が実施されていますが、エピテーゼに関しては助成の対象外となっているケースが多いのが現状です。このエピテーゼの製作には専門技術が必要であり、医療保険や公的保険適用外のため全額自費になり大変高額となるため、患者への経済的負担が大きく、結果、諦めざるを得ないという現状もあります。

そこで、伺います。

今後支援の拡充として、現在のアピアランス事業、がん患者の外見ケア支援にエピテーゼ、人工装具を補助対象に加えるお考えはあるか、お聞かせください。

○健康推進課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

がん患者アピアランスケア支援事業にエピテーゼを補助対象として加えることを現在検討しておりませんが、国や県の補助金制度や近隣市町村の動向を踏まえながら検討してまいります。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

がんを経験した方が生活していく上で、外見の変化というのは必ず誰もが直面する課題だと思っています。県内地方自治体で徐々に広がりつつあるエピテーゼについても、費用の助成拡充によりがん患者の生活の質が向上し、社会復帰の促進につながるとともに、精神的な負担が軽減され、治療への前向きな姿勢を支えることができます。がん患者の外見ケアは、単なる美容の問題や外見の回復だけでなく、心理的な安心感を提供し、社会復帰を支援する大変重要な役割を果たします。

エピテーゼの助成についても対象に加えていただきますよう、ご検討をお願いいたします。

次に、若年がん患者在宅療養支援事業の導入について伺います。

令和4年12月の本会議において、がん対策と周産期グリーフケアについてと題して一般質問させていただきました。その中で小児・AYA世代ターミナルケア、つまりAYA世代がん患者への在宅ターミナルケア支援補助事業の導入について求めてまいりました。

そこで、改めて若年がん患者在宅療養支援事業とはどのような支援なのか、当町の若年がん罹患者数含めてお聞かせください。

○健康推進課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に陥ったと判断された40歳未満の終末期の若年がん患者及び家族の経済的負担の軽減を図るため、在宅療養を行う終末期のがん患者が在宅サービスなどに支払う費用を支援する事業でございます。

蟹江町の罹患者の状況というのは把握をしておりませんが、愛知県内の若年がん罹患者につきましては愛知県が公表しておりますので、令和2年度が最新の数値となっておりますけれども、状況としましては、ゼロから9歳の方が男性で40名、女性が39名、総数が79名、10から19歳の方の男性が51名、女性が51名、総数が102名、20から29歳の方の男性の方が119名、女性が253名、総数372名、30から39歳の方の男性が259名、女性が935名、総数1,194名、合計としまして男性が469名、女性が1,278名、総数1,747名という状況でございます。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

若年がん患者罹患者数の実態がよく分かりました。

在宅ターミナルケア支援補助事業、このターミナルケアとは、病気が進行して回復が見込めなくなった患者さんに対して、身体的、精神的な苦痛を和らげ、その人らしい最期を穏やかに過ごせるように支援する医療やケアのことです。ケアの最大の目的は、患者さんの最終段階において尊厳を保ち、可能な限り穏やかに、そして自分らしく過ごせるようにすることです。治癒を目指す治療ではなく、患者さんの生活の質の向上に焦点を当てます。

また、ターミナルケアは、病院や自宅、ホスピスと様々な場所で行われますが、患者さんが自宅を希望した場合は、訪問看護や訪問診療を利用して、住み慣れた自宅でケアを受けられます。

この若年がん患者在宅療養支援事業は、主に介護保険制度の対象とならない40歳未満のがん患者さんが、住み慣れた自宅で安心して療養生活を送れるよう、自治体が費用の一部を助成する取組です。支援内容は自治体によって異なりますが、在宅サービス費では、訪問介護——訪問介護には、身体介護、生活援助、通院等乗降介助があります。また、訪問入浴介護、福祉用具にかかる費用、車椅子、特殊寝台、床ずれ防止用具、入浴補助用具、腰かけ便座などの貸与や購入費用、その他在宅療養に必要なサービスや介護用品の費用も対象になる場合もあります。

繰り返しますが、末期がんの患者さんや在宅でのターミナルケアを希望する方が安心して暮らせるように経済的な負担を軽減し、在宅療養を支援することを目的としています。

現在愛知県は、若年がん患者在宅療養支援事業を実施し、各自治体への補助も含めて制度化しており、愛知県の広域ウェブサイトには、本年5月23日時点の県内実施自治体が掲載されています。この愛知県若年がん患者在宅療養支援補助事業を活用すれば、町単独で財源を確保する必要はなく財政的負担が軽減され、導入は可能ではないかと考えております。

3年前質問いたしました在宅ターミナルケア支援補助事業の創設についての町の見解として、「患者さん一人一人のニーズに合わせたきめ細やかな支援が必要とした上で、AYA世代のがん患者の方が残された時間を住み慣れたご自宅で家族と過ごすことの大切さを認識している。近隣市町村の取組事例やがん診療連携拠点病院等の取組を参考に課題を整理し、検討する。」との答弁でした。

しかしながら、課題を整理し検討するとの答弁から時間が経過しており、具体的な進展が見られず、現在においても当町ではこの事業の導入がなされておられません。

そこで、ウェブサイトを見ると、県内ではほとんどの自治体が既に事業を開始している中で、蟹江町はいまだ導入に至っていない現状について、以下2点お伺いいたします。

1点目に、近隣市町村の事例やがん診療連携拠点病院の取組を参考にすると述べられていましたが、その検討結果はどのようなものであったのか。

2点目に、愛知県の補助制度を活用すれば財政的負担は軽減されるものと考えられますが、それでも導入できない障害は何か、お聞かせください。

○健康推進課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

まず、1点目の質問についてでございますが、現在愛知県の多くの自治体が若年がん患者在宅支援事業を実施している状況は把握しております。

一方で、近隣市町村の実績を調べますと、事業開始以降実績がない状態が続いていることも確認をしており、事業の実施について検討を重ねている状況でございます。

また、2点目のご質問でございますが、愛知県の補助制度を活用することで財政的負担は軽減されますが、財政支出を伴うことに変わりがないため、慎重に検討していくことが必要と考えております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

回復の見込みがないと診断された若い患者の多くが、自宅療養を希望しています。例えばお子様と共に終末期を過ごすため自宅療養している間も、体調がすぐれない際の食事や入浴など全額自己負担となってしまうサービス利用の経済的負担は大変重いものであります。助成金によってがん患者への経済的支援を手厚くすることで、希望どおりの生活が送れる方が増えるのではないのでしょうか。

そこで、再度伺います。

今後、蟹江町として若年がん患者在宅療養支援事業を導入するお考えはあるか、ご答弁をお願いいたします。

○健康推進課長 後藤雅幸君

ただいまのご質問についてお答えをさせていただきます。

若年がん患者在宅支援事業の重要性は理解をしておりますので、事業を必要とする方の状況の把握に努めながら、引き続き事業実施の検討を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

○5番 山岸美登利君

積極的なご検討をお願いしたいと思います。

A YA世代のがん患者の方々が、残された時間を住み慣れたご自宅で家族と過ごすことは、人生の尊厳を守る上で極めて重要です。県内ほとんどの自治体が既に取り組んでいる中で、先ほどお聞きしましたけれども、蟹江町が導入に消極的な理由としては、財政面含め既に導入している近隣市町での実績がないとのご答弁でございました。町の限られた財源の中でのご苦勞は、もう十分承知をさせていただきます。

ただ、県の補助を活用すれば、町の負担は最小限に抑えられます。対象者の人数も非常に限られますが、申請がないから不要とするのではなく、制度があるだけで住民に安心を与え、いざ必要になったときにすぐに利用できる支援体制を提供できます。現在は、制度がないか

ら申請できないという悪循環を生み、支援を必要とする方は声を上げにくい状況にあるからこそ、制度を先に整える必要があるのではないのでしょうか。

まずは、財政の懸念を和らげながら小規模に試行導入、例えば一定期間の支援や支援内容を絞るなどという提案で、利用状況を見ながら徐々に拡充していくなど規模を調整するという考えも視野に、改めて導入の方向でご検討いただき、がん患者とご家族に寄り添った安心できる支援体制を整えていただきますことを強く要望をいたします。

その上で、最後に町長に伺います。

若年がん患者在宅療養支援事業の導入については、住民の安心を重視する視点で、そして制度があること自体が安心につながることを申し上げました。

改めて町としてどのように考えるのか、町長に見解を伺い、私の質問を終わらせていただきます。

○町長 横江淳一君

それでは、山岸議員のご質問にお答えしたいと思います。

前にもご質問いただいたと私も記憶をいたしております。

実際、導入してないところが少ないという状況で、我々もちょっと唖然としたわけでありますがけれども、確かに県の補助制度があるということも調べさせていただきました。でも、先ほど担当者が申し上げましたとおり、歳出が伴うのは事実であります。

我々としては、制度を導入している近隣の市町村がどのような状況なのかなど調べたところ、全くないよと、資金は用意をしてあるんだけど使った形跡がないということなので、もうしばらく様子を見たらという、そういう話はさせていただいたことがあります。

しかし、再度こうやってご意見いただいたことについては、しっかりと真摯に受け止めていきたい、こんなことを思っておりますし、県からの補助金があるということですので、再度近隣の市町村の状況を見ながら、前向きな形でスタートをさせていただきたいなど、こんなことを思っております。

来年度の予算編成には若干どうなのか、ちょっと今この状態では分かりませんが、大変厳しい状況であるということをご理解をいただきながら、私の考え方を述べさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○5番 山岸美登利君

終わります。

○議長 伊藤俊一君

山岸美登利さんの質問を終わります。

ここで、健康推進課長、こども家庭課長の退席と、産業建設部次長兼まちづくり推進課長、土木農政課長、こども福祉課長、環境課長、教育課長の入場を許可いたします。

暫時休憩といたします。

(午後 3 時45分)

○議長 伊藤俊一君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3 時46分)

○議長 伊藤俊一君

質問 9 番 水野智見君の質問、「教育環境の整備について」、「費用対効果は見合っているのか」、「舟入斎苑周辺今後の整備について」を許可いたします。

水野智見君、質問席へお着きください。

○ 8 番 水野智見君

8 番 水野智見です。

議長の許可をいただきましたので、1 問目「教育環境の整備について」、2 問目「費用対効果は見合っているのか」、3 問目「舟入斎苑周辺今後の整備について」と題し、3 問、順次質問させていただきますのでお願いします。

まず、大項目 1 番の「教育環境の整備について」です。

私ごとなんですけれども、現在農作業に携わっています。土地改良区の役員として農地の維持管理全般にわたって携わっています。その一つとして、今米などで話題になっていますけれども、水田に水を入れる役といますか係がありまして、それを約20年ぐらい務めさせてもらっています。サイクルとしては、大体 8 日間サイクルのうちの 2 日間を対応しながら 8 日ごとに順次繰り返されるということで、大体 5 月ぐらいから 7 月半ば、8 月の下旬から 9 月の下旬までぐらいの間を携わっています。

そこで、ここ 2、3 年、5 月の最初に携わる頃、非常に暑さを感じるようになりました。また、その後、8 月はもちろんですけれども 9 月になっても随分暑くって、今年の 9 月なんかは大変暑い思いをして、今皆さん外の作業をしている方は対策をされている、空気が入るものを買ったりとか、自分なりに対応しています。

そこで、私も孫が小学生と幼稚園児にいるものですから、いろいろこの間、時間があるときに尋ねたり話を聞いたり、子供にも聞いたりもしました。

そこで、1 問目、蟹江町としての教育環境の中での暑さ対策についてお尋ねしたいと思います。

現在、町内の小中学校及び保育所で取り組んでみえます事業について、まずお尋ねします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまの暑さ対策について現在小中学校で取り組んでいる事業ということで、教育課のほうからまずお答えさせていただきます。

小中学校では、平成24年から普通教室の空調設置に着手し、平成30年度までに全ての普通教室と特別教室の一部の空調設置が完了しております。

令和6年度からは、暑さ対策ということで段階的に各小中学校に冷凍庫を設置しており、児童生徒が持参した保冷剤などの熱中症対策グッズを下校時にも活用できるように環境整備を行ったところでございます。

さらに、今年度は、中学校2校におきまして令和8年1月末完了予定として、体育館空調機設置工事を実施し、生徒の安心・安全な環境づくりに取り組んでございます。

以上でございます。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

続きまして、私のほうから保育所関係についてお答えさせていただきます。

保育所における暑さ対策につきましては、全ての部屋にエアコンを整備し、適切な温度管理の下で保育を行っております。外遊びをする際は、日よけシートやミストシャワーを使用するなど、少しでも涼しい環境をつくれるように努力しています。

また、各園に熱中症指数計を設置し、気温等を確認しながら、危険な温度に達した場合は屋内で過ごすようにしております。

以上でございます。

○8番 水野智見君

ありがとうございます。

蟹江町は、各教室へのエアコンに関しても近隣の市町の中では割と早く取り入れてもらったということで、町長のほうには霞が関のほうに何度も足を運んでもらったというのを聞いています。

そこで、先ほど課長のほうから中学校の体育館の空調設備のことで話がありましたが、これ当初は北中と蟹江中学校と別々な業者がやるということだったと思うんですけども、できなかったということで一本化になったというふうに聞いていますが、別々のときの事業予算と一本化になったときの予算とはどういうふうに違うのか、分かればお願いします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまご質問のありました中学校の発注状況での差額についてお答えさせていただきます。

中学校空調設置につきましてはの発注が2本での発注と1本での発注とでの差額は、約2,600万円のほどの差額でございました。

小学校の発注につきましては、5校で発注するか、分けて発注するのか、検討し対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○8番 水野智見君

そうすると、まだ小学校のほうは今後調査していく中で決めていくという形で、5校一遍なのか別々なのかというのは、今後検討していくということですね。

それでは、2問目、いろいろやっていただいているんですけども、今後來年度以降、それぞれどのような事業を計画してみえるのか、もう少し具体的にお願いします。

○教育課長 兼岩英樹君

ただいまのご質問のありました暑さ対策について、来年度以降計画している事業ということでお答えさせていただきます。

来年度以降の計画として、今年度小学校5校の体育館への空調機設置に向け設計業務を実施し、中学校に続けて小学校にも設置できるように準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○8番 水野智見君

そうすると、各小中学校、教室とか体育館等に関しては順次、こちら今年中学校ですけども、小学校のほうも対応されていくということですが、それ以外のところも順次考えてもらうということによろしいですね。

じゃ、次に3番目、暑さ対策事業にもいろいろな課題があるかと思いますが、暑さ対策以外のことに関しても町の教育環境の整備について課題があれば、それぞれ小中学校、保育所をお願いしたいと思います。

○教育課長 兼岩英樹君

まず、小中学校に関しまして、教育課のほうからお答えさせていただきます。

暑さ対策事業について各学校から特別教室への空調機設置要望が毎年ありますが、全ての学校を同時に行うことが困難でございますので、予算規模と業務量を考慮した優先順位の検討が必要となると考えます。

また、昨今のように夏の暑さが猛暑となる中では、児童生徒の活動内容の検討も必要となってくると思います。

暑さ対策以外では、各小中学校施設の老朽化が見られる学校もございますので、児童生徒の安心・安全な学びはもちろんのことですが、職員の働く環境を整えることも大切だと考えてございます。

以上でございます。

○こども福祉課長 飯田陽亮君

続きまして、保育所関係でございます。

エアコンに関しましては、故障して使用できなくなった場合でも保育は継続して行う必要があるため、保育室を一時的に変更し、限られた予算の中で緊急的に修繕を行わなければなりません。

また、保育現場では日頃より、児童の安全のため保育士は細心の注意を払って保育を行っておりますが、特に外で遊ぶときは熱中症の危険性を常に意識する必要があり、さらに保育士自身の暑さによる身体的疲労と併せて、そういった職員の負担ということも課題に挙げら

れるのではないかと思います。

その他施設管理全般としましては、理想は不具合が発生する前に予防的に施設や設備の更新を行っていきたいところですが、大半の施設において既に老朽化がかなり進んでおり、各種修繕や改修工事が追いついていない状況であることが課題と言えます。

以上でございます。

○8番 水野智見君

暑さ対策だけでなく特に建物等に関しては、老朽化というのは以前からいろんな小学校で壁が崩れたとか、いろんなことがありますので、今後はしっかり総務のほうでも予算を組んでいただいて、対応を早めにしていただきたいと思います。

次に、町長に意見を伺いたいんですが、私自身も議員になってからまちづくり等についても県のほうに足を運んで勉強もさせてもらいましたが、実は子育て事業に関しても、ちょうど近隣の方から学童保育とか保育所の延長等に関して相談を受けました。当時、学童保育に関しては舟入小学校区だけが導入されておらず、保育所の延長は須成の保育所と舟入がされてなかったということもあって、その辺のことも含めてどういう状態で進めていくべきなのかとか、何か課題があるかということで県のほうでも勉強させてもらってきました。その中でいろいろ町と取組をさせていただいた中で、学童保育も延長保育もそれぞれ現在は導入をさせていただいています。

そういったところも含めてまだまだ、先ほど課長のほうから課題があるということで意見がありましたが、町長として今後どのように考えてみえるのかも、ちょっとお答えできる範囲内で構いませんので、お願いしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、水野議員のご質問にお答えしたいと思います。答弁漏れございましたら、またご指摘いただければありがたいと思います。

子育てというのは、本当にこれから最重要課題になってくると思ってございます。それと長寿命化計画、先ほど担当が申し上げましたとおり、建物の老朽化に伴う非常に危険な場所、危険な校舎もまだまだ幾つかあるというふうに聞いてございます。

しかしながら、大変多額な予算を必要とするところから非常に厳しい状況なんですけれども、そうはいつでも優先順位の高いところからやはりやるべきであると。まずはエアコン設置、今現在、北中学校、それから蟹江中学校の2つに今エアコンをつけてございます。電源が喪失した場合でも、暖房も使えます、冷房も使えます。若干維持管理費、ランニングコストが初めての経験でありますのでどれぐらいかかるかが心配でありますけれども、それでもそこで仮に災害があった場合に避難をしていただける方の優位性を考えたときに必要だというふうに考えてございます。

また、今お示しをいただきました学童保育につきましては、本当にいろいろここまでやら

せていただきました。特に急激に人が増えるところ、児童福祉法が改正になっておおむね10歳、いわゆる小学校4年生ぐらいをめどにという、そういう法律から子供さん全てということで非常にわたわたしたという時期があったのも事実であります。

そういう意味で、まずはエアコンをしっかりとつけていきたい、この猛暑に合わせられるような施策をまずしていきたいなど、こんなことを思っています。

それと、少し前はトイレの改修で相当皆様方にご迷惑をおかけしました。今の子供たちは和式のトイレでは排便することが非常に難しいということになりましたが、やはり和式も残していくということの必要性もどうもあるようでありますので、そういう状況で整備をさせていただいたのも事実であります。

これからは、町の体育館もそうでありますけれども、もろもろの教育施設、生涯学習施設、そういうのに関しても長寿命化の中での予算の編成の仕方、それから運営の仕方これから考えていかなければいけないなど、こんなことを思っております。

特に小学校については、今年度何とかエアコンを前倒しにつけて、来年の夏の猛暑に何とか耐えられるような、そんな施策をまず一番でやっていければなど、こんなことを今思っています。

以上です。

○8番 水野智見君

先ほども触れましたけれども、県のほうに子育てのことで勉強に行ったときに、最初に県の方から、蟹江町は子育て事業に関しては町村の中では割と進めてやってみえるところだけれども、どんな課題がありますかということで、先ほどのことをちょっと相談してやったんですけれども、学童保育に関しても、近隣の知り合いの方の中で名古屋のほうで対応してみえる方がみえまして、そこからもいろいろ聞いたんですけれども、なかなか難しいよというふうに言われました。

そうした中でちょっと時間はかかったんですけれども、町長のほうもいろいろ対応していただいで進めてもらっているということで、今後もまだいろんな課題があるかもしれませんけれども、一つずつ進めていっていただければなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続きまして、2問目の「費用対効果は見合っているのか」の質問をさせていただきます。

まず、費用対効果についていろいろ私なりに考えたんですが、まず、どのように蟹江町としては決めてみえるのかということでお伺ひしたいと思ひます。

○総務課長 藤下真人君

それでは、水野議員から決め方についてご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

まず、費用対効果とは、かけた経費に対してどのような効果が得られたかを測る指標と認

識しております。蟹江町が行う事業は、各部局によって多種多様であり、対象者も異なります。現在も令和8年度当初予算を編成するに当たり、様々な事業について各課から提案を受けております。住民の皆さんの生活が豊かになるように、各課において知恵を絞り、最少の予算で最大限の効果を上げられるように心がけております。

しかしながら、先ほど申し上げたように多種多様な事業には費用対効果では判断できない分野もあるため、ご質問いただいた決め方については、その都度様々な角度から判断して決定しております。

以上です。

○8番 水野智見君

そうですね、私もいろいろ調べたんですけども、自治体の費用対効果というのは、民間でもそうですけども、なかなか決めづらいものとか、どういった形で考えるかということによったりとか、その立場によっても効果の度合いは変わってくるというふうにも聞いています。

ただ、自治体として事業を進めるに当たって何でもかんでもできるわけじゃないと思います。特に蟹江町、財政が決められた中でやらなければいけないということもありますので、そういうときに決める重要な一つとして必要性の判断というのも最終的にはあると思うんですけども、その必要性の判断というのは、どういったところでまず決められますか。

○総務課長 藤下真人君

必要性の判断についてご質問いただきましたので、答弁させていただきます。

必要性の判断については、1つ目、緊急性、2つ目、安心・安全の確保、3つ目、社会情勢などを考慮するとともに、その事業に対する財源が確保されているかなど総合的に判断しております。

以上です。

○8番 水野智見君

この必要性ということについてお聞きしたのは、先ほど触れました学童保育、延長保育をお願いしているときに、この費用対効果のこととかを当時の担当から言われて、どうなのかなと思っていましたんですけども、必要性の順位としてまだ早いということとか必要性に関してクエスチョンマークみたいなこと言われて、なかなか進めてもらえなかったということがあったものだから、お聞きしたということです。議員になった当初にそういった形で相談をさせてもらったんですけども。

そこで、今回9月の決算審査のときにちょっといろいろ見ていまして少し気になった点がありまして、費用対効果の関係のことは、先ほど課長からも言われましたようにいろんな事業があって、一概にこれがどう、あれがどうこうとは言えないんですが、ちょっと一つ気になって目について、目についたというか気になったものですから、そのことについてお聞き

したいと思います。

実は公園なんですけれども、町内の公園にはいろんな形の公園があるんですけども、まず、町内の公園の総数、それぞれの仕分けもあるかと思いますが、それを含めてお願いしたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、公園の総数ということでお答えをさせていただきます。

まず、町において管理をしております都市公園というものは18か所、町内会で草刈り等の管理をお願いしている地域公園が23か所ということで、計41か所になります。

以上でございます。

○8番 水野智見君

決算書に書いてあるやつと今若干……でもこれは樹木の委託管理とか清掃の委託管理という形だから、また違うのかもしれないけれども、都市公園に関しては、区画整理等で法的に造らなければいけないという、その当時の事情があって造られた公園だと思いますけれども、地域公園というのは、要望があって、いろいろ場所の段取りができて対応されてみえる公園だと思うんですけども、この地域公園なんかでも一般的に、自分の舟入のほうなんかでは区画整理やってないものですから、よく言われるのは公園がない、公園がないというふうによく言われるんですけども、結構見るとたくさん公園が町内にはあるなというふうに思ったものですから改めてお聞きするんですけども、その中で、現在公園として全て必要だと考えてみえるのか。また、今後どこか都合がつけば増やそうと考えるのも含めて、お願いしたいと思います。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、都市公園につきましては、水野議員もおっしゃったように、整備する際には都市計画決定の上でまず整備をしているものでございます。町の都市公園の多くは区画整理事業により整備をされておりますが、土地区画整理事業を施行するに当たりましては、土地区画整理事業の施行規則に公園の規定の定めがありまして、「公園の面積の合計が施行区域に居住することとなる人口について1人当たり3平方メートル以上であり、かつ施行地区の面積の3%以上となるように定めなければならない。」という規定がございます。これに基づきまして、区画整理地内につきましては、減歩により確保した土地にて整備を行っております。

また、町の「緑の基本計画」では、国が示す都市公園面積の目標値というのが人口1人当たり10平方メートルに対しまして、蟹江町は3.9平方メートルということで下回っていることから、現在の都市公園を廃止するということは難しいのかなと考えております。

一方で、地域公園につきましては、公有地を公園として開放しているところ、借地料を支払い開放している公園もございます。

平成31年度に地域公園が地区内にある町内会に対しまして、地域公園の利用状況に関するアンケートというものを実施しまして、利用者もなく必要もないと回答のあった公園から、順次廃止のほうを進めさせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○8番 水野智見君

じゃ、先ほど言われた18か所と23か所の公園ですけれども、その公園にトイレは全て設置されていますか。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

公園にトイレということでお答えをさせていただきます。

まず、都市公園につきましては、18か所のうち今八島公園——蟹江北中学校の南ですね、JR線の線路の北側でございます公園、こちら以外については全ての公園で設置がされております。

地域公園につきましては、水洗トイレが設置されているのは、富吉児童公園がございます。あと、くみ取り便所が設置してある公園としましては、西之森公園と須成の児童公園2か所がございます。

以上でございます。

○8番 水野智見君

公園の維持管理にもいろんな費用もかかってきます。先ほど言いましたトイレのほうの修繕とか等も含めて、あと樹木の管理とか公園清掃、草の管理とか、もろもろいろいろな費用で、浄化槽の清掃手数料とかいろいろかかっているんですけども、そういったところを含めて、いろんな法的なこととかそういう縛りはあるのかもしれませんが、今後、町として公園をどのように維持管理していこうという考えを、ちょっと先ほどのことと重複するかもしれませんが、増やしていこうとか、整備していこうとか、例えば形を変えていこうとか、遊具ある公園もあると思いますし、遊具は必要だとか必要ないとか、そういったことも含めてどのように考えてみえるか、お願いします。

○産業建設部次長兼まちづくり推進課長 福谷光芳君

それでは、今後の維持管理に対する考えということでお答えをさせていただきます。

まず、都市公園につきましては、先ほどお答えしたとおり公園自体を廃止するということは基本的に難しいと考えておりますが、前の質問でトイレというものにつきましては、かなり老朽化しているトイレもございますので、改築が必要な際には、使用状況や地域住民の方の意見も伺いながら廃止することも検討していきたいと考えております。

地域公園につきましては、また改めてアンケート調査を行うことで地元の意向を伺うなどし、特に借地料を支払っている公園については、必要がないというお答えであれば、廃止等を検討していきたいと思っております。

また、公有地の公園につきましても、利用状況によっては遊具を撤去するなどにより維持管理費用の削減を今後も検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○8番 水野智見君

まあ、公園に関しては、必要なところに関しては、やっぱり適切に遊具の管理も、草とか樹木のこともそうですけれども、しっかり管理してもらって、トイレももちろん必要なところに関しては、きちんと使いやすいように対応を、費用はかかるかもしれませんが対応していただきたいと思います。

それでは、3問目にいきます。「舟入斎苑周辺の今後の整備について」お伺いしたいと思います。9月にも少し質問はさせていただきましたが、その続きになるかというふうに考えていただければいいかなと思います。

斎苑の一本化に向けて協議に数年かかったというふうに認識していますが、舟入斎苑再整備に対しての町の考えをお伺いしたいと思います。

私は、この斎苑というのは、公共施設の中でも迷惑施設にも該当すると思いますし、本当に一本化していくに当たっては、ちょうどコロナも関係しているものですから、よけい時間がかかったこともあるんですけれども、いろんな年数もかかっていますので、前回触れた点も個人的には思いはありますが、その辺のことについて、一本化の流れについて説明をしていただきたいと思います。お願いします。

○環境課長 太田圭介君

ただいま水野議員のご質問ですね、一本化への流れについてお答えをさせていただきます。

まず初めに、斎苑の統合整備という大きな転換に当たりまして、地元地域の皆様にご理解とご協力を賜っておりますこと、深く感謝申し上げます。

一本化への流れなんですけれども、町内火葬場の経営主体の変遷ですとか、そういったところも交えながら、少しご答弁させていただきたいと思います。

以前、当町には、地域が管理運営する火葬場が町内に複数箇所ございましたが、昭和23年に制定されました墓地、埋葬等に関する法律ですとか、昭和43年に厚生省から発出された通知を基に、その通知には火葬場は市町村などの公的主体が整備、運営することが望ましいという方針が示されております。この通知を受けまして、全国的に公営化、広域運営というものが進みまして、同様に当町においても地域が管理する火葬場から公的主体による運営に切り替わったものと認識しております。

現舟入斎苑につきましては、愛知県が施行します福田川河川改修工事に伴いましてそれまで舟入区により管理されていた火葬場が移転の対象となったことを受けまして、この工事を機に現在の場所に町営の公の施設として開設し、現在供用開始してから約37年が経過をするというところでございます。

昨今進めております舟入斎苑一本化につきましては、舟入斎苑だけではなく本町斎苑も併せてなんですけれども、施設の老朽化ですとか、この先の持続可能な火葬体制の確保といった課題に対応するため、将来を見据えた最適化として整備を進めているところでございます。以上でございます。

○8番 水野智見君

今課長からも話をしてもらいましたが、私も以前には説明したつもりですけれども、いずれにせよ、今舟入斎苑と言われているところは、もともと蟹江町の斎苑ではなかったところで地域の斎苑だったんですよね。それが、福田川の県の拡幅事業の関係があって、いろいろ協議されたんですけれども、なくせという話も実際はあったんですけれども、蟹江町も当時本町の1本だけで、先ほど課長からも話がありましたように、以前はいろんなところに火葬場というところがあったようには聞いていますけれども、当時はもうそこになっていたものですから、その状況とかいろんなことを考えたときに町として必要、あってもいいんじゃないのかという議論があって、いろんな経緯があっての今現在の舟入斎苑になっています。

再整備されるに当たって、自分も先ほど冒頭のほうで土地改良の役員をやっていますということを使ったんですけれども、そのときに本当に風向きによって時々臭うこともあったんですよ。それに台風等で木が飛んでいって田んぼのほう、稲のほうの上に乗っていたりとか、一度あったという記憶ですけれども、隣の墓地の墓石に木が折れて当たって傷がついて損害賠償があったとか、そういうこともあった中で、まだ私も議員になる前に何度も、この木は何とかできないのかとか、塀に関しても大分がたが来ているように素人目には見えました。そういうことでいろいろ話をしていたんですけれども、そういう中で茶屋の火葬場が開始されるということになって、町のほうもどうするのかというのは協議を当時されていたというふうに記憶しています。

そんな中で、最終的には町のほうで本町と舟入と両方を続けていくのか、どちらかに一本化するのか、なくすのかということで協議があって、先ほどお話ししましたように、1、2年協議があって、最終的に一本化で進めていけばいいんじゃないのかという話がありました。

その中でも、やっぱりその中のメンバーの中では、迷惑施設じゃないのかということで、近隣の関係者に意見をしっかり聞いて今後進めていってほしいという話もありました。

そこで、私はあくまでも迷惑施設だと思うんですけれども、その辺のことについて改めて町としてはどのように考えてみえるのか、お願いします。

○環境課長 太田圭介君

ただいまの議員のご質問に対してお答えさせていただきます。

斎苑が議員がおっしゃられる施設に該当するか否かにつきましては、心理的な抵抗感ですとか環境面の影響から、一般的にそのような施設と受け止められる場合があると承知しておるところではございますが、こちら主観ですとか、地域のイメージ、時代背景によって判断

が異なるものと考えております。

当町といたしましては、斎苑は大切な人の死を受け入れ、見送り、故人との最後のお別れをする、また生活をする上で誰もが利用する地域に不可欠な社会インフラであると捉えております。

以上でございます。

○8番 水野智見君

私は、前回も言いましたけれども、別に舟入斎苑の一本化に向けて反対しているわけでも何でもなく、どちらかと言えば違うというふうに自分では思っています。

ただ、今斎苑も順次工事が進んでいるということで、来年の4月から稼働されるやに聞いていますが、それについて、今後道路の関係の整備もされていくということですが、まず、斎苑の進入路の整備についてのお考えをお聞きします。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、斎苑の進入路の整備についての考え方ということでご答弁させていただきます。

県道境政成新田蟹江線から舟入斎苑へつながる東西道路であります町道山東7号線を舟入斎苑の進入路及び退出路として使用する予定でございます。この道路につきましては、車両等が通行できます有効幅員としまして約3メートルほどしかございません。車のすれ違いもできないような状態でございます。その辺につきましては、延長が約300メートルほどの部分を9メートル幅員の片側1車線道路として、歩道設置するとともに拡幅整備をすることで、車両等の円滑な通行及び安全性の向上を図ることを進めておるところでございます。

現在、名古屋市道路部局及び農政部局との調整を図りながら、土地境界の確定事務を進めているところでございます。

以上でございます。

○8番 水野智見君

以前ちょっと話はさせてもらったと思うんですけども、この進入路、先ほど課長から話があった県道との境なんですけれども、結構あそこは見にくいところで、以前先ほど話しました一本化に向けていろいろ協議している中でも、今現在の進入路にこだわらずに進入路を変更してもいいんじゃないのかという話もしたんですけども、町のほうとしては改めて同じところで道路幅を広くしてやっていきたいということを言われて、調査等も議会でも認められて、道路幅も決められたというふうに聞いています。

再確認ですけれども、全体で9メートルで歩道部分がたしか2メートルか2.5メートルと聞いたんですけども、その辺で間違いないかということと、県道への出入りのところの安全性とか云々は、何回も言っていますけれども、ちょうど名古屋市との境になるところで、名古屋市側のほうは蟹江町側に比べて若干歩道部分ぐらいが狭くなっているんですよ。そうすると、道路幅が非常に狭くて、ただ、その代わりまっすぐな道なものですから結構スピー

ド出す車が多いんですよ。ちょっと最近はないんですけども、度々ちょっとした接触事故とか田んぼに突っ込む事故とかいろいろあるんですけども、その辺のことは名古屋市、または警察とかで協議はされてみえますか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、まず幅員9メートルの内訳というところですが、歩道としましては今2.5メートル幅で考えております。車道としては2.75メートル掛ける2の5.5メートルというところを考えているところでございます。

あと、県道との取付けとかそういったところに関しましては、県道との協議、警察協議、名古屋市とも調整をしながら確定していくところでございますので、今後もそういったところを進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○8番 水野智見君

安全対策はしっかり協議をしていただきたいと思います。

改めて確認ですけども、この2.5メートルの歩道部分、車道部分の5.5メートルという数字は、別に地元から要望があったわけではないですよ。

○土木農政課長 東方俊樹君

地元からということではないですが、私ども安全性等を考えまして、こういった幅員の構成としているところでございます。

以上です。

○8番 水野智見君

じゃ次に、この進入路はそうなんですけれども、それ以外のいろいろ周辺には道路があるんですけども、その辺のところの整備等は何か考えてみえることはありますか。

○土木農政課長 東方俊樹君

では、お答えをさせていただきます。

現在こちら山東7号線以外のほかの周辺道路についての整備は考えておりません。当面はこの町道山東7号線を通るルートとしておりますが、他の周辺道路につきましては、今後の交通状況等を確認しながら、必要があれば道路整備を検討していきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○8番 水野智見君

というのは、この斎苑の進入路のところには、東郊線のどん詰まりじゃないけど東郊線の一番最後のところになっておるところがあって、その辺のところも以前から度々事故があったところなんですよ。

今後はその辺のところは、私も議長もそうですけれども、いろんな人が県道への格上げの

ことは提案もしていますし、町長も県のほうにも足を運んでみえるということですので、県道への格上げに向けて対応していただければと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

再度確認ですけれども、進入路云々は、ここは入って退出するというこゝで、東西のところを基本使うということによろしいですね、あくまで確認ですけれども。

○土木農政課長 東方俊樹君

議員の言われるとおりでございまして、当面はその山東7号線を進入路、退出路とさせていただきますたいと思っております。

以上です。

○8番 水野智見君

それでは、4番目の舟入斎苑再整備後、道路も完成することも含めてですけれども、そしてたら最終的な完成図というか完成予定図みたいな、そういう考えのものはありますか。

○環境課長 太田圭介君

ただいま舟入斎苑の再整備に関する完成図についてのお尋ねでございますが、今回の再整備につきましては、既存施設の改修工事と接続道路の拡幅整備が中心でございます。新たな施設の配置ですとか大規模なレイアウト変更というものは予定はしておりませんので、全体構想図、いわゆる完成図といった新たな関係図の作成を行う予定はございません。

以上でございます。

○8番 水野智見君

今順次工事のほうが進んでいますけれども、先ほど冒頭にも言いましたけれども、私から見ると、斎苑は随分再整備していくに当たって前の雰囲気が変わったなというのは、先ほど言いましたように万代堀がなくなりました。樹木もなくなりました、なくしてもらいました。万代堀に関しては、以前大阪のほうで地震があったときに、不幸にも小学生が小学校の堀が倒れてきて亡くなったということがあって、それ以来、通学路を含めて蟹江町内一斉に調査が入りました。そのときに、通学路に限らず町内の施設のところの危ない堀をとるところで舟入斎苑のほうも見てもらって、いずれ解体するということが盛り込まれて、今回の再整備のときに取壊しをしてもらいました。ということで、私から見れば随分変わったなというイメージはありますが、今後どういうふうにしていくかということは順次考えていただければいいと思ひんですけれども。

実は、9月のときにも違ったことで確認しましたけれども、蟹江町の町立斎苑の設置及び管理に関する条例の中で第10条の中で、斎苑の使用許可を受けた者云々のところのいろんな地域のことが、舟入斎苑を蟹江町民と同じような形で使えるというのは、名古屋市内のところの住所地が書いてあったんですけれども、ちょっとこの住所地で気になるところがあるというのは、協和地区とか畑中地区、六軒家地区、あと福島地区は関係のところだからよく分

かるんですけれども、新茶屋地区とか小川から天目町などは、新茶屋もそうですけれども随分分離れているところだと思うんです。

今後完成するに当たって使い方等も、一本化になるものですから条件も変わってくると思いますので、そのときにこの条例等も修正されるんじゃないかなと思うんですけれども、その予定はありますか。

○環境課長 太田圭介君

ただいまの質問についてお答えさせていただきます。

今回の施設改修を竣工するに当たりまして対象者をどうするかにつきましては、また引き続き検討をしてみたいと思います。

以上でございます。

○8番 水野智見君

先ほど言った名古屋市の所在に関しては、ちょっとクエスチョンマークだと思いますので、改めて協議して、訂正するときでいいんですけれども対応していただければと思います。

それでは、最後に町長のほうに、斎苑一本化について町長ともいろいろ協議はさせていただきましたが、今後の整備も含めてどのようなお考えがあるのか、お尋ねしたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、水野議員のご質問にお答えしたいと思います。

この斎苑の再生計画、本当に長い間懸案となってございました。私が平成7年4月に蟹江町議会議員に当選をさせていただいた、その前ぐらいから話が結構あったように記憶をいたしております。

本町火葬場が昭和32年に整備をされました。舟入の火葬場が昭和63年ですか。30年以上、ともにたっている火葬場でありますし、名古屋市との関係で、これは水野議員のほう詳しいわけでありまして、できた状況で使用の制限がかけられました。

たくさんの方から質問を受けるんですけれども、私も本当のどうしてそういう理由になったかというのは、多分水野議員のほうがよくご存じだと思っております。本当にあそこにもともと名古屋市の火葬場をもっていくという大きな話があったやに聞いてございますが、最終的に先ほど説明があったように、畑中地区と蟹江町のこの一部が使うと。ただし、使用については若干の規制をかけるよということで、近畿日本鉄道の線路より南はという、そういう条文が入ったように聞いてございます。

時が流れまして、本町火葬場も一次燃焼炉だけでは、その西側、それから東側、福田川東側ですね、その地域の区画整理事業に伴いまして新しいまちが形成をされました。大変煙が流れる、臭いが来るということで、たくさんの方の苦情が当蟹江町に来ておるのも事実でございました。

そんな中で、舟入火葬場の改修並びに統合の話を担当者の方、一部地権者の方とお話をし

たという記憶がございます。若干の内容が違ってたというのか、霊柩車が目に前を通るのはいかがかということもあったやに聞きました。私も2回ぐらい会議に出させていただきます。議員のとき、町長のときだったのかも分かりません。ただ、非常に厳しい言葉で叱咤されまして、しばらくこれはなかなか難しいなと思ったのも事実であります。

ただ、そういう中、水野議員、それから吉田議員も含めて地元の皆さんにご協力をいただき、本当にある意味迷惑施設というのは申し訳ないんですが、やっぱり最期の尊厳を守る場所としてご協力をいただきました。本当に感謝申し上げたいというふうに思っています。

バグフィルターも強力なバグフィルターをつけまして、周囲の方には臭気だとかそういうのに対しては一切迷惑をかけないように、しっかりと我々も整備をさせていただくつもりであります。

また、道路の拡幅につきましては、前町長さんのときにもちょっと話を私も聞いたことがございますが、現実的に全てのものが多分頓挫をした、そんな時期だというふうに私自身は記憶をいたしております。

そして、連絡路につきましては、今後、先ほど完成図の話も出ましたけれども、決して完成図があるわけではなく、まずは一本化に向けてスタートをし、そして状況によっては、またいろんな方向でアクセス道路も考えていかなければいけない、そんな状況にあるというふうに思っております。

これから火葬場の必要性というのは非常に増していきます。地方自治体に火葬場のないところもあるようでありますけれども、今、八事の火葬場が大改修に入っております。今、茶屋の需要が急激に迫っております非常に空きがない状況で、皆さん本当に困って見えます。

そんな中で、蟹江町の皆様方にも一部ご無理を言って、茶屋の火葬場のほうで茶毘に付されていかれる方もございます。本当に申し訳なく思います。もうしばらくご辛抱いただき、来年の4月前までにはしっかりと整備をした火葬場がオープンされるということでございます。

ある意味、本当に我々としては感謝を申し上げますとともに、地域の皆さん方にも迷惑をかけないようしっかりと管理をこれからやっていきたいなと、こんなことを思っておりますので、どうぞよろしく願い申し上げ、説明になったかどうか分かりませんが、また、水野議員にはご協力をいただきます。よろしく願いします。

○8番 水野智見君

今町長からも触れられましたけれども、実はこの舟入斎苑が再整備される前には、名古屋の火葬場が国道1号線から東海通まで福田川沿いに、私が聞いたのは200基造りたいという相談があつて、周辺土地改良の関係、町内会の関係の人たちが集まって会議があつたというふうに聞いています。私は、結果論というか途中の経緯とか、そういうのしか聞いてないんですけれども、そうすると随分変わるんだなというふうなイメージもありました。

そうこうして名古屋の方がいろんな話をされている中で、たまたまうちに見えたときに、私も帰ってきて聞かれて、そのときにいろんな話をした中で、条件的には賛成はできないけれども、というのは、前はほとんどの人が、先ほど町長も述べられたように、霊柩車が1日に何十台通るようではちょっと嫌だと、そういうことで、いろんなところ、ほかのところはみんな反対であったんですけれども、私も基本的には反対というか賛成はできなかったんですけれども、いろんな条件が思いついて、今の八事じゃないですけれども大きな町になっています。八事の火葬場は全部墓地に買収して、火葬場を一本化してやるというのが、名古屋市の当時の考え方だったんです。時期はもう昭和の終わり。その後にバブルが来ましたので、名古屋市としては本当にやる予定があったみたいですが、結果的にはいろんな住民、一部の住民の方からの強い反対があって、できなかったんですけれども。

そういう中での舟入斎苑に関しては、いろんな経緯があります。私も全て知っているわけではないんですが、そういうこともあるものですから、前回今回とちょっと確認をさせていただきました。

整備していくに当たっては、しっかり周辺の、特に霊柩車が迷惑とか云々というよりも車のことが非常に心配なんですよね。先ほど冒頭で言いました、私、土地改良の関係やっけて、この5月ぐらいから9月頃までは、度々あの辺りに自転車とか車で水回りとか田んぼの関係とか、それ終わってからも、今度1号線近くのほうの道路の拡張工事がありますので、それらの立会いとかが、いろんなことであの周辺には関わることがありますので、気になって、道路のほうの関係の整備も今後はやれることが何があるかということ、東西の進入道路に限らずに考えていっていただきたいということで質問させていただきました。

町長にも力強いお言葉いただきましたので、含めてよろしくお願ひしたいと思ひます。

これで私の質問を終わります。

○議長 伊藤俊一君

水野智見君の質問を終わります。

○議長 伊藤俊一君

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会をいたします。

(午後4時42分)